

2009 年度

アジア経済研究所業績評価報告書

2010 年 6 月

独立行政法人 日本貿易振興機構
アジア経済研究所

< 目次 >

. 2009 年度アジア経済研究所業績評価の実施について

- 1 . 趣旨 3
- 2 . 評価対象事業 3
- 3 . 評価実施体制 3
- 4 . 評価実施方法 3

. 調査研究事業

- 1 . 評価項目 7
- 2 . 評価結果(5 段階評価結果) 9
- 3 . 研究成果に対するコメント 10

(参考資料)

- アジア経済研究所業績評価の実績 79

. 2009 年度アジア経済研究所業績評価の実施について

1. 趣旨

アジア経済研究所における調査研究活動及びその他の事業活動を的確に評価することにより、研究所の活性化を図りさらには研究所事業の透明性を高め国民への説明責任を果たすことを目的として、「アジア経済研究所業績評価委員会の設置に関する内規」に基づき、2009年度アジア経済研究所業績評価（以下「業績評価」）を行った。

業績評価は、独立行政法人評価委員会で開催される法定評価とは別に研究所が自主的に行うものであるが、評価結果については経済産業省独立行政法人評価委員会での評価に活用するものとする。

2. 評価対象事業

2009年度は、調査研究事業、成果普及事業、研究交流事業、図書館事業、人材育成事業の内、法定評価の対象となっている「調査研究事業」について業績評価を実施した。

3. 評価実施体制

2009年度に終了した28研究会の研究成果の査読を行うため、1研究会あたり2名計56名の専門委員を委嘱した。

4. 評価実施方法

専門委員は、調査研究事業の研究成果を評価し、評価票の評価項目に従い、5段階の評価点を付し、定量的な評価を行うとともに、自由記述によるコメントを付し、定性的な評価も行う。

最終的な評価については事務局で報告書にとりまとめ、公表する。

**・ 調査研究事業
(研究成果評価結果)**

評価項目

「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。

「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。

先行研究についての確かな言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。

この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。

論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。

総合評価

<5段階評価の基準>		
5 . 大変評価できる	4 . 評価できる	3 . 普通
2 . あまり評価できない	1 . 評価できない	

評価結果(5段階評価結果)

	(a) 転換期の中国		(b) 中国とインドの産業発展過程		(c) 包括的成長へのアプローチ		(d) 新興諸国における高齢者		(e) 開発途上国の障害者と法		(f) アジア産業クラスター形成		(g) 後発開発途上国の開発戦略		(h) 新興民主主義の安定		(i) 中東における民間企業		(j) 21世紀のファミリービジネス		(k) 朝鮮民主主義人民共和国		(l) 東アジア地域主義		(m) ラテンアメリカ代表構造		(n) トルコの公共性	
	a1	a2	b1	b2	c1	c2	d1	d2	e1	e2	f1	f2	g1	g2	h1	h2	i1	i2	j1	j2	k1	k2	l1	l2	m1	m2	n1	n2
検討者																												
(評価項目)																												
◎「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。	4	5	5	5	3	4	5	5	5	5	5	2	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	5	5
◎「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。	3	3	5	4	5	5	5	3	3	4	5	3	2	3	4	5	4	4	5	5	5	5	2	5	4	4	5	5
◎先行研究についての確かな言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。	4	5	5	4	4	4	5	3	3	5	5	4	2	5	5	5	4	5	5	5	5	3	5	5	4	4	5	5
◎この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。	4	3	5	5	4	5	4	3	5	4	5	5	2	4	5	4	4	3	5	5	5	4	3	5	5	4	4	5
◎論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。	3	5	4	4	5	4	5	4	3	4	4	4	2	5	5	5	3	3	4	5	3	5	3	4	5	4	3	4
総合評価(5段階評価)	4	5	5	5	4	5	5	3	5	4	5	5	2	4.5	5	5	4	4	5	5	5	5	3	5	5	4	4	5
平均	4.5	5.0	4.5	4.0	4.5	5.0	3.3	5.0	4.0	5.0	5.0	4.0	5.0	5.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0	4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5

	(a) イスラム金融のグローバル化		(b) 国際資本移動と東アジア		(c) 東アジアの経済統合		(d) 中等教育就学の決定因		(e) 農業の生産性と経済発展		(f) 国際安全保障における地域メカニズム		(g) 財政分権化と開発		(h) 技術者と産業発展		(i) 経済開発過程における環境		(j) 中国の水汚染問題解決		(k) フェアトレード		(l) ポスト開発期における韓国財閥		(m) 受託生産取引		(n) 国際リサイクル制度設計	
	a1	a2	b1	b2	c1	c2	d1	d2	e1	e2	f1	f2	g1	g2	h1	h2	i1	i2	j1	j2	k1	k2	l1	l2	m1	m2	n1	n2
検討者																												
(評価項目)																												
◎「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。	5	4	5	5	5	5	5	3	5	5	3	4	5	5	5	5	4	5	5	5	3	5	4	5	5	5	5	5
◎「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。	5	3	4	4	4	5	4	4	4	5	4	2	4	4	4	4	4	3	5	5	3	4	4	5	4	3	5	5
◎先行研究についての確かな言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	2	5	5	4	4	5	4	3	5	4	3	5	3	5	5	4	5
◎この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。	5	4	3	5	5	4	4	5	3	4	4	4	5	5	5	5	4	4	5	5	3	4	4	5	5	5	3	5
◎論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。	5	3	5	4	4.5	5	5	5	4	5	4	3	4	4	5	4	5	4	3	5	3	3	5	4	5	5	3	5
総合評価(5段階評価)	5	4	4	5	5	5	4.5	5	4	5	4	2	4	5	5	5	5	4	4	5	5	3	5	4	5	5	4	5
平均	4.5	4.5	5.0	4.8	4.5	3.0	4.5	5.0	4.5	5.0	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0	4.5	5.0	4.5	4.5	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5

- (a) 転換期の中国－経済成長と政策決定のダイナミクス
- (b) 中国とインドの産業発展過程の比較研究
- (c) 包括的成長へのアプローチ－インドの挑戦
- (d) 新興諸国における高齢者の生活保障システム
- (e) 開発途上国の障害者と法－法的権利確立の観点から
- (f) アジア産業クラスター形成と地域統合
- (g) 後発開発途上国の開発戦略
- (h) 新興民主主義の安定
- (i) 中東における民間企業の成長と課題
- (j) 21世紀のファミリービジネス－メキシコの実例
- (k) 朝鮮民主主義人民共和国の経済管理と産業構造
- (l) 東アジア地域主義における台湾、香港の参加問題
- (m) ラテンアメリカにおける「代表構造」の転換とその政治的意義
- (n) トルコの公共性
- (o) イスラム金融のグローバル化と各国の対応
- (p) 国際資本移動と東アジアの新興市場諸国
- (q) 東アジアの経済統合－理論と実際
- (r) 中等教育就学の決定因とその変化－インドネシア農村の実例
- (s) 農業の生産性と経済発展－要素市場の不完全性と農地所有構造が与える影響
- (t) 国際安全保障における地域メカニズムの展開
- (u) 財政分権化と開発－政府間財政間経緯のあり方とその開発への影響
- (v) 技術者と産業発展
- (w) 経済開発過程における環境資源保全政策の形成
- (x) 中国の水汚染問題解決に向けた流域ガバナンスの構築－太湖流域におけるコミュニティ円卓会議の実験
- (y) フェアトレードは貧困削減に結びつくのか
- (z) ポスト開発期における韓国財閥の成長と転換
- (aa) 受託生産取引を通じた後発国企業の成長メカニズム－台湾ノート型PC製造業研究
- (bb) 国際リサイクルの制度設計

平均
総合 **4.5**

研究成果に対するコメント

(a) 転換期の中国 - 経済成長と政策決定のダイナミクス

(a - 1)

< 総論及び序章 >

- ・ 課題名「転換期の中国」は過去 30 年にわたって使用されている題目であり、何らかの今日的な示唆を含んだ命名をした方がよいのではないかと。
- ・ 政治と経済の相互連関を意識したアプローチ手法の着眼はよい。
- ・ ただ、本研究の第 1 章から第 5 章のそれぞれは問題の解明を試みているが、全体として研究目的を遂行できる構成であるかは疑問が残る。(テーマとの関連性が弱いものが含まれる一方、他に必要な分野、例えば産業政策や通商政策などがあるのではないかと)
- ・ 先行研究について、現実には山ほどある研究について網羅、或いはバランスのとれた言及は難しく、レビューされた研究の範囲や指摘が妥当であるかの判断もまた難しい。
- ・ 現実的には、プロジェクト(「中国総合研究」)自体の意義や位置付けと其中での役割を明確にし、的を絞って述べる程度でもよいのではないかと。先行研究の提示の仕方については、今後ある程度簡素化や集約化(データベース化)を検討してもよいと思われる。
- ・ 各研究機関が行う共同研究には一見同工異曲に見えるものも含まれるが、いきなり突出した成果が生まれるものではない。こうしたプロジェクトの地道な積み上げが研究全体のレベルを引き上げるものであり、前頁の評価は特に傑出したものではないが、本研究成果の意義や成果は大いに評価するものである。
- ・ 個別の論文の主張、論点にはいずれも興味深い示唆が見られた。

< 第 1 章 >

- ・ 「宏観調控」という用語が、実際に定着したのは 1993 年と査読者は記憶している。過去の「経済調整」という引締めと同義の用語が変わって朱鎔基副首相(当時)が用い、その概念が当時議論された。また経済工作会議の開始からも分かるように、93 年、すなわち朱鎔基が経済政策の実権を掌握してから現在の原型が有るのではないかと。
- ・ 年央でのレビューや再調整にも言及がほしい。
- ・ 日記や回想録等の記録も重要な検証手段となりうる。これらの資料を用いる試みはよい。
- ・ 金利など人民銀行の政策決定についても、今後の課題として取り上げてもらいたい。

< 第 2 章 >

- ・ 興味深い考察、示唆が多々あった。
- ・ 農村住民の収入の伸びが高い傾向については、78 年という起点の問題や 18 地域の特性など、さらに精査が必要に思われる。

< 第 3 章 >

- ・ 問題点が整理されて分かりやすい記述だったが、結論を含めてやや平板か。

< 第 4 章 >

- ・ 所有構造改革の目的は何か? 4 頁に記された問題解決のためなのか? ならば、経営財務分析によって何が明らかになるのか? その辺の関連が必ずしも整理されていないように感じられた。経営財務分析を通して何を明らかにするのが問題意識(仮説)を明確に打ち出した方がよい。

< 第 5 章 >

冒頭の「政治改革」をはじめ、民主化、メディア改革、報道の自由化、報道改革、新聞改革等それぞれ何を指しているのか、それらが曖昧なまま議論が進められているため、何が明らかになったの

か分かりにくい。問題認識の整理が必要ではないか。

(a - 2)

本書の目的は、従来の中国研究が陥りがちであった政治分析と経済分析の一方通行という傾向を批判する立場から、むしろその相互関連を追求し、政治・経済の両面を有機的に統合化することを試みたという。中国はそれを「政経不可分」というスローガンで追求してきたといえる。政経を一体化しなければ現実はなかなか理解できないし、説得的にならないという理屈は日本の中国研究者も分かっているものの、それは膨大な作業になるし、個別の著者の手に負えないというのが現状ではないか。

政経不可分のやり方として取り上げられているのが中国社会の変化である。確かに改革と開放のなかで中国を動かす力学は確実に変化を遂げつつある。一党支配という体制は断固として守るという中共中央の立場に変わらないものの、社会を動かすアクターが多様化しつつあるという。それは本書で取り上げられている中央政府に対するメディア、中央計画部門に対する地方政府、計画に対する市場の役割、地方幹部に対する農民專業合作社、農村企業の役割であるという。これは「構造変動」として、いずれ体制を変えることになるという立場と、こうした変化に対し悲観的な見方が入り混じっている。これは現在の日本の中国研究者のなかでも中国の近代化が何時まで続くのかという見通しで意見が分かれるところであり、やむを得ないところであろう。

研究会の成果のなかに何をとりあげるべきか。政経不可分の立場から中央と地方政治のメカニズム、農業問題、農村企業の財務分析、報道改革などが取り上げられている。個々の論文の問題関心や内容は十分評価に値するが、中央と地方が各1つ、農業関連が2つ、報道改革が1つであり、若干バランスを欠くのではないか。特に都市部の国有企業と商業関係の二つが「経済成長と政策決定のダイナミックス」というテーマにあたって大きな変化を遂げたと思う。これを取り上げて欲しかった。

(b) 中国とインドの産業発展過程の比較研究

(b-1)

本研究は後発産業化大国であり、経済制度改革を経てきた中印両国が、先行国・地域を追跡している部分と独特の様相を示している部分とを、企業調査をベースに包括的に明らかにしようとした先駆的作業であり、また巨大国内市場をもつ後発大国相互間でも特徴的差異が存在することを描き出し分析している点で非常に優れた研究である。

個々の章に関しては、その意義を含めて査読者には以下のように読み取れた。

第1章では、中国の分散的・競争的な産業組織とそうではないインドの産業組織との差異が指摘され、産業発展のあり方、企業レベルの生産のあり方が、中国とインドとでは異なることが示され、両国の産業発展の性質の差異が包括的に把握できる。

第2章では近代工業に対応する人的資源が、中国ではそのレベルは低位であっても広く形成され、資本に対して人口が豊富であるという資源賦存条件を生かした工業化を可能にしたことが、他方インドでは中国と比べれば労働の需給ギャップを形成するような人的資源形成のあり方が、ITやサービス産業の発展につながっていることが示される。

第3章では、巨大な国の経済発展過程で地方政府が資源配分を歪めている点を財政の視点から分析している。中国のほうは中央に対する地方の財政的自立の性質が、逆にインドでは中央に対する地方の財政的依存が、資源配分の歪みをもたらしているという。

第4章ではIT関連産業の比較検討を通じて、中印両国はともに人口大国ながら、中国のほうが資源賦存条件に沿って労働集約的産業の発展を実現してきたのではないかと第2章と関連する示唆が得られる。

第5章は、自動車産業を事例に、同じ低価格車といっても、そのコンセプトと低価格化の手段が異なるという、中印両国産業発展の特徴的差異に迫る指摘がなされている。オートバイ産業の事例で両国産業組織と競争の性質の違いが分析されている第8章とともに、第5章は中印両国の産業発展の差異を最も鮮明に示すものといえる。第6、7章も自動車産業に関する検討で、トヨタの展開を分析した第6章は自国資本（地場企業）を主体とする本研究のなかでは異色の章だが、外資政策の差異もトヨタのパフォーマンスに差をもたらしているように読め、興味深い。第7章は、内燃機関の自動車産業の発展と環境・エネルギーをめぐる諸政策課題の視点から両国におけるEVの発展可能性を展望したものである。自動車に対するニーズの違いにも言及されている。

第9章では情報通信技術サービスについての比較が行われ、中国の事例地域は中央の政策と市場対象の限定性のゆえにインドよりその発展において劣位にあるとされるが、第10章のソフトウェア・オフショアサービスの事例では、地方政府のサポートのゆえに中国の発展の将来性が見出されている。

第11章では電子工業（テレビ製造）を事例に、市場拡大、産業形成のあり方（制度改革と関わり）が中印両国間の市場競争の構造の差につながっていることが指摘される。最終章とも関連するが、性質の差異には経路依存性が一定程度あるように読み取れる。

最後の2つの章はいずれも広義の繊維産業を事例にとりながら、経営主体を取り巻く制度政策的要素を検討している。第12章では、山東省とタミール・ナードゥ州の比較から、グローバル化のなかで、当該産地・集積地の地方レベルの訓練機関の役割が評価され、第13章は農業大国の産業構造転換をめぐる政策矛盾を論じたものと理解できる。

以上興味深い各章の検討はいずれも個別の論考としては非常に優れたものと言うことができるが、敢えて執筆者のご高見をうかがってみたい点を以下に少しあげる。

まず、第7章に関しては、独立した論文としては優れた内容をもつと思うが、経済・産業発展の特色を明らかにするという本研究の目的に照らしたとき、中国ですでに1億台普及している電動二輪車（三輪車）を視野から外すことが妥当であっただろうか？中国の電動自転車は先進工業国で開

発されている EV とは別概念の低速電動車両の技術的基盤を形成しているし、中国に固有の内燃機関低速車両（農用車）が電動車両に置きかわる可能性なども、本来は分析視野から外せないのではないと思われる。第7章に関してのこの点は、中国とインドの地場企業の観察、固有の特徴の抽出という本研究の目的に照らした時、非常に惜しまれる部分であり、項目別評価の評点は、主に全章の視点の統一性という点から判断したものである。また、第3章は地方政府の介入による資源配分の歪みについて検討されているが、たとえば中国の場合、移行期の制度条件の下では資源配分の歪みはある程度不可避で、むしろ地方間競争と過剰投資が産業形成に一定の役割を果たした点を、もう少し積極的に評価してもよいように個人的には感じる。

とはいえ、企業ベースの調査にもとづく比較研究から中国・インドの経済・産業発展の特色を明らかにし、両国の市場経済システムのあり方、特色を考察するという本研究の目的は十分に果たされていると判断される。なお、第1章で全体の概観と論点の抽出は行われているが、最後に全体を総括する Conclusion の章があれば、本研究の意義もより高まるように思う。

(b-2)

本研究会報告書は、多くの先行研究にみられるような、単なる中国とインドの産業比較の域を越えて、東アジアのキャッチアップの経験とも比較しながら、企業や産業の技術形成の観点から中国とインドの成長を説明しようと試みている大変意欲的な報告書（著書）である。

各章において、そのような目的に沿うための努力がみられるが、フィールド調査等が中国に偏っていたこと、（結果として）一般的な比較研究に留まっている章があることは残念である。ただし、これらの成果が中印比較研究の文脈に大きな貢献をすることは間違いないだろう。

その他の残念な点として、IT 産業と自動車産業を扱う章が多いため、それらの産業についての基本的な情報（歴史・統計等）が各章で重複している。調整は難しいと思うが、同じ産業は、一つの「部」にまとめるなどして、すっきりさせるのも方法かと思う。

また、IT 産業を扱った各章においては、先行研究のレビューが不十分のように見える。インドと中国の IT 産業を比較した研究は世界銀行をはじめ、これまでかなりの蓄積があると思う。先行研究との差別化を図り、本研究会の貢献を示すためにも配慮されるべきであった。

なお、以下の3つの章にのみコメントをしたい。

第1章

Preface と Chapter 1 (introduction)に分けた方がよいと思う。

例えば、この本の特徴や各章の紹介、方法論を簡潔に述べている3節までを preface、4節以降を第1章 Introduction にするなど。このままだと長すぎて、せっかくの良さが浮き出てこない、あるいは活かせていないように思える。

第2章

先行文献の整理・言及、論文のまとめり・流れ、いずれにおいてもとても良かった。

第5章

地場企業の技術習得のプロセスを Chery/Geely（中国）と Tata（インド）の事例で明らかにしている。自動車産業の専門家には周知の内容が多いかもしれないが、両国の相違が明白に描かれていて良いと思う。

次の第6章(p.9)において、Fiat India Automobile が Fiat と Tata の合併だと書いてあったが、Tata の技術習得のプロセスにおいて、Fiat からの影響は全くないのか。第5章では Fiat についての言及はなかったように見えるが。

(c) 包括的成長へのアプローチ インドの挑戦

(c-1)

1. 評価項目 がCとなっている点について説明が必要。Inclusive growth の定義にあいまいな面があることは、調査研究実施細目の(3)でも指摘されるところであるが、本成果の Introduction においても、その点が克服されていないと読めたからである。とくに、政権のベーシックなコミットメントである「経済改革」との政策的斉合性、Inclusive growth 実現のための政策手段（市場活用か公的関与か 後者の場合での行財政改革の準備の有無、あるいは両者の中間形態としての NGO の活用、官民共同など）など、多様な側面からさらに詳細な検討がほしい。そのような整理をしていただければ、現政権 = 統一進歩連合政権の政策としての Inclusive growth の意味が明瞭にとらえられるのではないだろうか。
現状では、個別の章は、inclusive growth という概念を導入せずとも、(Introduction で引用される Hanumantha Rao の言にあるように) 従来から取りあげられてきた課題を対象としており、表題中の inclusive growth は「束ね役」として機能するにとどまっていると思われる。ただし、全体としては評価項目 でしめしたように、たいへんまとまった論集であると思う。
2. 評価項目 については、Bとしているが、個別の評価が許されるなら、うちふたつの章についてはAに相当すると考えている。また第4章は、論文として構成を工夫される必要があるのではないか。第9章の9.4以降は政府の開発計画文書からとられたものであろうか。

(c-2)

1991年に始まる経済自由化政策の全面展開は、インド経済を高度経済成長の軌道に乗せ、過去約20年の成果は非常に大きなものと評価することができる。しかし、地域間格差、経済階層間の格差、カーストや宗教・男女間格差などの格差の問題は、縮小するどころか拡大しており、インド政府も、そうした危機感から、第11次5カ年計画では『包括的成長』(inclusive growth)を最重要課題としている。かかる意味で、本研究会の実施はタイムリーであり、かつその研究成果の学術的・政策的意義は大きい。

また本研究成果は、所得に焦点を当てた狭義の格差分析を大幅に超え、農地を含む資産、制度的金融へのアクセス、物的インフラ（道路、電気など）、社会的インフラ（保健、教育など）といった非常に幅広い領域における格差の問題をカバーし、それらの地域間、経済階層間、社会階層間の格差の実態とその変化を明らかにし、かつその背景にある要因分析を行った、優れた貴重な成果として、高く評価できる。また、インドの最後進州であるビハール州に焦点を当て、その後進性と政治構造との関連、および開発戦略に対する考察と政策提言を行ったこと、さらに、これまでの研究が農村にやや偏りを持っていたことを踏まえ、デリーの都市部の貧困や格差問題に焦点を当て、一次データの収集と分析を行ったこと（第5章、第6章、第7章）も、本研究成果の優れたユニークさとして、高い評価に値する。また、格差の要因分析において、NSS データを使った計量的手法が駆使されており、インド研究者や政策担当者のみならず、世界の第一線の研究者に対して成果を発信し、議論できる形にした点（ただし、計量分析は、どうしても特定の細かい仮説を論証するにとどまってしまう傾向があるので、扱うトピックが部分的・断片的になってしまうことは避けられない）は、大いに評価に値しよう。

以下は、若干の感想。

1. 序章では「緑の革命」の意義をやや狭くとらえすぎているのではないかと感想を持った。確かに都市部の労働者への食料の低価格による安定供給、およびその結果としての賃金高騰の抑制という効果は大きいですが、1980年代に生じた北西部以外の地域での農業生産性の上昇と農産物の増産、とりわけ東部や南部におけるコメ、中部雑穀地帯における油糧種子の増産は、北西部以外の地域での農村所得向上をもたらし、それがインド国内の工業部門やサービス部門の市場を創出し、1991年以降の高度成長に貢献したという面もあるのではないだろうか。
2. 評者は、「包括的成長」のためには、農村の低所得層が農地を購入することも重要である（第2章）が、加えて、彼らやその子弟が有利な非農業セクターへ就業していくことが重要と考えている。高カーストや高所得階層が、高等教育を媒介として都市のホワイトカラーに就職し、一方で、主として教育が十分でないため、中低位カーストや中低所得階層がブルーカラー職や

都市インフォーマル・セクター、建設労働などに出て行くしかなく、それが格差の固定化・拡大をもたらしているとすれば、その現状を正確に把握し、必要な政策提言を行うことが重要と考えているが、本研究会でこの問題を扱えなかったことは、残念である。

3. 第6章のVoice 仮説は面白く、たぶん正しいとは感じるが、もう一步、その仮説を補強するようなサイド・エヴィデンスの提示（ケース・スタディ、あるいは具体的なヒアリングの結果など）があれば、より説得的になったと思われる。
4. 第9章のビハール州の開発戦略に対する提言は、基本方向としては正しいと思うが、具体性に欠け、一般論にとどまっていると感じた。たとえば、豊かな水資源を活用した農業開発は、公共投資の必要な水路灌漑に重点を置くのか、それとも農民の私的投資に依存した管井戸灌漑に重点を置くのかで全く意味が異なってくる。また、1990年代以降、インド農業は、穀物増産に専念していればよかった時代から、高付加価値農業の発展が必要な段階に移行したと考えられる（農業が2%強の低成長に苦しんでいるのはそのため）。要は、増産と需要の頭打ちに伴って、穀物の実質価格が下がり続け、パンジャブ州など先進地の農家も展望が見えない状況にある中で、ビハール州での（たぶん）コメ増産は、（むろん慢性的飢餓を解消し、かつ農村所得の底上げになり、地域経済は大いに発展するであろうが）全インド的にはどういう結果をもたらすか、PDSの将来構想やコメの補助金付き輸出の評価とも合わせ、より深い考察が必要ではなからうか。

以上、いろいろ注文を付けたが、「ないものねだり」で、基本的には非常に優れた研究成果であることは間違いないと思う。評者個人にとっては特に、第5章、第7章、第8章から学ぶことが多かったと、深く感謝申し上げます。

(d) 新興諸国における高齢者の生活保障システム

(d-1)

- ・素晴らしい研究だと思う。
- ・批判的老年社会学という分析枠を使われたのは、成功だと思う。
- ・「老いるアジア」という表現があるが、アジアだけではなく他の地域も例外ではないことを学んだ。ラ米等で出生率転換期間や高齢化率倍加期間を一覧にすることは可能だろうか。(参考：店田廣文編「アジアの少子高齢化と社会・経済発展」、早稲田大学出版部、2005年、p.282)
- ・この研究では、社会保障制度を中心として検討されている。現場とかかわってきた者としては、高齢者福祉の実態はどうかという質問をすることになる。社会保障制度の成熟していない国では、社会福祉制度が機能する必要があるだろう。たとえ、それがヴォランティアなものであっても、高齢者の生活保障という面ではそれなりの価値のあるものである。
- ・高齢者を residual な者とする日本と違って、社会的先達とする韓国の考え方は、たいへん興味深いものである。インドではどうかだろうか。このような文化としての高齢者のとらえ方の国際比較は、関心を呼ぶのではないだろうか。
- ・各章で検討された国々には、イスラム、ヒンドゥー、仏教という宗教の異なる国がある。多分、宗教という文化的背景の相違で、高齢者のとらえ方が異なるのだろう。そうすると、当然のこととして、この高齢者のとらえ方の相違が、政策の相違として出てくるような気がする。宗教という文化を考慮した場合、高齢者のとらえ方は国によって異なるのであろう。なお、南アフリカについて全く知識はないが、伝統的地域社会の役割が大きいのではないかと想像している。
- ・南アフリカやキューバについては、全く知識がなかったので、いい勉強になった。ただ、キューバについていえば、社会主義体制がすでに崩壊しているのではないかと考えており、その中で、どれほど国民の生活保障が可能なのか疑問はある。多分、ボランティアな活動はあるのではないだろうか。
- ・結論として、今までにない素晴らしい研究であることを、強調しておきたい。

(d-2)

本書の最大の持ち味は、アフリカ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、キューバ、香港、台湾、韓国、中国といった新興諸国の国々をフィールドとする地域研究者が、それぞれの専門的知識を生かして、欧米を対象とした研究からは得られないオリジナリティある成果を提示することにあると考えられる。そのオリジナリティを引き出すために、言説分析という方法が採用されているが、それが十分にうまく展開されている論文と、そうでない論文があり、完成度に差がみられる。そのため評者の本書全体にたいする評価は多少低く見積もったものとなった。

完成度の高い論文は、「第3章アルゼンチンにおける福祉国家と高齢者の生活保障言説の変容」「第4章メキシコの高齢者福祉政策における照準化と普遍主義」「第5章キューバの高齢者の生活保障に果たす国家の役割」「第6章香港における貧困の高齢化」である。

言説分析について赤川学も触れていることであるが、収集される言説の適切性やその言説固有の存在様態の探究が、言説分析のひとつの鍵となる。本書の執筆者は、研究対象地域を研究する上で必要な語学や専門知識を駆使して適切な言説を収集し、またその言説の存在する意味や価値を理解したうえで分析を行うことが求められることになるが、上記の論文はその目的を果たしている(た

例えば、第4章では指導者の演説、共産党機関紙や労働組合機関紙などの政府および単一政党メディア、カトリック教会のメディア、第6章では政府、オピニオン・グループ、政治団体、立法会、安老事務委員会、医学・老齢専門家など、多様かつオリジナルな素材への目配りがなされている。また、言説分析のもうひとつの鍵は、記述の密度である。個性のある多様な言説を具体的に厚く記述することが、創造性・独創性に富んだ分析内容と結果を生むことにつながる。そのような記述も、上記の論文で試みられている特徴である。

これらに対して、「第7章台湾における高齢者福祉政治の展開」「第8章『韓国型福祉』言説と高齢者・高齢化問題」「第9章中国の高齢者保障制度の構築と言説政治」は、完成度が低い。

第7章は、前半の高齢者の生活実態などの描出もやや貧弱であり、後半の言説分析では、社会運動団体に注目する視角については理解できるが、政策形成過程にかかわるアクターの全体像やそのなかで社会運動団体がどのような位置にあるのかが見えてこない。

第9章は図表が不完全にしか作成されていない、説明不十分な点が散見される（「60歳以上の高齢者人口」「65歳以上の高齢者人口」という表現と年齢を明記しない「高齢者人口」の併用、日本では75歳以上を後期高齢者というのに対して「80歳以上の後期高齢者」と表記、など）、注が不完全であるなど、査読論文としての完成度が低すぎる。

第8章でも第9章と同様の不十分さ、不完全さがみられるのに加えて、先行研究への言及がない点は、大きな欠陥である。執筆者は、「意外なことに老人福祉（法）に関する議論は少ない」としか説明しておらず、これでは学術論文としてたいへん不十分である。

韓国では、玄外成の研究『韓国と日本の老人福祉政策形成過程』（裕豊出版社、1994）があり、老人福祉法の制定過程も含めた政策形成過程の精緻な分析が行われている。また、日本ではそれを参考文献の一つとした株本千鶴「韓国における老人福祉政策 1980年代末まで」（『社会事業研究所年報』第34号、1998年）や、株本千鶴「韓国における老齢手当制度と敬老年金制度の形成過程について」（『人文学報』第310号、2000年）がある。その他にも日本語文献はあるし、韓国語文献はもちろん多数ある。これら先行研究の評価を経たうえでオリジナルの議論を展開することが正当な手順である。

(e) 開発途上国の障害者と法 - 法的権利確立の観点から

(e-1)

障害者の権利条約に批准手続きが進む中で、障害者の法的権利の視点から障害者の非差別、法の下での平等、司法へのアクセスの実現可能性について考察したものであり、その社会的意義は高く評価することが出来る。全体としては、その研究成果を高く評価するものであるが、次の2点についてコメントする。

第一は、法制度とその具体的な施行との間には乖離があるのが一般的である。特に、社会的経済的な制約が大きい発展途上国においてはこの傾向が見られる。したがって、政府等が発表した情報では必ずしも実態を十分に反映していない可能性がある。論を展開するにあたって政府その他が発表している資料に基づいて論じたのか、現地を訪問して実態を調査した上で論じたのかについては明確に記述する必要があると思われる。

なお、この点は、一部では明確に述べられており評価できるが全体としてはやや不明確である。

また、国際協力機構(JICA)等では、20年以上前から本研究報告書で取り上げられている国々から研修生を受け入れ、障害者リーダーシップ・トレーニング・プログラム等さまざまな研修コースを開設し、その中で各国の障害者の状況については参加者がレポートをしている。これらの資料を活用すれば、各国の障害者のおかれている状況については把握が可能と思われるが、参考文献にこれらの資料が活用されていないのは残念である。

第二は、用語の問題である。障害及び障害者に関する用語は、国会でも論議された経緯等もあり、研究者も敏感でなければならない。

(1)序論では、「障害者・非障害者」の用語が使われているが、3章3・5ページ、4章7ページでは「健常者」、「健常児」が用いられている。これらの用語は、障害のない者・非障害者、あるいは障害のある児童ない児童等の表現が適切と思われる。

(2)知的障害の用語であるが、英国では Learning Disability、米国では Mental Retardation が用いられている。したがって、この用語の使い方の違いが国際的にも混乱を与え、英国の影響を受けた国では知的障害の意味で Learning Disability を用い、米国の影響を受けた国では Mental Retardation を用いている。したがって、3章2ページ、下から2行目の学習障害は、知的障害の可能性があるので確認願う。また、5章2ページでは、Mental Retardation を精神遅滞と訳してある。精神遅滞と訳すか、知的障害と訳すかご検討願う。

(3)最後に単純なミスと思われるが、rehabilitation は、日本では更生の訳語を用いている。したがって、社会福祉・退役軍人・青少年更正局(Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation)の更正は、更生が適切と思われる。

(e-2)

はじめに

障害者権利条約の採択(2006年12月)により、世界各国の障害者立法の動向は、大きく「変容」した。各国の障害者法制は、同条約との整合性を保つため、まさに「パラダイム転換」を余儀なくされた。が、とりわけアジア諸国における、その内実と運用(権利の実効的保障システムの存否と機能)についての明確な問題意識と考察視角をもった研究は、ほとんどみられない。「開発途上国の障害者と法 法的権利確立の観点から」(以下、「本研究」と略記する。)は、この意味で、バイオニア的な性格をもつ共同研究であり、対象国は限定されてはいるものの、当該分野における今後の研究の展開にとって必要不可欠の研究として引用、援用されうるアジアからの「発信型」研究成果であると評価できる。

1. 「権利に基づくアプローチ」と「障害者と法」

本研究が、国際的動向をも踏まえて、「障害者と法」にかかわる基本的な考察視角を「権利に基づくアプローチ」(以下、「権利アプローチ」と略記する。)においたことは妥当でありかつ正当であろう。この視角からアジア諸国の障害者法制を照射することによってこそ、またこのアプローチに「こだわる」ことによって、現状の分析と将来の課題の解明が可能となり、さらなる研究への志向性が明らかになると思うからである。同時に、障害者権利条約の主要原則を「権利アプローチ」に収斂させることによって、「障害」、「障害者」の確定と境界設定を迫られるという難題にどう向き合うのか(フィリピンの「障害者のマグナカルタ」そのものが新たな「障害」を創りだしてきたことなど) また、「権利」論にこだわることは、その「限界」を認めることにも躊躇しないことになるということにも「自覚的」であったという明確な「言及」もほしかった。

2. アジア太平洋地域の「障害者と法」研究の意義

本研究は、2009年の「アジア太平洋地域における障害者権利条約と国内法の調和に関する専門家会合」のバックグラウンドペーパー(Byrnes[2009])を直近の先行研究とし、そこで論じられていない、個別国家の障害者立法の動向と問題点および当該国家の課題を考察しようとするものである。各章がとり上げた国の立法内容とその解釈・運用の現状と課題には、より普遍性をもって多くの国々が課題とすべきものも多く、新たな先行研究としての価値をもつものと思われる。本研究全体の基本的な考察視角を「権利アプローチ」としたことからすれば、まず、憲法上の明文規定の存否による立法動向および立法内容の違い(あるとすれば)、また、裁判規範性を前提とした司法判断と従来の恩恵的政策的立法のもとでの司法判断の違い、あるいは司法審査基準として「合理的配慮」や「正当な便宜」が具体的にどのように判断され、機能してきたのか(十全に機能しなかったのか)などについて、より総論的な考察(あるいは「まとめ」)が必要なのではないかと感じさせられた。

また、序章表1によれば、アジア太平洋地域の障害者立法制定国として20の国が挙げられている。本研究で検討対象とされた7カ国の選定理由とその検討によってアジア太平洋地域の障害者立法動向の「考察」としうる、という説得的な説明も必要ではないだろうか(もちろん、短期間にも関わらず、7カ国も検討対象として挙げ、考察しえたという本研究の積極的な意義と意味を軽視するものではないが)。

3. 障害者の「権利」救済制度の多様性

「権利アプローチ」を基本としつつも、本研究では、その実現システム、保障・救済システムにかかわる部分では、司法裁判所のみならず、国家人権委員会、裁判外救済制度などの制度的工夫によって、その実効的な保障・救済がはかられていることが紹介されている。とりわけ、中国などでは裁判による解決よりも各種機関による障害者法律救済事業調整メカニズムの役割が機能しているとされる。これらのことからすれば、狭い意味での「権利」のみではなく、先に指摘したように、今後は、障害者権利条約の8つの一般原則を実現するアプローチとしての「権利アプローチ」をより具体的に示すことが必要になるのではなかろうか。本研究が示すように、障害者が人権と自由を完全に享受する社会(たんに rehabilitation をおこなうのではなく、障害者の empowerment をめざす社会)とは、障害者が当該社会の周縁的存在としてではなく、そのコミュニティを構成する対等で不可欠の当事者であるとの認識(「帰属意識の向上」、あるいは「インクルーシブな社会」としても謳われている)が共有される社会でもあるからである。そこでは、従来の伝統的な「権利」概念自体の脱構築がはかられよう。したがって、その実現プロセスでの司法の役割は依然として重要かつ貴重であり、伝統的訴訟法理論の戦略的使用と新たな展開が求められると同時に、一定の「限界」(必ずしも否定的な意味ではないが)もあるとの認識を持つ必要もあるように思う。

「アジア」における「障害者と法」を「権利アプローチ」で考察するという本研究は、この意味でも研究課題として極めて適切であるとともに、さらなる可能性を秘めた研究パースペクティブであろう。

(f) アジア産業クラスター形成と地域統合

(f-1)

本研究成果は、空間経済学の成果を意識しつつ、東アジアの工業化政策の現実に依拠する産業クラスター政策の実証研究であると思う。

産業クラスターに関する研究は本報告書が依拠するように P. クルーグマン・藤田昌久両氏などの空間経済学や M. ポーター氏のクラスター理論などの影響を受けて、過去 20 年ほどの間に強い関心を集め、膨大な研究成果が出ている。こうした中であって、主査他は、それらを意識しつつ、独自の観点から産業クラスター論を産業クラスター形成論として発展させてきた。本研究はそうした研究の最新の成果であると、高く評価したい。

その根拠は、発展途上地域のクラスター理論に、ポーターのクラスター理論などの視点を直接的に適用できないと考えるからである。東アジアが発展戦略としてとった政策は、グローバル化の中で新しい近代産業を興すというものであり、基本的には産業と技術が既に集積されている米欧におけるクラスター論とは前提が異なり、その直接的適応には十分な注意が払われる必要がある。クラスター形成論として、事実を踏まえつつ理論化されることが妥当のように思われる。本調査研究の成果である 2 段階からなるフローチャート・アプローチの最新の到達点は、過去の成果に以上に政策的有効性を高めたものと判断しうる。

本書の総論である第 1 章は、それまでのフローチャート・アプローチを一層精緻化した形で提起したものであり、それが空間経済学の成果に沿うものであるとして、理論的にも補強している。

以下、本研究の構成を確認すると、第 2 章 Promoting regional integration through industrial cluster policy in CLMV cities、第 3 章 Keys to success of the Vientiane special economic zone、第 4 章 Thai regional free trade agreement (FTA) and their effect on the automotive industry、第 5 章 Effects of technological networks of small and medium-sized firms on their R&D activities in Shihawa industrial complex: toward industrial cluster formation and regional integration、第 6 章 The interaction between the high-tech industrial cluster and its surrounding universities: the case of Wuhan “Optical Valley” industrial cluster、第 7 章 Interaction between transnational corporations and industry clusters in China: the case of the automobile industry、第 8 章 Industrial upgrading: cluster development in the Malaysian electronics industry、第 9 章 Agglomeration and local innovation networks in Japanese SMEs: analysis of the information linkage である。

第 2 章、3 章等は、本研究成果の新しい領域への開拓の側面をもっている。本研究とフローチャート・アプローチの有効性を示す章といえる。そもそも産業化において大きく立ち遅れた後発地域に、その研究領域が広がられていることは新しい到達点であろう。過去の開発経済学の基本認識にも配慮した分析が行われている点も評価できる。第 4 章は、ASEAN の統合化と自動車産業への影響を簡単に分析している。第 5 章では、知識基盤型社会への転換を強力に推し進めようとしている韓国の産業政策の発展を概観して、それを中小企業中心の団地で実証しようとしている。第 6 章と 7 章は、中国武漢と上海の、ハイテク産業クラスターと自動車産業クラスターの発展の分析である。第 8 章では、国際競争の中でのマレーシアのエレクトロニクス産業クラスターの競争力強化に関するあり方が具体的に論じられ、併せて政策提言がなされている。第 8 章は、シンガポール、韓国、中国などとの国際市場競争に直面しているマレーシアのエレクトロニクス産業の競争力の維持に関する政策的検討である。第 9 章では、日本の中小企業の集積と情報連関の関係についてクラスターの域内と域外の企業の間でどのように異なるかを、インターネットを通じたアンケート調査をもとに統計学的に解析している。

総じていえば、本研究の方法は独自性を有し、また政策指向的である。理論的にも空間経済学の成果を用いて理論づけ、目配りがみられる。気になった点として、輸出加工区に関する論考などは一般的記述に終わっていると感じる章もあった。また例えば、ハイテク産業と自動車産業とではクラスターのあり方が異なることが本研究を通じて明らかになるが、そうした産業

による差異の分析も深める必要があるだろう。だが、それらの課題は今後の研究とされるべきものであって、本研究の総合的評価に影響を与えるものではないと感じた。

(f-2)

昨今の中国、ベトナムといった新興諸国の成長戦略を考えると、外資、ネットワーク、集積などのキーワードが浮かぶように、まさに本研究会で分析の焦点にあてられた「外部」との関係の生成や変化といった地域協力の活用が、途上国の産業政策を考える上で重要になっている。しかし、それらを分析する、あるいは実際のアジアの動向を踏まえた上でこうした経済政策の是非を判断するための基準、そしてそれらの議論はまだまだ緒についたばかりといえよう。

このような状況下で、本研究会の意義はいうまでもないが大変大きい。フローチャートアプローチという具体的で実践的な成長戦略を提唱し、その適応可能性を探るための調査や議論の精緻化を本研究会では試みている。具体的には産業クラスターへの現地視察を通じた特定産業の詳細な分析、中小企業へのメール調査といった、いま現在の動向を分析の中に取り込むことで、フローチャートアプローチの発展戦略としての実践的な意義を高めることに成功している。

ただ、分析の精度や議論の深度という点で不十分な点が残る章もあった。例えば第四章の分析は、より詳細なタイの自動車産業についての分析や、あるいは企業のミクロデータなどを用いた分析があってもよいだろう。タイの自動車産業は1960年頃に進出した日系の企業が牽引してきたが、こうした歴史のある日系企業が既にタイの国内に存在していることの重要性について何らかの言及があってもよいのではないだろうか。あるいはタイの統計局から購入が可能なタイの企業データを利用することで、ミクロレベルでの企業行動の変化についても分析が可能だろう。第七章の中国における自動車産業の分析では、より詳細な分析もなされており、第四章とのアンバランスさがやや気になった。さらにいえば、折角タイと中国で自動車産業の議論を取り上げているのであれば、それらを統合して比較などを行うなどの分析があってもよかっただろう。

第九章では多角的に中小企業の行動について分析がなされているが、計量手法の選択などに於いて、より適切な配慮があってもよかったかと考える。

また、フローチャートアプローチ、ないしは産業クラスター政策の利点を強調するのであれば、その課題や問題点についても、十分な紙面を割いて言及すべきではなかったか。例えば、第三章で取り上げられているラオスのような国は、四方を各国に囲まれており、特に目立った産業があるわけでもなく、一人あたりの所得も極端に低い。こうした国々にとって産業クラスター政策というのが、短期的な発展戦略という意味合いではなく、より中・長期的なスパンでみた際にどのような意味合いを持ちうるものなのか。おそらく中長期的な発展のためには、様々な課題を克服していくことが求められるだろう。こうした議論があれば、本報告書の意義もより深まるはずである。

以上のような問題点、課題は残るものの、これらは先に述べたような本報告書の意義を損なうものではなく、その多くはむしろ今後の課題として設定されるべきものである。単に学術的な貢献にとどまらず、途上国経済における具体的な政策提言にまで議論の射程をのばした本研究の重要性は、今後の研究の発展、蓄積を行うことでさらに深まることと考える。そこで、最後に本研究会の今後の継続的な研究を考える上で、以下の二点を付言させていただく。

一点目は、やはり昨今のグローバル経済の状況下に於いて、生産側だけではなくデマンドサイドの分析も同時に行っていただきたい。とりわけ、金融危機のようなショックにおいて、生産のみならず需要も冷え込む中で、産業クラスターアプローチは、従来の産業政策よりも脆弱な面を持ち合わせていないだろうか。

二点目は、持続可能な成長戦略として産業クラスターアプローチを位置づけることが、果たして可能かどうか、という点である。産業クラスターアプローチによって先進諸国の水準にまで発展した国がない以上、分析は難しくなるが、当該国の社会状況、自然環境制約といった諸点をどのようにとらえた上で（あるいは中・長期的な時系列変化をどのようにとらえるのか）産業クラスターアプローチ、ひいてはフローチャートアプローチの発展型をどのように志向していくべきなのか。

産業クラスター政策における成功が、必ずしも国民国家経済の発展（単なる GDP growth という意味ではなく）と同値ではない以上、この点を踏まえることは重要である。

こうした二点を改善していくためには、研究会の委員を増やし、より幅広い専門性をカバーできるような研究会編成を行うことも考えるべきなのかもしれない。

(g) 後発開発途上国の開発戦略

(g-1)

本研究は後発開発途上国にとって適用可能でありまた有効である開発戦略を提示することを目的として実施された。一般に、開発戦略は、開発目標とその実現のための方法・手段の組合せ、として提示される。論者によっては、所与の目標に対し方法・手段を対応付ける視点ないし発想、として開発戦略を提示することもある。本研究では、開発目標として、究極の目標として貧困削減が、そこにいたる中間目標として経済成長と所得分配の平等化が、置かれる。そして、視点・発想として、輸出向け労働集約産業の重視が唱えられる。さらに、その視点・発想が適用可能でありまた有効であることの根拠として、バングラデシュとカンボジアにおける縫製業の発展の実績が示され、また以下の論点につき実証上の確認がなされ、因果関係についての推測が提示される。即ち、

1. 生産性の向上が見られた。成長持続が可能であると推測される。
2. 参入退出が見られた。競争メカニズムが働いていると推測される。
3. 賃金上昇が見られた。法定最低賃金引き上げの効果であると推測される。
4. 開放経済の下で輸出向け労働集約産業の発展が起こったことが経済成長と貧困削減に貢献したと推測される。

本研究は以下の諸点において重大な欠陥を有する。

1. 上記の論点 4 に関係して、縫製業の発展が経済全体の成長と貧困削減にどれだけのよう貢献したのかにつき、全く検討がなされていない。
2. 上記の論点 3 に関係して、また直前の指摘 1 と関連して、貧困削減の検討が縫製業内に限定されている。そして、同産業での賃金決定についての理解にあたっての方法上の立場の設定が不明確である。
3. バングラデシュとカンボジアにおいて縫製業の発展を目的としてどのような方法・手段が(政府により)適用されたのか、何も情報が与えられていない。したがって、「輸出向け労働集約産業を戦略産業に指定しそこに資源を誘導する戦略」が取られたのかどうかを、判断することができない。
4. 直前の指摘 2、3 に関係して、「戦略」として、視点・発想を超えて方法・手段が提示されておらず、適用可能か否かの検討を適切になすことができない。

先行研究との関連では、そして英語圏への発信を意図するなら、Kaplinsky 等の “アフリカ悲観論”、Gelb 等の “費用構成国際比較” を全うに受けとめ、それらに言及しつつ、適用可能であるかまた有効であるかにつき見解を示し、残る検討課題の提示をすることが、適切であろう。

(g-2)

概要

本書は、今世紀に入ってから重要な政策課題として、成長戦略とは別個に、声高に語られるようになってきた「貧困削減」という政策課題への解答が、実は、労働集約的な輸出産業を戦略的産業として成長することこそが、貧困削減に寄与していることにあり、というしごく正統派の全うな見解を示している。この結論をアジア経済研究所の伝統にのっとり、最近年のこの分野の詳細な文献渉獵を行い、それに基づき、この分野に関する途上国の経済社会の実証研究を積み上げ、大陸をまたがり、分野を広げ、深く検証し、成功している。

一般的に政策課題が政治的に声高に語られる場合にはややもすれば、冷徹な経済の論理が無視され、微温的な政策提言がなされることが常であるが、本書はそれを単なる政治的主張にとどめることなく、正統的な労働集約的輸出戦略によってこそ達成されうること冷静に示し、なおかつ理論的

にも実証的にもこうした結論がサポートされることを示しているという点で優れていると理解される。さらに加えて経済の論理だけでなく効率性を求める経済の論理が途上国経済社会とどう折り合っているかを労働法制の側面から検討している。途上国経済から途上国の新しい社会分野への挑戦でもある。

MFA 失効後の新しい途上国社会の実証分析であり、出来るだけ早く出版することが望ましい。さもないと陳腐化、賞味期限切れとみなされる恐れがあるからである。

ただし、プレゼンテーションの問題としてこうした強みがうまく縦横には表現されておらず、読者に必ずしもうまく伝えられていないという恨みがある。特に冒頭の文章、さらに章別構成が問題である。第5章はどこか別の文献展望の章に吸収させ第6章は特別扱いにして強調したい。

以下各章ごとにコメントするがあくまでも評者の個人的見解であり参考意見である。それぞれの執筆者、編者には参考意見として受け取ってもらい、取舍選択は執筆者に任せたい。

冒頭の、**はじめに**、では、徒らに疑問文にせず、(例え疑問文にしたとしても)結論その答えをその場で直ちに示してほしい。たとえば、p2の中央「有効である」の結論を繰り返してもいいから、p1の中央の疑問文の答えとして書き下してほしい。そしてただちにその後で、この結論のために構成を簡略に述べたい。こうした全体の主張のためにそのあとに、ようやく本書の特色である「着目」点に話を持って行ってほしい。

などなど、はじめに、を是非書き直してほしい。さもないと冒頭から読者を失う。ちなみに、冒頭2行はいくつかの単語を付け加えないと意味不明である。「**貧困と開発、この二つは長期的には本来密接不可分である。ある経済が開発され、その果実が時間を経て人々に分配されて貧困が削減される。また、貧困削減は開発の一つの最終目標であり、...**」等。

序章

文学的表現が散見される。検討・推敲を願いたい。読者に徒らな疑念を呼ぶ可能性がある。

第一部

豊富で最新の文献サーベイを高く評価したい。ただし、1章と2章の文献の扱いに差があり読者に不親切である。2章にはあるのに、1章には翻訳がない。p13の図は翻訳が終わっていない。p20図2にタイトルが必要。第一部のタイトルは正しいだろうか。労働集約製品輸出の戦略と展開、ではないか。

第1章は大変に読みにくい。著者のノートであり、読者のための論考ではない。読者は以下のようにノート(略)をとらないと著者の意図を読めない。これは、著者が徒らにフェアであろうとして、自らの主張「労働集約製品輸出戦略の再興」とは反対の主張の文献をもきちんと紹介しようとしているためである。読者はそれにつき合わされ著者が何をいいたいのか見失ってしまう。また、タイトルも中立的に過ぎ、執筆者の意図・内容が読めない。アンダラインのようにしたらどうだろうか。AGOAは最初に出た時に注をつけておいてほしい。

第2章は明快であるが、この構成でよいか。言いたいことは、普通は、農業生産性の向上が農村の貧困削減に寄与した、と主張される。が、実は、労働集約的製造業品輸出こそがけん引役で農村から労働力をプルし、それが農村の貧困労働者をプッシュし、そのため、農業生産性が向上した、といたい。この注19 近辺こそがこの章の白眉で興味深い点である。これをもっと正面にすえるべきではなかったか。とはいえ、主張が明快で読みやすい。ただし、p5の上段の突然の開放化はフェアではない。これは直線的に過ぎる。輸入代替過程の描写の後、輸出志向へともっていくべきである。p21の表2のタイは説明が必要だろう。

タイトルは、労働集約製品輸出に(伴う産業構造変化に)よる貧困削減、はどうか。

第二部 輸出指向開発の事例

第3章 生産性：市場自由化による変化

大変興味深い結果である。MFAの終了を境に背景の異なる縫製産業のパフォーマンスをそれぞれの国のおかれた市場条件を勘案しながら分析し、常識的な結論、参入・産出企業が産業の生産性を向上させている、ことを明らかにしている。国際的な貿易自由化ばかりではなく国内的な自由化（競争促進）政策もまた生産性の向上に寄与しているとの経済学の優等生的結果である。ただし、本書全体での結論、労働集約的輸出産業の進展こそが貧困削減に寄与するとの主張とはあまり関連付けられてはいない。バングラでもカンボジアでも資本装備率が格段に上昇した（資本集約化した）ものの、雇用者数はそれほど伸びてはいないからである。むしろ、資本集約化によって付加価値が急上昇し労働集約輸出による進展を否定する形にも取れる。（うまくこの点を補正する論理を作ってほしい。）とは、いえ、二つの自由化実験に伴う変化をうまく生産性上昇に結びつけることが出来た素晴らしい結果である。高く評価したい。

p13 タイトルは量ではなく額では？指標ではなく指数では。単位がおかしい。10億ドルにすべき。大きい中国は別掲にしないと小さい国々の動きが見えない。カラーでは書籍で読み取れない。白黒のグラフであること忘れずに。

第4章 底辺への競争

この章でも説得的な結論が導かれている。通常批判的に語られる底辺への競争は最貧国と目されるカンボジア、バングラでは観察されず、むしろ最底辺の労働者の実質賃金の向上、格差是正こそが実態であると報告している。しかもそれがMFA失効後の厳しい競争条件の下での結果である。

ただし、この結論のよって来たる要因が、最低賃金制度のお陰であるとの指摘は全く間違いであり、著者自らが自分の主張をないがしろにしているといえる。制度的要因に求めるのではなく、経済の論理によって実質賃金の上昇が見られたというべきであって、もし、制度面の最賃制が功奏したというのなら、何もこの章の分析など必要ないのである。ただ、制度変更があった、以上、で終わりである。経済環境が悪い方向に変化したにもかかわらず、生産性向上が図られ、実際生産性が上昇したがゆえにそのフルーツが実質賃金上昇として表れたのである。ここを強調しないでなんとする。評者として著者に対して腹立たしい限りである。工夫していただきたい。

もちろん、全体を部分均衡にとどめており、他の市場の様子には触れようとしない自己抑制が効いているせいでもある（それがためにこの章には迫力がある）。しかし、ここはこの部分市場からの成長のトリクルダウンとして、全般的な所得上昇と需要拡大など一般均衡へと話を大きくしてもよいはずである。この市場の国民経済・製造業付加価値全体に占めるシェア、雇用のシェアなどに敷衍し、確かに労働集約的輸出が貧困削減に寄与している可能性があることをいってもいいはずである。これが本書全体の主張でもあるからである。

第5章 貿易自由化と貧困削減

問題のある章である。他の章においては理論研究と実証研究とのバランスで主張が明快であるところであるが、この章では著者自身の貢献は殆どなく、ただ文献を理論研究と実証研究とを渉猟しているだけである。一般に文献渉猟は自らの主張に対して先行文献はどのように異なった、あるいは、似た分析を行っているかを報告するものである。ここでの著者の主張は必ずしも明確なものになってはいない。経済成長と貿易自由化の関係はいかようにも表現できるものである。ある分析では、他の分析では・・・などと報告しても自らの分析との関係でどのような関係にあるかが語られない限り意味を持たない。

本書でのこの章の役割を考えれば、結構重要な役回りを演ずるはずである。労働集約的輸出産業の進展に伴って国内の所得分配がどのように変化したか、この点に絞っての理論的・実証的サーベイが必要なはずである。すでにどこか別の章で行われているので、そこに一つの節としてもぐりこましたらどうか。独立の章として屹立させるのは難しいのではないか。

蛇足ながら、評者としては、比較的簡単に議論のフレームワークを考えることができる。貿易自由化は、輸出拡大（これまで潜在的であった輸出産業が顕在化し成長が促され、この産業に集約的

に用いられる要素が拡大し、成長する)を促し、輸入代替していた産業を(政策的保護を失い不利化し、)縮小させる。単純である。これに資本の自由化が加われれば、いわゆる宇沢 浜田命題(自由化による関税収入減による窮乏化)になる。この基本的メカニズムから出発すればよい。本書全体では窮乏化はせず、成長が促され、なおかつ平等化もはかられることを主張したいはず。この線で文献展望してはどうか?

第6章

この章は類書に見られない大きな特色を持つ章である。一般的に経済学的分析は冷静な分析、Cool Head に終始し、必ずしも温かい心 Warm Heart を持ち合わせるものではない。そのことは経済的分析の意義を損なうものでは決してない。本書の主張に沿って言えば、労働豊富な途上国は労働集約的な輸出産業を進展させることで国内の貧困削減を図ることができる、これを経済学の冷徹な論理で論証すればそれですむことである。しかし Warm Heart を持ち合わせる現実的途上国経済社会研究者である本書の著者達はそれだけでは満足しない。そのことが途上国独特の制度といかなる関係にあるか、さらには、効率性を重視する経済学の論理では拾いきれない血の通った論理を、見失っていないかをこの章においてチェックしている。大変に興味深い挑戦的な章である。

しかしながら、その暖かい志があまりうまく表現されていない気味がある。著者自身の研究がかかれていないせいである。また、p1 下から 9 行目、役割は限定的なものにならざるを得ない、との結論(もっときちんと書くべきで、説明が必要)のせいでもある。ここはむしろ、p12 の注 12 などを積極的にテキストに書き出し、いかにも途上国・インドらしい実態、インフォーマルな慣行などを主張すべきではなからうか。

p5 法の支配に関する情報を詳説せよ。

p6 「労働法制先進国」のインドでも効率性が求められている。法制があっても実態は…の具体例がほしい。

p7 労働者よりだと水準が低くなる、未登録(インフォーマル?)部門が大きくなる、貧困削減に負の影響、法律に抵触しないよう代替的手段が用いられている(p9)などなど大変に興味深い。具体例がほしいところである。

(h) 新興民主主義の安定

(h-1)

新興民主主義国の政治的安定性について、近年の比較政治学の新しい動向を踏まえた研究がなされている。日本のこれまでの途上国研究はややもすると叙述中心であった。その重要性は認めつつも、よりフォーマルモデル、計量分析的手法に立脚した研究が必要とされていたことを考えると、本研究はそれを中心に置いた貴重な成果を挙げたことは間違いがない。

以上の点を高く評価した上で、研究成果をより改善するための一助になればと思い、幾つかコメントする。

全体としてのまとめであるが、論文のなかには、演繹的であることを十分考慮していないものがある。演繹的な論文であるためには、少数の前提から因果関係に関する仮説が構築され、その仮説から導出される含意が何であるかを明示した上で、それを検証するというスタイルをとるのが通常である。この点からすると、インドネシア論文は仮説構築と検証が截然と区分されておらず、説明が後知恵的になっている。また、インド論文は因果関係に関する仮説抜きで観測変数同士の関係の吟味に入っている。

第2に、本研究が追求した民主主義の安定という観点からした場合、インド論文は制度の安定性を扱っていない。マレーシアに関しては政治体制の安定性を扱っているが、民主主義ではない。興味深い論文ではあったがテーマの統一性という点で検討が必要である。

以降、各論文についてのコメントを行なう。

フィリピン論文は、政治体制の不安定について、従属変数の説明が更に必要である。トップがイレギュラーに交代したことが重要なのか、その可能性が大きいことが重要なのか。本論文は、体制の不安定が都市住民の直接行動による。行動に至る要因が経済政策の変化によるという二重構造になっているが、それぞれの関係が他の可能性を排除してつながっているとは言えてはいない。権力者の利得構造、都市住民とは個人なのか、集団なのか。集団の場合集合的意志決定は可能なのか。個人であれば個人間の相互作用を考える必要はないのか、などの改善が必要と思われる。それから、問いの建て方に工夫が必要である。都市 - 農村構造がどれほど重要なのかは、フィリピンやタイを示されるだけでは納得がいかない。検証されているのがフィリピンの、しかも近年の2事例のみであるのも気になる。

マレーシア論文は、実証におけるケースの少なさが気になる。2008年の総選挙のみで劇的な変化が生じたとして良いのか。独立変数であるインターネットの普及度に大きな変化がないのに従属変数の変化を説明して良いのであろうか。独立変数の測定尺度を他にとれないか、検討が必要と思われる。それと、数式の説明をもっと丁寧にするべきである。記号の説明が分かりづらい。18頁の相対的ネット普及度の算出はその手続きが不明である。

インドネシア論文では、インドネシアの民主主義が安定化したとの認識を共有するための素材提供が不十分である。一般的に、民主主義体制が安定化したというためには10年から15年が必要といわれているが、インドネシアはその基準を満たしていない。自己拘束的な憲法体制を作り出したがどうかに関しては、その効果を確認するのに十分な時間がたっていない以上、国民協議会での決定プロセスを述べる必要があるが、協議会にはどのようなアクターが参加したのかなどの説明が必要と思われる。

トルコ論文については、その意義がトルコを超えていかなる意義を有するのか説明がほしい。

インド論文については、従属変数、独立変数の吟味が不十分と思われる。従属変数についていえば、現職とは通常政権や政党ではなく議員についての属性を指すはずである。それを政権に読み替える手続きにかなりの違和感がある。議員個人の当落と与党の継続の是非とでは質的に大きな違いがある。議員個人ではなく政党を扱いたいにしても、議席率や得票率ではないのはなぜであろうか。それから、これは専門外からの質問であるが、インドの州政権はアカウンタビリティの所在がわか

りやすい制度なのか。一部記述に多党制への言及があるが、多党制はアカウンタビリティを問いにくい仕組みであるため、設問の仕方を変える必要があると思われる。独立変数についても、経済変数はGDP成長率でよいのか、物価上昇率、失業率、景況判断などの他の変数の方が妥当ではないか、吟味が必要と思われる。とりわけ短期の効果を前年の成長率とすることには慎重であるべきであろう。独立変数についてももう少し述べると、「在任期間中の経済成長率」と「選挙前年の経済成長率」、「連邦政府の与党」と「連邦政府への参加期間」は直感的には相関が高い変数であり、多重共線性が発生している可能性がある。少なくとも二組のデータは入れ子構造になっており、信頼の置ける推定がなされるかどうか疑問がある。9頁から10頁にかけての独立変数はなぜ投入されているのか、説明がほしい。

(h-2)

民主化研究のなかで群を抜いた業績である。その意義は以下の点にある。

発展途上国における民主化過程の研究は、プジェヴォルスキを典型とした理論モデルの提示から個別事例に関する記述的なものまで、実に幅広い、多様な研究手法が用いられてきた。だが、日本における民主化研究においては記述的方法によるものが圧倒的多数を占めており、比較政治の枠組みを用いる場合でもフォーマル・セオリーに沿った枠組みが提示されることは少なかった。この共同研究は理論的な因果律の解明が試みているのが特徴であり、他の民主化研究とはアプローチが明らかに違う。「こうして、こうして、こうなった」という説明ではなく、「このような条件のもとではこのような結果が生まれる」という整理である。

もっとも、用いられる方法は章によってかなりの違いがあり、また論文の達成水準にも違いが大きい。そのなかでは、権威主義体制と民主体制が都市と農村のそれぞれに対して持つ政治的關係から権威主義体制の崩壊と民主体制の不安定の双方を捉える視座を提起する第一論文が極めて優れており、モデルも洗練されている。「競争的権威主義」の下におけるメディアと政策争点の形成を論じた第二論文もそれに次ぐ水準を示しているが、特定事例を想定した概念設定が議論の広がりをおさえている。他の三論文、たとえばインドネシアを題材としつつ民主主義における自己拘束的体制の形成を考えた第三論文などは、理論の整理と記述との間にもう一段、説得力のある結びつきを加えることが出来ればよりよい成果となるだろう。

とはいえ、どの論文も、単体として読めば力作であり、それぞれ出版すべき水準に達している。むしろ、本研究の問題点があるとすれば、問いの設定だろう。民主化研究は研究手法ばかりでなく分析対象も、権威主義体制の崩壊の解明に向けられた狭義における民主化過程と、その民主体制が成立した後で安定した制度形成を果たして行く固定化、ないし定着過程と、かなり広い範囲に及んでいる。このように手法も対象も広大な分野において新たな研究を企画する場合に決定的なのは、分析方法、分析対象に加え、どのような問いに答えようとするのか、その問いが明示されることだろう。だが、帰納的方法ばかりでなく演繹的方法を用いるという方法上の独自性に比べ、この研究全体を通してどのような問いに答えることが試みられたのか、実は明らかではない。出版に当たっては、方法ばかりでなく問いも明示するものとして序を書き換えることを強く勧めておきたい。

(i) 中東における民間企業の成長と課題

(i-1)

本研究「中東における民間企業の成長と課題」は、中東アラブ諸国における民間部門の発展の検討を行っており、この分野におけるアラブ諸国あるいは欧米等の多くの先行研究を読みこなしながら、エネルギー部門のみに頼らない発展が本当に可能なのかを検討している。エジプト一カ国というような国単位で、あるいは地域別に数カ国といった範囲では、今までも民間企業の発展に関する検討が行われてきた研究発表例は存在するが、アラブ諸国を広範囲に覆う形での民間部門の動向に関する検討を達成した研究は世界的に見ても稀であり、意欲的な取り組みを行った点は評価できる。

ただし、本研究における試みがどれほど成功しているかについて見た場合、第2章、第5章、第6章がともにエジプトに関する研究となっており、その他のアラブ地域に関する研究は、第3章と第4章のみとなっている点から見ても、やはりデータ量、情報量が多いエジプトが、民間企業の活動状況を研究する際に中心とならざるを得ず、また、日本の中東研究者にとって最も身近なアラブ諸国としてはエジプトが選択されてしまう傾向があることを、本研究においても指摘できる。

それでも、本研究において参考文献・引用文献として提示された文献が、今後の同種の研究において貴重なリファランスとして論文作成にあたっての研究レベルの大幅アップに多大な貢献をすることは間違いなく、本研究による日本における（あるいは日本語による）中東地域の産業研究の発表に対する貢献度はたいへん大きいと言う事ができる。

その上で指摘しておきたいのは、本研究が示唆することになった課題は大きいという点である。エジプト中心の研究となっている点以外にも、本研究を行ったことで、更なる課題が見えるようになってきており、今後の第2段、第3段の研究の取り組みが期待される。第1章においては、中東各国が民間部門を育てようとして取り組んできたにも拘らず、その試みが成功していない理由を経済理論上の観点から、アラブ諸国全体を念頭に置きながら検討している。信用市場の不完全性が異時点間の資源分配をもたらすと分析等を紹介して考察を行っているが、中東アラブ諸国に特化した分析は第3節の2ページあまりに止まっており、今後、中東地域に関する集中した検討が積み重ねられ、深められていくことが期待される。第3章においては、1970年代までの中東湾岸諸国の銀行部門形成期の動向を、資料をたどりながら検討・分析しており、こうした研究が蓄積されていく意義は大きいですが、ただし、80年代以降に関する考察が今後行われることが必要である。第4章では、データ数が乏しい中から、湾岸諸国の企業の資金調達動向を探る懸命な努力がなされている。エジプトに関する検討である、第2章、第5章、第6章においては、構造調整政策を導入したエジプトのその後という格好の分析対象に対して、本研究における新たな発見・知見を加えながら記述している。こうしたエジプト関連分析のレベルまで、中東の他地域の研究のレベルアップが望まれる。

さらに課題を付け加えるなら、本研究においては、全体として、文献調査中心の分析が行われているが、中東地域における（当時の）産業・金融・財政・雇用等の各政策担当者、企業のトップ、中央銀行のトップ等からの直接の面談により、文献だけでは判明しない政策（その選択）の動向・意味づけ等を聴取することは可能である。それは1970年前後の時期に関する研究においても、依然として実施可能である。当時、どのように考えられたためにある政策が実施されたのか、また実施できなかったのかに関する裏付けが論文中で記述されていれば、さらに本研究の意義が深まったと考えられる。こうした作業を継続して実施していくことは今後の課題となる。

(i-2)

- ・特に湾岸地域については強い資料的制約が存在することを承知した上で、以下の点を指摘したい。
- ・GCC 各国の状況や政策は多様化してきており、これら諸国を一括して分析することは困難になりつつあると感じられる。「GCC 諸国」地域をより細分化して研究対象地域とする時期が来たのではないか。

背景、妥当性」「目的」に研究成果は沿っているか。

- ・現時点での重要なテーマに沿った研究と考えられる。

「方法論」「理論、実証、資料提示」は適切か。

- ・(全体、4章)先進工業国と同様のマクロ的な特徴を持つべきだ、とする暗黙の前提があるように感じられるが、そのような前提は、評価を偏向させるのではないか？
- ・(1章)1節。異時点間の行動と分配のモデルとして待機現象を理論化する際の前提として、なぜこれらの地域で待機が可能になるのか(つまり、機会費用の具体的内容)を説明すべきである。公的部門で職を得るまでの待機期間として、やる気のない職員として民間企業で過ごすことを人々がなぜできるのか、一時的に海外で職を得る道を選ぶことを人々がなぜできるのか、農村や都市に沈殿してとりあえず食べてゆくことを人々がなぜできるのか、親の遺産を食いつぶすことを人々がなぜできるのか、が示されなければ、「一般理論」の機械的適用にとどまる。

先行研究に言及し、それを超える成果はあるか。

- ・先行研究についての言及は丹念に行われているが、開発経済学の問題意識や対象と関連する経済分野の研究への目配りという点では、章によってばらつきが大きい。
- ・(2章、3章、5章)「(3)先行研究」における評価「かつての公共部門主導の経済開発体制のため、発展が阻害、あるいは未熟な状況にある国が多い」と言うためには、国営企業の周辺に関連中小企業が形成されなかった点についての説明が必要ではないか。外国資本による原油開発過程の初期において、作業現場周辺にメンテナンスや各種サービス産業が小規模ながら形成された。

学術的貢献、政策提言としての成果はあるか。

- ・(1章)第3節の論理は、非貿易財生産における活況とそれに伴う賃金上昇があるはずなのに、それが無いのは、低賃金外国人労働者の存在のせいであり、民間部門への就業のインセンティブを低くしている、と読める。外国人の低賃金は自国民である経営者の利益を増加させるが、賃金上昇はこの利益を減少させる。賃金上昇は、海外金融資産への投資(国外への資金流出)の制限や国内投資への優遇措置、自国民の雇用義務と彼らの相対的に高い賃金率を法的に定めることを更に進めること、あるいは、外国人労働者の母国(特に南アジア)への送金を、資金の送金ではなく国内での財の購入と現物の輸送に誘導する、などによる内需の拡大に誘導すべきだ、という提案になるのか?最後の「機会費用の外部生が内部化される」には何が必要か不明。
- ・(全体、2章)マクロ数値にもとづく議論と、経済発展を妨げる対象国固有の要因(制度的要因、経路依存性からもたらされる阻害要因)との関連が不十分であり、それらの解明が今後の課題であるとしても、政策提言としての評価を下げることになった。例えば、労働市場をゆがめる要因とされる「公的部門の賃金政策」の変更を行った場合に生じる社会的混乱の可能性やそれに対する対処について触れられていない。
- ・(3章)各国の中小企業発展における銀行業の役割についての分析がなく、銀行が民営か国営か、という議論に終わっている。イスラーム銀行が中小企業振興の役割を果たしえるのかどうか不明なままである。14頁のイスラーム銀行の試みは、パキスタン(失敗)、エジプト(ミットガムル貯蓄銀行〔1963年〕。後にナセル銀行に吸収される)の先行事例があるとされ、ドバイ・イスラーム銀行(1975年)はイスラーム銀行事業としては最初の成功事例とされる。本文の叙述は誤解を

生む。

- ・(3章、4章)かつて日本において経済発展を支えた政策投資銀行のような長期投資を担う金融機関の有無、その成果あるいは失敗についての言及が必要ではないか。
- ・(4章)さらに立ち入るべき具体的事情があるように考えられる。例えば、GCC各国が同じ開発計画(金融センターの建設計画、観光地開発)を立てて、競争による共倒れが懸念される構図の下での投資が進められるという事情。バハレーンについては、香港と中国との関係に例えられるバレーンとサウジアラビアとの特殊な関係から投資が受ける影響。特定の富裕ファミリーによる資金調達と、そのファミリーに入らない中小企業の資金調達との関係、市場における株式の流動性の高低、など。

論旨が明快か、内容としてのまとまりはあるか。

- ・(序章、8頁)「UAE・・・政府支出割合の低下傾向が見られるが、その他の国では明確な低下は認められない」=「政府」部門の規模に大きな変化はなかった」について。比率の変化と絶対額の変化が同一視されているように読める。(序章、8頁)表5に外国人労働者が含まれるのかどうか不明確。本文では、自国民に限った場合の叙述として読める。増加した若年層が生産年齢に達することで、同規模の人数が毎年誕生していても外見上生産年齢の割合の増加するように見えるのかもしれない。
- ・(1章)民間賃金を高くすれば民間部門の雇用希望者は増加し、失業問題は緩和される、と読めるが、民間賃金が高くなれば生産現場ではより高い生産性が追求され、その結果、労働需要は減少し失業解消の効果は低下する、という論理も成り立つ。
- ・(1章)第3節の表現はわかりにくい。2パラで、「『オランダ病』の議論によると...全体的な抑制であろう。」は、労働コストの増加がレート切り上げの要因である、あるいは、レート切り上げをもたらした原因が労働コストの増加をもたらす、との2通りに読めた。
- ・(5章、6章)倒産に関する分析がないので、企業活動の動向がよく分からない(例えば6章7頁では、登録企業の60%しか統計の対象となりえていない)。
- ・(6章)4頁(1)の終わりの叙述は、マクロ的に見て非農業化の進展が農業従事者の減少をもたらす農業部門の高賃金を生む、とするが、この論理は農業での高コスト体質が維持され、国内工業製品の価格競争力の低下を招く。農業部門の高賃金は、労働者数の減少ではなく、農業生産性の上昇に求めるべきではないか。また、たとえば日本の高収入な(高い生産性の)近郊農業を支えているのは、ハイリスク・ハイリターン農業ではないので、文意が不明。
- ・(6章)「おわりに」今後の課題でも触れられているが、小規模生産の継続あるいは小規模生産への「退行」という可能性(その方が経済合理的であるという可能性)を検討する必要があるのではないかと感じた。
- ・(6章)農業も含め、規模別の事業所数、規模別事業所における雇用者数の実数が示されれば、産業動向がより明確になった。(資料がなかったということか。)

(j) 21 世紀のファミリービジネス - メキシコの事例

(j-1)

「21 世紀のファミリービジネス - メキシコの事例」は、メキシコ経済の研究者としての同氏の実証成果の一つのまとめである。すなわち、著者が 1998 年に刊行された『メキシコの企業と工業化』（アジア経済研究所、研究双書 No.491）が輸入代替工業化という政府政策に規定された経済環境の下でのメキシコ企業の発展と同国経済の成長との関係を考察したものであったとすれば、今回の研究成果は、経済環境が 1980 年代以降に政府の直接的なミクロ経済への関与が後退して、より競争的な市場条件が整った歴史的転換後の企業発展と経済成長が研究対象とされている。この 2 点の研究成果によって、著者は日本を代表するメキシコ企業、経済研究者としての立場を確固として築き上げたと高く評価したい。一国の長期の経済発展を取り上げる研究者は、日本だけでなく、世界に多く存在するが、研究対象とする国の経済環境、あるいは自らの研究環境の変化にもかかわらず、惑わず、迷わず一貫した視座を保持してメキシコという大きなトピックを追求してきた著者の研究者としての真摯な姿勢には心から敬意を表しておきたい。著者は、これまでのメキシコ企業と経済に関する研究成果を集大成して、ライフワークを出版されることを予定されていると思うが、その刊行を待望しているのはこの評者だけではないことを付記しておく。

著者がメキシコ経済の研究の中心に置くのは、「ファミリービジネス」と呼称されている多角化したビジネスグループである。もともと未成熟の市場環境を背景に、とくに政府の輸入代替工業化を直接の契機として急成長するこの経済主体は、近年世界中で注目がされているが、著者の研究はこの現在の関心の高まりにはるかに先行するものである。このパイオニアとしての役割は、同氏の研究者としての観察眼の確かさを象徴している。しかも、著者は、ファミリービジネスを理論的な整合性だけを考慮して否定的に評価しがちな経済学的アプローチ、あるいはその時々的情勢、評価に迎合する悪しきジャーナリズムのアプローチとは異なり、あくまでも事実の収集から出発して、その事実をもって語らしめるという緻密な方法論を採用してこられた。特に今回の評価の対象となっている研究においては、ファミリービジネスが 1980 年代以降の変動する経済環境に状況適応を行ってきた内部要因を体系的に解明することによって、説得的に評価を試みていることは、国際的にみて、どの国の研究をとってみても、著者の研究が最も学術的に充実した成果であることは間違いなく、著者の研究一般の確かさを良く表しているものとして、高く評価されすぎることはない。繰り返すが、一国のファミリービジネスの一例ではなく、その全体の内部資源をここまで多面的に、包括的に解明したのは、英語圏あるいは本国における研究を含めて、稀有の成果として特筆しておきたい。

このような著者の研究成果についての積極的な評価は、同時にその研究を一貫してサポートして来られたアジア経済研究所の研究管理体制への称賛にもつながることは特記しておきたい。大きな機構改革、あるいは昨今の政治的なプレッシャーにもかかわらず、アジア経済研究所が著者が行って来たような純粋に学術的な研究を長期にわたって積極的に支援されてきたことは、日本の学問が目先の実利的、実践的な成果だけを追い求める風潮が蔓延する現状の下でのリフレッシュな涼風といっても過言ではない。今後も、当座流布する主張に惑わされることなく、アジア経済研究所が日本の外国経済研究の良心を具現するものとして、著者が行って来たような大きな視野を持った学術研究を引き続き支援されることを念じて止まない。

(j-2)

本書は、膨大な資料・統計収集と克明な分析、幅広い関連文献のサーベイと聞き取り調査、その整理の上に築かれた論考であり、日本におけるメキシコ企業研究の第一人者である著者が蓄積して

きた業績の集大成である。本書は、日本においてメキシコを対象とした初のビジネスグループ論として、また、メキシコ経済の理解に不可欠な歴史的背景を知る上で貴重な資料として、長く参照される書となろう。このような研究書をまとめた著者に心より敬意を表したい。

評者は、本研究の最大の貢献が次の点にあると考える。メキシコにおいてグローバル化の進展に伴う競争激化の環境下で、ビジネスグループが存続・成長を続けた要因として、また、ビジネスグループのあり方が国によって多様である要因として、国家と企業の関係が極めて重要であることを示した。

著者によれば、に関して、グローバル化の進展下で、ビジネスグループの存続・成長が可能となったのは、第1に、同族支配を温存し、事業再編・国際競争への適応を支援する法的制度、そして、そのような法的制度を確立せしめた国家と企業が存在したからである（第3章）。国家と企業の関係は、グローバル化以前のビジネスグループの事業多角化にも強い影響を及ぼしていた（第1章）。第2に、インドや韓国でもみられるように、ビジネスグループ自身が、経済グローバル化がもたらした事業機会を捉え、事業の再編・構築に成功したことである（第4章）。これらの結論と関連して、以下の2つの疑問が残った。

1. 2000年以降のPAN政権下で、政府と財界の関係はどのように変化したのであろうか。中道右派とされるPANは財界寄りというイメージが強い。実際に、ビジネスグループに有利な、あるいはビジネスグループの利益を損なわないかたちでの制度改革がなされてきたのだろうか。そうであるとすれば、ビジネスグループの同族支配を温存するような制度、国家と企業の関係は続くともみてよいのだろうか。そうでないとすれば、多国籍化したビジネスグループはかつてほどには政府の側面支援を必要としなくなっており、国家・企業関係がビジネスグループの存続、あり方に及ぼす影響は小さくなっていくと解釈できるのであろうか。
2. 第2章で指摘されているように、1995年の金融危機後、銀行の金融仲介機能は低下した。このことがビジネスグループの国際的な金融統合と事業展開を後押しし、さらに、国内金融の空洞化を招くという循環に陥ったように思われる。金融深化の不足は中長期的な経済発展の制約となることが知られているが、メキシコにおいて銀行の再民族化、それを通じた金融仲介機能強化の可能性はあるのだろうか。

著者が序章において本研究の範囲外の課題と断っている、2008年秋口以降の世界的な金融危機の深刻化・景気後退がメキシコのビジネスグループに及ぼした影響についての研究が待たれる。

(k) 朝鮮民主主義人民共和国の経済管理と産業構造

(k-1)

朝鮮経済に関して全体像を提示する研究は今まで大変少なく、かつ建国初期から現在に至るまでの研究はなかったと思われる。その点で、まずこの研究は大変な価値があり、次に政策でも活用すべき重要な提言となりうる。

また、これほど実証、資料提示がなされている研究は過去にわたりあまり朝鮮研究では例がない。その目的も明確であり、方法でも社会主義経済の基本概念をしっかりと抑えている。しかも、先行研究も入手しにくいものを網羅されており、その欠点を指摘しつつ、それを補う研究がなされている。

ただし、もともと社会主義経済である朝鮮経済を一般の読者に理解してもらう困難のためか、難読かつ難解な単語や文章も多く、他分野の方々に本研究を理解させることは難しいかもしれない。そのため論旨が他分野の方々にはわかりにくく、まとまりに欠けると判断される恐れは十分にある。

しかし、その難読な点を除けば、本研究は、朝鮮経済を理解するに当たり、今後も重要な位置を占める研究になると高く評価できる。

(k-2)

日本と朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）国交正常化交渉の進展は伝えられていないが、東北アジア地域の平和と持続的発展を実現する上で不可欠な重要課題である。本研究成果は、国交正常化の後に想定されている日本の経済協力を適切に実施するために必要とされる、同国経済の社会科学的研究を、広範な関連資料・文献の収集と独自の分析に基づき、第2次世界大戦後の建国以降の経済管理の推移とそれがもたらした産業構造の特徴等を明らかにすることによって、大きく前進させている。

先行研究を適切に整理し、社会科学的研究の前提となる資料の存在状況について整理・紹介した上で、本研究が採用した方法は、「上からの接近」（当局者が発表する経済政策の内容や成果から経済の実態を読み取る）と「下からの接近」（新聞記事などで個々の経済機関や経済単位の活動に関する情報を収集し、その活動の変化を読み取る）による作業結果を組み合わせる（第1章4頁）ことである。膨大な作業量と、個々の情報を総合する高度な洞察力が必要とされるものの、利用可能な客観的データが極めて乏しい中で、実態を明らかにするためにはきわめて有用かつ重要な作業である。現地調査も含めて収集した朝鮮・韓国語、ロシア語、英語など、国内外の関連資料と情報を、本研究のような規模で分析・総合した事例は管見の限り国内外では存在しない。

研究の目的である朝鮮経済の実態解明の重要な成果の一例として、国民所得推計（第2章）があげられる。断片的に公表された国民所得指数、国家予算、人口、独自に推計した物価変動等に基づいて国民通貨（ウォン）表示の国民所得とGDP（1946～2006年）の時系列推計（当年価格ならびに1946年価格）が示されるとともに、独自に考察された対外為替レートによって米ドル表示の推計を得、朝鮮政府がIMF、UNDP、UNICEFに届け、公表された数値と比較、検討されている。韓国との比較での、1946年時点の劣位（総額、一人当たり）、朝鮮戦争後の朝鮮経済の急成長と一人当たりGDPの逆転、1970年を境にしての再逆転とその後の格差の一方的拡大、中進国基準とされる一人当たり国民所得1000ドル水準の突破は公式発表の1974年ではなく、1980年代末から1990年代初め頃であること等が、示されている。1998年度以降の国民所得関連指標が未発表の中、予算収入の国民所得シェアを一定とした上での推計結果であるが、2006年度のGDPが韓国の200分の1、一人当たりGDPは100分の1という格差は衝撃的である。従来の研究の多くが、問題点が指摘されていながらも韓国銀行の推計値を用いて行われてきた中で、本研究成果は、今後の研究が必ず基礎の一つとしなけ

ればならない重要なものである。

第3章以降でも、朝鮮の経済建設政策として定式化されている「自立的民族経済建設路線」が公式見解である1947年段階には示されておらず、1967年以降に作られたものであること、重工業を優先的に発展させるという政策も定説の1953年段階では明言されておらず、ソ連からの援助獲得が進む中で確立したことなどの実証結果が示されている(第3章3頁)。また、「自力更生」論の実態と経済建設政策、经济管理政策の推移とその結果が上記の研究手法によって丹念に実証されている。「自力更生」による経済建設の限界の表面化と重工業優先路線の修正や対外輸出奨励の試みなどの対応(第4章)、より根本的対策としての工業管理改革についての、建国期にさかのぼっての地域別管理と部門別管理という2つの管理体系の実態解明ならびに2002年経済改革の位置づけ(第5章)、经济管理の対象である企業組織に関わって、建国以来の連合企業所の結成とその類型化、貿易への関与などの実態も、同様である。さらに、単なる事例の羅列ではなく、整理し、体系化や類型化、さらにソ連の事例との比較も交えながら叙述することによって、実態とその展開が説得的に論じられていることも高く評価できる。ソ連等からの援助を受けながらも、1970年代までに自己完結型経済構造がかなりの程度形成されたこと(第3章11頁)、そのことがいくつかの問題を生み出しながらも、1980年代末の社会主義世界市場の消滅や90年代半ばの自然災害の打撃にもかかわらず、朝鮮が社会主義体制を維持し続けるとともに、90年代末から改めて重工業優先の経済建設を進めるという「非脆弱性」(同1頁ほか)の基礎となったという基本認識も説得的である。

なお、本研究成果において、具体的施設名、企業名を含む詳細な表が数多く作成され、研究成果の資料的価値、ならびに実証水準を高めている(第3章5~10頁・表4、同15~30頁・表10~11、第6章図表2~26頁・図1~17など)。ただし、これらのデータをもう一段整理し、地域別、産業別の特徴などが明らかにされれば、朝鮮経済の実態の解明がさらに進むのではないかと思われる。また、本研究成果のまとめと今後の展望に関わる第7章は、3頁余りにとどまり、研究目的として掲げた国交正常化後の日本の経済協力の内容等と関わった具体的政策提言が十分に展開されていない。研究成果に基づく今後の補強などを期待したい。

(1) 東アジア地域主義における台湾、香港の参加問題

(1-1)

本論文は、これまであまり取り上げられることの無かった台湾と香港の東アジア地域主義への参加問題を調査した労作であるが、極めて深刻な問題を抱えており、かなり大幅な変更を加えない限り、発表するには適さないと考える。特に第1章は全面的に書き換えが必要であり、終章の第3節は全面削除した方がよい。第2章も相当な書き換えを要する。

(1) 構成、執筆目的など

本書のねらいは、「台湾と香港が東アジア地域枠組みから排除されている背景を明らかにすることである」とされている(2頁)。ところが、終章第3節では政策提言がなされていて、筆者の宣言した執筆の目的と実際の中身にずれがある。

95 - 96 頁に具体的な政策提言が出されているが、この内容は非常に当惑させられるものになっている。

そもそも誰に対する提言なのか不明である。2つの提言は「1つは、民主主義を地域枠組みの中でより重視することである。もう1つは、中国を含む各国と台湾の関係が政府間関係になることを促すことである」とされる。ということは、提言をする対象は、(台湾はずでにこのような主張を持っているので)中国を含めた当該地域における他の全ての主権国家である、ということなのであろうか。あまりにも提言の対象が広すぎて、提言にならないのではないかと。提言というよりも、たとえば環境保護など地域全体が協力しなければ無意味である何らかの政治的・政策的主張を、地域全体に対して発表するということなのであろうか。

この2つの提言であるが、その実現可能性は極端に低い。1つ目を実現するには、中国を含めた非民主主義国の民主化を促進したり、あるいはそれらの国を排除して地域主義を進めよ、ということになる。そのような提言を中国を含めた地域各国に対して行うというのは、かなりの無理がある。たとえば、それは「平和を確保するためには、関係各国が武器を棄て、軍備を廃絶すべきだ」と言っているに等しい無謀な主張である。しかも、本論文が対象としているのは「台湾と香港の地域主義への参加」であり、そのために中国の民主化が必要であり、それを促進すべきである、というのは、あまりに論理の飛躍がある。価値観を強調しすぎると多くの地域諸国から警戒されるのであり、それが台湾の国際的地位向上と結びつくというので有れば、中国はあらゆる手段を使ってその阻止を図るはずである。まさに筆者はそのことを第2章で縷々説明している。この提言はあまりにリアリティがない。

「中国を含む各国と台湾の関係が政府間関係になること」だけが、本当に解なのであろうか。リアリティのなさは同じくらいであるが、たとえば中台が統一すれば、本論文が対象とする問題自身が消滅してしまう。リアリティのない提言がいかに無駄なものであるかは、こうした頭の体操をすればすぐに理解できる。

96 頁の最後の4行で、筆者は民主主義の促進を実務的ではないかも知れないが、「より長期的な視点から深い統合を目指すなら、民主主義を地域レベルで促進するべきではないだろうか」と述べているが、問題はいったいどのように促進するか、ということが全く書かれていないことである。具体的な施策オプションがなく、単なる価値観・政治的主張の表明だけとなっている観があり、これはとても提言としては無意味である。

(2) 使用されている主要な概念・擁護の定義

本論文では、台湾や香港に対して通常使われている「地域」ではなく、「領域」を使うとしている(2頁)。しかし、どのように違うのであろうか。領域に変えたことでどのような効果が期待できるのであろうか。また筆者の用法は(たとえば国際法などで)一般的な用法なのであろうか。領域が territory なら地域は英語(や中国語)の学術用語ではどのように訳されるのであろうか。7 頁14 行目には、「中国は・・・領域だと主張している」とあるが、これは「領土」(territory)である。

自分の使っている分析概念と中国の主張、則ち引用部分が混同されており、不適切である。

似たような用法の間違ひは、7 頁にもあり、「台湾と香港は国家でなく、領域とされている」と表現しているが、これは筆者に固有な表現であり、他に誰がこのような表現をしているのであろうか。こうした混同は可能な限り避けるべきである。

19 頁 7 行目では、「今日の国際社会において主権国家と領域の境界は、国際社会に参加する意志の有無によるものである」とある。主権国家と領域の境界はそんなに単純なものなのであろうか。台湾には国際社会に参加する意志がある。しかし、筆者は他方で台湾を領域であると断定している。これらの表現は前後で完全に矛盾しており、審査者には理解できない。

この用語法に関しては全く理論的な説明や引用がないため、筆者の「独創」であるという印象を得ている。しかも操作性に欠け、かえって表現が混乱している。もう少し丁寧に定義を熟慮した上で学術用語を使って欲しい。

8 頁 1 行目に「台湾は特定の国家の主権に属しているわけではない」とあるが、これは非常に乱暴な断定である。中華人民共和国は台湾がその主権下にあると主張し、台湾は中華民国の主権下にあると主張している。他の国は中台それぞれとの関係によって主張が異なる。日本は「何もものを申すべき立場にない」という立場をとって、台湾の国際法上の地位については基本的に言及しないことにしている。この断定は、いったい誰の断定なのであろうか。筆者がそう断定している、ということなのであろうか。

また 13 頁 10 行目には「今日も台湾の地位は曖昧である」とある。「属しているわけではない」という断定と「曖昧である」という断定とはイコールではない場合とイコールの場合があり得る。なぜ筆者はこのように意味が異なる表現を使っているのであろうか。意図的に使い分けているのか、それとも全く無自覚なのであろうか。

もう一つ 30 頁下から 4 行目には「台湾は主権国家ではない」ともあり、混乱の度合いは激しさを増している。

しかも、後になると筆者は「台湾国内」という表現を多用している。まさか、台湾が「特定の国家の主権に属しているわけではない領域」=「地位が曖昧である領域」=「国」=「主権国家ではない」というのが、筆者の考えなのであろうか。審査者には全く理解できないロジックである。

台湾地位未定論に関しては、21 頁註釈 15 に説明がある。これほど重要なことなら、本文に書いてはどうか。いきなり本文で未定と言われても困る。いずれにしても、筆者の台湾の地位に関する記述は全く一貫性がない。国際法上の問題を整理し直した方がよい。この点は本論文の致命的欠陥となっている。

(1-2)

本書の目的は、台湾と香港が東アジア地域枠組みから排除されている背景を明らかにするとともに、台湾と香港の政治に関する誤解を正し理解不足を補うこと、である。この目的は達成されていると評価できる。本書は、日本では専門家以外には知られていない、台湾と香港の FTA への取り組みと中国の対応、中国の対応の影響を時系列的に丁寧な資料解析により明らかにしており、台湾と香港の研究者だけでなく、東アジアの統合に関係する研究者、政策担当者、実務家にも裨益するところが大きい貴重な研究成果である。以下はコメントである。

ECFA については、出版までに交渉が進展する可能性があるので、可能であれば新しい情報を書き込むことが望まれる。

「香港の立法会は条約を批准する権限すら与えられていない」(66 頁)とある。香港が第 3 国と FTA を締結した場合は、批准は全人代で行うことになると考えられるが、批准をそのような形で行うのか、補足説明があるほうが読者に親切である。

「WTO は一国一票制でない」(92 頁)と記述されているが、WTO 協定第 9 条には、「各加盟国は 1

票を有する」と規定されている。同条には、意思決定はコンセンサス方式によること。コンセンサス方式で決定できない場合は投票によるもの規定となっており、正確な記述を行うべきである。

提言の(1)地域枠組みと民主主義および政治統合は非常に重要な指摘である。民主化の評価、民主化の促進は評者も異議はないが、東アジアの統合のハブとなっている ASEAN は内政不干渉を基本原則としている。その背景には、欧米諸国の植民地だったという歴史的な経験がある。東アジアの統合を民主主義や人権など価値を共有する統合として行うべきか、経済分野に範囲を限定した自由経済圏<包括的な FTA>として行うべきか、は東アジアの統合を進める上での極めて重要な論点である。次に、EU を例にあげ、本格的な経済統合には超国家機構が必要と論じている。EU では、市場統合と通貨統合については、主権を EU に委譲し法的にも EU 法が国内法に優先する法制度を確立している。政治制度の違いが大きく、内政干渉を嫌う国が多い東アジアでは、政治的な統合は困難と思われる。上記 2 点は、東アジア共同体など東アジアの統合を考える際に重要な論点であり、論点をさらに整理した踏み込んだ論述があると東アジアの統合に関する議論にさらに寄与するところが大きかったと思われる。

(m) ラテンアメリカにおける「代表構造」の転換とその政治的意義

(m-1)

極めて優れた研究成果である。先記項目のうち、一つ「B」があるのは、本研究が自ら掲げる「特定の仮説を検証すること」ではない「実態の概観」という研究目的(p.1)から、この項目での評価に適さないという理由による。そして、後述するように、本研究の扱うテーマにおいては、本研究のような研究動向の整理・検討を重視した概観が、ひとまず最も重要であるように思われる。また、そのテーマの追究は極めて大きな学問的・政策的意義を持つ。

何より、評者の知る限り、扱われたテーマは、解釈・理論化の変遷が激しく、1980年代に民主主義への移行が連続した時代から現在までについて、それを一つの視角に基づき統合的に整理する企て自体が稀である。それを試みた本研究では、重要な研究潮流が極めてよくフォローされ、それらについてバランスの取れた妥当性の判断が行われると同時に、データを自ら分析することも含めて、自らのオリジナルな付加・修正をくわえている。特に、「左傾化」の時代(すなわち現状)における市民社会組織(CSOs)と政党(特に政権党)との関係に関する三つの類型を提示した部分は、オリジナリティーが高く優れた整理であろう。すなわち、研究成果総体としても、それぞれの部分の解釈においても、高いオリジナリティーを有している。

細かい点では、次のようなことは指摘しうるかもしれない。ほとんどのラテンアメリカ諸国には強力な労働運動などのCSOs(か、それに代わる政党)が存在していたとの一般化などによるClearyの議論への批判(p.16)は評者には性急に思われる。また、確かに中央アンデス諸国との比較で相対的にはそうだろうが、ブラジルの政党システムの制度化が従来から高かったとの解釈(p.8)にも異論がありえよう(ブラジルの特徴は、新しい労働運動と社会運動が登場し、それを重要な基盤として、制度化した政党システムに適合的な政党が登場したと捉える解釈もある)。しかし、中心的な論点には関わらないこれらの点のみに評者が気づいたことは、本研究成果の堅実さの証左であろう。

ただし、「研究動向を良心的に追いかけているがゆえに以下の点が明らかになる」という意味と、「本研究の優れた整理があるから初めて、以下の議論が可能になる」という意味で、本研究が優れているからこそであるが、評者には今後の課題として次の点を指摘できるようにも思われる。すなわち、本研究の問題でなく、扱われている研究動向自体の性格が反映されていることを原因として、全体の見取り図への統合性という点では不明確さも残していることが、指摘できるかもしれない。

本研究成果では、政治性を弱めて無関心にするという「原子化仮説」への批判として、抗議運動の強さが挙げられる。しかし、そこで参照される文献や著者自身が挙げる抗議運動の弱点*、さらには、同じような人々の志向がポピュリズム的指導者の勃興へと導くことがある(ことが本研究成果自体でも強調される)ことを考えると、恐らく著者自身も否定していないだろうが、抗議運動、かつ/または、ポピュリズム的指導者への人気を高めているのは「原子化」(もちろん、その語は単純化しすぎであるが、一種の図式的な把握として)であるとの解釈も説得的である。そして、通常は無関心でありつつ、攻撃的な抗議運動やメシア型指導者支持の(すなわち、怒りなどによる「非合理的」な「大衆運動」の)基盤になる「原子化」というのは、かつての「大衆社会論」の解釈である(少なからぬ場合に、無関心と急進的運動という二つの側面を重視する論者が異なっていたとはいえ)。とすれば、重要な分岐は、「無関心・非政治化」対「抗議運動の活発化でも測られる『CSOs』の強化」ではないかもしれない。そうではなく、同じく「原子化」を前提として、(1)組織から自立した人々による「民主性」を重視した草の根型の社会運動(先記よりも狭義の「CSOs」)が強まるのか、(2)目先の(地理的にも時間的にも)利益の充足を重視し、よって一時期は抗議活動を盛んに行っても、クライエンテリズムに取り込まれやすいような団体・運動の強化、かつ/または、ポピュリズム的指導者への支持の拡大が起こるのか、が、重要なメルクマール(解釈の分岐)である可能性がある。

そして、その前に、(1)にせよ(2)にせよ導きやすい「原子化」がどの程度起こっているのか、という解釈の相違があろう。前段落で述べた「抗議運動」や「CSOs」とされるものの間での区別の曖昧さと関連していようが、この点でも著者の議論は曖昧に思える。民主主義への移行において「市民社会」が重要な役割を果たしたとする修正解釈{リヴィジョン}が強くなっていることを、著者は肯定的に紹介するが、そうした修正解釈では、労働運動など、旧来の組織的な政治に基づく運動・団体が重視されている傾向があろう。とすれば、「新しい社会運動」とされたもの(先記の「狭義のCSOs」)の勃興と、移行に関する修正解釈が述べる現象とを、単純に「市民社会」の重要性として並列するのではない方がよい可能性もあろう。そして、新自由主義の時代に「新しい社会運動」的な動きが重要であることが触れられつつも詳しく紹介されない(ここでは「抗議活動」など

一般が扱われる) こともあって、「民主主義への移行」について「市民社会」が重要であったとの解釈が、その後の議論とどう統合されるのかは曖昧で、この部分(p.2)は少し宙に浮いている感じがある。そして、古くからの労働運動についての議論が、「CSOs」に関する議論の変容を示すとして急に再登場し(pp.14-15) そこでも古いタイプの社会運動・団体と新しいタイプとの区別を重視するのか、そうでないのかが曖昧であるように思える。

もし、以上 2 段落で述べたことに正しい点があるとすれば、「CSOs」とされるものそれぞれの中で、以上の 3 要素 旧来の組織政治の時代からの延長の部分、「新しい社会運動」の特徴とされたような部分、「大衆社会」に対応するとされてきた政治の部分 が、どのようなバランスや組み合わせで存在するのかを検討する必要もあるのかもしれない。もちろん、その検討の結果、そうした 3 要素への整理が誤りであったことが明らかになることは十分に考えられる。しかし、従来の議論で重視されてきた 3 要素の存在を否定するためにも、そうした検討には大きな意味があるのではなからうか。

これらの批判は全くの「無い物ねだり」である。本研究成果における整理が曖昧になっている点があるとすれば、先にも述べたように、良心的に多くの研究を紹介・検討しているがゆえであろう。よって、以上 3 段落で述べた評者の印象がたとえ正しいとしても、それは本研究の意義を減じるものではない。

注：例えば、「近年の抗議活動」が「急進的であるだけでなく、しばしば暴力的であるといった議論」が紹介され(pp.12-13) 著者自身の解釈として、しばしば見られるのが「旧来の紐帯や伝統的な CSOs に動員される形でない突発的・自発的・無定形な民衆による抗議活動」であったとまとめている(p.9)。なお、評者が述べていることから、「突発的」は「大衆運動論」的解釈に適合的であり、「自発的」は「新しい社会運動論」的解釈に適合的であり、「無定形」はどちらでもありうることになる。

(m-2)

著者は日本のラテンアメリカ政治研究者の中でも、とりわけ刺激的な研究成果を世に問い続けている新進気鋭の研究者であり、理論と実証両面において妥協しない研究態度に常々敬意を抱いている。本稿でも、現在多くのラテンアメリカ諸国が抱える「代表性の危機」という問題関心から出発し、はたして「市民社会」組織(CSOs)は機能不全に陥った旧来の代表構造を補完する役割を果たせるのか、と真摯に問いかける姿勢が顕著である。最新の先行研究を渉猟しつつ、論点を整理する手腕は高く評価できよう。

さて本稿は、上のような問題関心から、ラテンアメリカにおける CSOs の政治的プレゼンスの変遷を 4 つの時期区分により時系列的に概観するものであるが、時期区分の基準は必ずしも明確に示されていないように思われる。もとよりさまざまな事情を抱えたラテンアメリカ諸国を時期区分するには恣意的な要素は免れないが、社会紛争の件数という量的側面が基準とされているのか、それとも各国における新自由主義政策の変遷と言う政策面を重視しているのか、時期区分の意図がやや不明であると感じた。そのせいもあってか、「研究ノートという性格」を割り引いても、全体的に論点がぼやけているとの印象を受けた。

これに関連し、今回 CSOs というある意味最大公約数的な概念をあえて中心に据えた意図も図りかねた。最近の著作では、ラテンアメリカにおける「政治的な社会運動組織」としての「社会運動体」に着目していたし、研究計画書でも「政治/社会運動」とそれらの連合体としての「運動型政党」という概念が繰り返し用いられていた。現在進行中の現象をいち早く概念化し、意義付けようというこれまでの意欲的な立場からすれば、今回は研究ノートという形での予備的考察としての側面が強いとは言え、やや消極的であるとの印象を拭えなかった。

以下、各節の内容について気付いた点を、数点述べておく。まず第 1 節では、主に民主化論・移行論との関連で、CSOs の興隆が論じられているが、少し腑に落ちなかったのは、債務危機に端を発する 1980 年代の経済危機に関する記述がほとんど見られなかったことだ。ポブラドーレスの運動などの都市の自助組織に代表される民衆組織が 1980 年代に拡大した背景として、権威主義政権の存在とともに「失われた 10 年」と言われる経済危機の影響があったことは周知の事実である。今

更論じるまでのこともないという判断から、言及しなかったのかもしれないが、第2節の議論にも関連があると思われるので、若干片手落ちに思われた。つまり、「1980年代後半 - 1990年代初頭の抗議運動の減少」の一要因として、経済危機からの脱却によりこれら組織の存在理由そのものが消滅した側面もあったと思われるからである。

次に、いわゆる「原子化仮説」に関してであるが、はたしてこの「仮説」が本稿や Arce 等が強調するほど幅広く受け入れられているのか、やや疑問に感じた。確かに、新自由主義経済政策への転換が労組を中心とする社会組織の不活発化をもたらす傾向にあること自体は、広く受け入れられているものの、ではそれがこの時期の「社会運動の後退」をすべて説明するかと言うと必ずしもそのようには考えられていないだろう。権威主義政権時代に社会運動の担い手であった人々がある程度目的を達成したことにより「与党化」したり、経済危機からの脱却によりポブラドーレスの運動など生存自体を目的とした自助組織が自然消滅したり、「原子化」以外にもさまざまな衰退の要因があったのもまた事実である。同時に、新自由主義経済政策の結果として、極度の貧困や格差がもたらされた国や地域では、逆に各種の抵抗運動が活発になったケースも多々見られるだろう。このようにこの時期の「抗議運動の減少」の実相は多面的であり、第2節の結論部分において著者の歯切れが悪くなってしまいうのも故無しとはしない。

最後に第4節で示された表3は、ラテンアメリカ各国の政党とCSOsとの連携関係に着目しており、もっぱら政治スタイルや政策スタンスに注目して「左派政権」を分類する風潮に一石を投じている点が特徴的だ。ただ、著者自身が「主観に従って」と書いているように、分類の基準がかなり恣意的であることは否めない。また、括弧内に収められているメキシコのPRDとペルーのAPRAのケースが表中で「混合型」に分類されているのは、記載ミスではなからうか。もし両者を「混合型」に分類しているのであれば、それ相応の説明が必要と思われる。横軸がある程度主観的であるのは止むを得ないにしても、縦軸についてはより厳密さが求められよう。

それ以外にも、全体的に推敲不足が目につき、注や参考文献にも誤記や記載ミスが多々見受けられた。最終稿ではないようなので問題ないであろうが、一部、論旨が不明確であったり、意味が逆転しかねない記述ミスがあるように思われた。

やや厳しめのコメントとなったが、今回の成果はあくまで予備的考察だと思われるので、次回以降の研究成果に大いに期待したいと思う。

(n) トルコの公共性

(n-1)

「公共性」あるいは「公共圏」という欧米において盛んになったハーバーマスやアーレント以来の議論をトルコに適用した場合にはどのように分析できるかという、非常に興味深い問題設定の特集だと評価できる。しかし、4本の個別の論文は個々の研究成果としてはひじょうに優れているが、特集全体としてみたとき、やはり当該テーマをめぐる議論がトルコという場を扱っているにもかかわらず拡散的である印象を持たざるをえなかった。おそらく、「公共性」あるいは「公共圏」という概念のもつ論争的性格およびその定義のあいまい性に起因するものだともいえる。それぞれの論考のなかでも言及されているように、西洋で生まれた概念を非西洋であるトルコに適用すること自体が「公共性の維持や公共圏への参加、あるいは国家的公共圏概念に対抗する市民的公共概念の普及への道はまっすぐではない」といった意味での「ある種の歯切れの悪さ」(「特集にあたって：トルコの「公共」再考」6ページ)をもってしまうのも当然であろう。

そもそも、「特集にあたって：トルコの「公共」再考」において公共圏の概念をめぐるこれまでの議論が整理されているが、各論文でも再び「公共圏」についての議論がそれぞれの立場からなされている。もちろん、各論者に論争的概念としての「公共圏」をそれぞれの立場から議論させることによって扱うテーマの問題性が浮かび上がることは理解できるものの、特集テーマのもつ求心性が十分に見えてこない。特集企画者はフィールドワークに基づく3論文について「生身の人間が生きるフィールドでの現実、洗練された議論を許してくれない。それよりも、こうした収まりの悪さの中にこそ、人びとが直面する現実の一端が示されていると考えるべきであろう」と述べているが、であればこそ、「公共圏」についての議論の紹介を各論文でそれなりの紙幅を割いてやる必要性があったのだろうかという素朴な疑問が生じる。つまり、トルコの直面する現実から出発して議論を立ち上げて公共性を議論していく方がもっと説得性をもった特集になったともいえる。実際、扱っている研究テーマが防災、都市困窮者への公的扶助、イスラーム的女性運動といった具合に興味深いだけに、特集において理論的枠組みと具体的事例の提示との架橋が結果的にあまりうまくいかなかったことはまことに残念である。あたかも「理念型」として想定されたハーバーマスのな「市民的公共圏」との距離によってトルコにおける公共性が議論されているかの印象を受けたためである。

以上挙げた特集として取り上げるにあたってのまとまりのなさという問題性は「トルコにおける公共圏論争」の論文の指摘に集約的に示されているように思われる。この論文がむしろこの特集の理論的な背景を説明する内容をもっているからである。トルコでは公共圏をめぐる論争が2002年に突如起こり、5年で終息したという事実に基づき、国家と社会の境界線をめぐる「公共圏」の議論の核心はその定義次第という状況依存的言説であるといってもいいだろう。だからこそ、イスラーム的スカーフ着用をめぐる世俗派とイスラーム派のあいだの公共圏についての論争は公共圏をどのように定義するかによって決まり、スカーフ着用問題が政治的議題(アジェンダ)でなくなると公共圏という概念が両者によって重要性を失ってしまうことになるという指摘する。さらにイスラーム派が「スカーフ着用の自由が国家的公共圏により阻害されている」という否定的フレームをより多く用いるようになったため、結果として国家的公共圏の定義を追認し、ハーバーマスの公共圏の定義がトルコにおいては定着しなかったという結論が導かれるのである(「トルコにおける公共圏論争：言説分析」1ページ)。

繰り返しになるが、個々の論文はフィールドワークに基づきたいへん優れたものである。にもかかわらず、トルコにおける公共性の性格をめぐる議論を行なうにあたって、国家的公共圏の定義を追認するようなトルコにおける国家と社会の境界線をめぐる論争を整理する際にハーバーマスのな「市民的公共圏」の理念を対置したために「より公正で多様性を包摂する政治社会をトルコが実現するための手がかりを提供する」という「調査研究実施細目(7)政策提言への貢献」での結語に示されるように、あらかじめ設定された結論を追認するような構成になっているという印象を強く受けるということを最後に指摘しておきたい。

(n-2)

本研究会のテーマは、トルコにおいて近年、市民運動や社会運動の動きが活発になる一方で、公共圏ないし公共領域の発展が、いかに、そしてなぜ阻まれてきたかを、近代化後発国という基本的な条件のなかに見出し、近代化後発国における国家から自律した公共性の「てがかり」を得ようとするものであった。

以下は、トルコの状況には疎い査読者の関心に基つき、興味を引いた論点や疑問点を挙げる。

！動論（運動の側）

防災活動やイスラム女性公共圏などのトルコにおける近年の市民の自律的な運動と、それぞれが採用するしたたかな戦略 - - 行政や支配的価値観との折衝 - - を分析しており、トルコに疎い日本の一般的な読者にとっても重要な論点を提供していると思われる。

公共圏の両義性

「トルコの都市困窮者」論文は公共圏の両義性を問題化したものであると読めた。査読者はおおむね次のような論旨として理解した。すなわちニーズ解釈の政治への「参加」を公共領域ないし「公共圏」とみなすとすれば、トルコの場合、そうした「公共圏」への参加は「民衆」として、すなわち自らを「市民」とは異なり一段劣る存在として認めるかぎりにおいて可能である、と。

その含意は、結局、（代弁ではなく）自分のニーズを公に表明する運動自体（あるいはハバーマスの公共圏）が「はしたない」ということになり、社会運動にとって大きな制約となる（この「はしたない」という感覚は、アナトリア独自の伝統からなのか、イスラム的価値からくるのか若干疑問であった）。いずれにせよ、公共圏へのこうした制約条件の発見は重要であり、非西洋的世界を理解する上で極めて重要な視点であるように思われる。

90年代の公共圏言説

「公共圏論争」では、大学におけるスカーフ着用の禁止と自由化の問題をめぐって、2000年代に「公共圏」の用語がはらむ複数の意味をめぐる論争がなされ、やがて収束していったプロセスを洗練された言説分析によって分析している。

本研究の含意は極めて興味深い。それは以下のような理由からで、もしかすると著者のねらいとはズレているかもしれない。査読者は日本の支配者層（＝「エリート」）のイデオロギー上の矛盾に関心を持つが、本研究での「公共圏」の定義の変遷の分析 - - 本研究全体の分析にもあてはまるが - - は、トルコの「エリート」の矛盾の分析であり、日本の近代化イデオロギーの矛盾を、より先鋭化されたかたちで表現していると感じられた。

日本の場合、西欧におけるリベラリズム（公共圏）の担い手というより、近代化（経済成長）を推し進めることがエリートの存在意義となっていたが、近代化が行き詰まるにつれ、エリートのアイデンティティ・クライシスが生じつつある。トルコにおいても、同様の状況が予想され、「世俗」（＝「近代化」）はエリートの存在意義を担保するものではなくなりつつあるのではないだろうか。しかし他方宗教エリートは、対抗言説を繰り出すときは、公共圏のリベラルな定義を持ち出すが、選挙で勝って不要となるとそれを捨てる。

とすれば、「公共圏」の定義がカジュアルに変遷していく過程の分析は、政治や社会運動の言説一般の分析 - - 本研究はそう示唆しているように読めた - - の一事例としてではなく、近代化後発国のエリート層の掲げる「価値」の首尾一貫性のなさ、存在意義の矛盾、「公共圏」に対する彼らの不安、の現われの分析なのではないだろうか。

全体のつながり

全体として、（など）における市民運動や社会運動の局面が、エリートの意思決定を浸食し、それへの防戦的な応答として、ハバーマスの公共圏言説の不可視化という図式が描けるかもしれないと思ったが、あくまでも査読者の直観の域を出ていない。ただ、の局面と、の局面を何らかの形でつなげて論じる必要があると感じた。

(o) イスラーム金融のグローバル化と各国の対応

(o-1)

イスラーム金融に関する類書は国内外において多数出版されている。その多くは入門的解説書と金融証券業務用のテキストのいずれかに分類される。貴所の研究会はこうした現状を十分把握した上で立ち上げられたものと理解され、先行研究を凌ごうとする努力の成果が随所にうかがえる。

特定の教義に基づくイスラームの金融システムをどのような視座に立って論ずるのか、非常に困難なチャレンジである。イスラーム金融の本質とは何なのか、未だイスラーム社会においても金融界とイスラーム法学者との間で議論が続いており、ましてや非イスラーム社会において認知され、一定の位置を確保できるかは不透明なところが多い。まさに議論百出のテーマである。

研究会が方法論を統一することなく各執筆者の専門に任せているが、多面的なアプローチが紹介されていて面白い。取り分け、国別研究論文では随所に各国の本音と建前の使い分けが指摘されているが、これなど当局ですらイスラーム金融の在り方を描けないでいることの証左であろう。

多面的なアプローチは半面研究統一性に欠くきらいがあるが、本研究集についても同じ点がいえる。研究会はイスラーム金融が果たす役割として 経済成長の持続 を期待しているとするが、国別編にもう少しこの視点を加えてほしかった。評者の個人的な関心を含めていえば、イスラーム金融の新たな領域として、マイクロクレジットや制度金融(中小企業金融、貿易金融など)への発展の可能性について論じていただきたかった。次の研究会に期待したい。

(o-2)

評点については非常に苦労した。いわゆる玉石混交で深く食い込もうとする論考(例:サウジアラビア)もあれば、今までの研究成果を無視した耐え難いほどの俗論(例:パキスタンの建国事情)も入っている。一言でいえば、大幅書き直しを要するものが3、4点みられる。序章は大事であるが、改善の余地は大きいと思われる。

結論的にいえば、研究(問題意識が重要:たとえば通常金融とイスラーム金融の並存をイスラームの立場からなぜ承認しうるのか。イスラーム金融は景気循環の流れを変える要素が含まれているのかどうかなど。問題意識が重要で答えが出せないならば、それはそれでかまわない)なのか事情報告書なのかの視点を明確にすると、巷での「イスラーム経済」解説本を超える意味で出版は有意義かと思う。また、パキスタン建国に関わる見方は、後からくっつけた理解をあてはめており、史実からも現実からも間違っており、それがイスラーム金融理解をも大きくゆがめているように見える。

全体として一部の書き換えを経て、成果を出版などを通じて公表することは有益な業績が含まれていると判断する。

(p) 国際資本移動と東アジアの新興市場諸国

(p-1)

本書は途上国の国際資金移動に関する多面的な分析である。類書と異なり、間接金融投資に加えて直接投資や労働者送金、援助なども視野に入れていること、アジア諸国に関して広範なケーススタディを展開していることなどがその価値を高めている。ごく一部の章をのぞくと完成度が高く、若干の形式的調整を経てただちに出版可能な水準にある。ただし、ややないものねだりになるが、下記の四点について考慮があればなおよかった。

第一に、アジア通貨危機後の途上国の金融通貨制度の変更や金融システム改革が 2008 年以降の世界的な金融危機においてどのような効果を持ったかをまとめて論じてもらいたかった。2006 年ごろから「アジア通貨危機から 10 年」といったタイトルで 1990 年代末以降の途上国の金融通貨政策の変化をまとめた書物や論文はすでに多数出版されており、同じことをくり返すだけでは大きな学術的・政策的貢献は望みがたい。今次の金融危機はまだ完全に収束していないため、その影響を論じきることに困難が伴うことは理解できるが、後半の国別分析にはこの点に関する記述も含まれているため、総論などにおいてそれを何らかの形で総括してもらいたかった。

第二に、近年の途上国の内外資本移動の背後にある金融通貨政策の変化をどのように評価するかという視点が不足しているように思われた。金融通貨政策レジームに関してはすでに多くの研究があるため、それは背後にとどめ、実際に観察された資金の動きに注目することによって新味を出そうという本書（研究会）の意図は理解できるものの、緩やかなペッグからインフレーターゲッティングなどへの移行という途上国全体の金融通貨政策レジームの潮流を明示的に評価することなしに、これらの国々における外貨準備の量が適切か否か、Sudden Stops の危険性にどのように対処すべきかといった問題を十分に議論することは難しいように思われた。

第三に、本書の多くの章ではアジア諸国において通貨危機後に国内の実物投資意欲が減退したままで回復せず、それが対外収支不均衡（大幅な黒字の継続）の一因になっている理由が考察されている。これは重要かつ興味深い問題であるが、IMF や世界銀行の定期刊行物などでもくりかえし分析されている点であり、いくつかの仮説も提示されている。これらの既存研究に言及し、各国レベルでの分析の中でこれらの仮説をどのように評価するか、研究会全体としてどのような結論にいたったのかも示してほしかった。

第四に、近年、途上国は一方的に対内投資を受け入れるだけでなく、対外投資の主体としても存在感を増しつつある。また、IMF におけるクォータ拡大や G20 の定期会合化などを通じて、グローバルな国際金融システムのありかたにも発言力を得つつある。これらの点を考慮すると、途上国の民間部門の対外投資や政府系ファンドの動向などに関する分析も欲しかった。途上国の対外 ODA という相対的にマイナーな話題に一章が割かれていることを考えると、ややバランスを欠いているという印象を持った。

以下は各章に関する若干のコメントである。

第 1 章「国際資金移動と東アジア新興国の経済構造変化」はよくまとまった総論であり、第 2 章以下の鳥瞰図としても有用である。また、第 2 章「資本自由化のメリットと問題」も関連する膨大な既存研究を要領よく整理しており、全体として有益である。

第 3 章「金融グローバル化と外貨準備」は「金融自由化が先進国の外貨準備の必要性を低下させ、途上国の外貨準備の必要性を増加させる」という大胆な仮説を計量的に検証しているが、データの

解釈や作成方法、推計方法などににわかに首肯できない点が認められた。本書はこの章がなくても十分な分量があるため、最終出版物にこの章を含めるか否かについては慎重な検討を求めたい。

第4章「公的資本移動とアジア新興ドナー」では先進国・アジア新興諸国の政府開発援助の動向が要領よくサーベイされているが、本書の中心課題である民間部門の資本移動との関係にも言及がほしかった。

第5章「東アジアにおける労働者送金：論点整理とフィリピンの事例」は近年注目されている在外労働者の送金の現状とそのマクロ経済への影響がフィリピンの事例とともに議論されており、よく調査された論考である。ただ、他の章との関連を深めるためには、フォーマルな金融部門を通じた送金を促進する政策が他の対内金融投資の規制の維持と両立しうるかといった論点も示してもらいたかった。

第6章「韓国における資本移動と経済構造の変化」ではアジア通貨危機後の政策が韓国の対外経済ショックへの耐性に与えた影響が包括的に論じられている。ただし、一国の通貨危機への耐性は当局の通貨政策レジーム（ペッグしているか否か）と密接に関係しているはずだが、通貨危機前後の通貨政策の変化に関する言及がまったくないことにやや違和感を覚えた（14ページ第一パラグラフにおいて経常・資本収支と外貨準備の関係が説明されているが、これらの関係は通貨制度によってまったく異なるはずであり、一般的な記述としては不正確である）。

第7章「タイの金融システムの変容」は明瞭なロジックによってアジア通貨危機後のタイの経済政策が国内の経済構造と金融システムにどのように帰結したかが論じられており、説得力のある内容になっている。

第8章「国際資本フローからみるマレーシア経済の構造変化」も有益だが、著者の主たる関心がマレーシアの経済発展の要件や産業政策のありかたにあり、本書全体の意図と必ずしも一致しない視点から執筆されているのではないかという印象を持った。

第9章「アジア通貨危機後のインドネシア経済の課題」もよくまとめられているが、本章の著者によると思われるもの以外の既存研究への言及がほとんどないことが気になった。また、表の多くが原数をそのまま転記しているため、やや見づらい。もう少し分かりやすく整理するか、図に描き直すといった工夫を求めたい。

第10章「国際資本とフィリピン経済」は政策の軌跡に関する情報量が多いことを評価できるが、各節が必ずしも有機的に連結しておらず、全体としてやや散漫な印象を覚えた。

第11章「中国の対外資本取引解放の現状と課題」では1978年の開放以来の中国の対外金融政策の軌跡や国際金融危機への対応、チャイナ・マネーの動向などが要領よくまとめられているが、章全体として事実整理にとどまっている。中国の通貨政策や対外金融自由化のゆくえがこれだけ国際的な注目を集めていることを考えると、これらの問題に関する著者なりの見解も示してもらいたかった。

(p-2)

本研究のメリット

(1)過去20年の世界経済を特徴付けたのは、1980年代から始まった新自由主義と「市場化」の潮流

であり、1997年のアジア金融通貨危機も2008年のサブプライム問題もその表象に他ならない。今後の途上国開発の視座を正しく設定するためには、「アジア危機後にアジア新興市場経済がどう変化したのか」、「その事は世界的な国際資本移動の中でどう位置づけられるのか」という問題を、新自由主義と「市場化」の潮流の中で適切に捉え直しておくことが、欠かせない作業である。本研究は、この重要かつ大きな問題を正面から捉えようとする意欲的な試みであり、政策論としても意義深い問題設定であると思うし、時宜も得ていると考える。

- (2) 本研究の構成をみると、多角的なテーマ別分析と、東南アジア主要国をほぼ網羅する国別分析を併用している。これは、アジ研らしい研究スタイルであるが、問題の全体像に迫ろうとするには適切なアプローチと思う。
- (3) 各章の内容は、先行研究を良く踏まえたもので、データの利用も優れている。章によっては若干の不満も残るが、非常に優れた内容になっている章も多い。知見に富み分析能力の高い執筆者が多く、沢山のことを新しく学ばせて貰った。

研究へのコメント

- (1) 「テーマ別の分析」と「国別の分析」が、専門家以外には、分離しているように見えるかもしれない。読者としては、「テーマ別の分析」と「国別の分析」をクロスさせた問題（研究会で議論されたもの）などを、どこか（総括の章？）でリストアップしてもらえると嬉しい。
- (2) 自分を省みると言い難いが、一、二の章で、やや通り一辺のデータの利用という感じを受けるところがあった。特に、「国別分析」で、レベルにややばらつきがあるように感じた。新しく学ばせて貰った章と、従来の知識と異なるところがなかった章と、差があるように感じた。
- (3) アジ研の読者は、初心者は少ないと思うので、読者はそれぞれ自分自身で問題設定をしつつ本研究を読むものと思うが、過去20年を振り返って、本研究から導かれる何か具体的な今後の政策への示唆があれば、欲しいところである。
- (4) 上記(3)に関して、個人的には、「経済発展 国際収支黒字化 自国通貨切り上げ圧力」と進んだ日本、韓国などの経験とは異なり、「固定相場 外貨積み上げ 政策的(SWF)な対外投資」と進んでいる中国（その他幾つかの新興国）の政策についての政策評価が知りたい。

(q) 東アジアの経済統合 - 理論と実際

(q-1)

報告書を調査研究実施細目に記入された計画に照らし、以下の3点を高く評価し、総合判定をAとした。

1. 過去の研究実績があるとは言え、1年弱の期間中に大量の統計データにより各種の意味のある計量経済学的実証研究結果を得ている。また、その実証研究がアジア研でないと実施が困難なデータへアクセスまたは処理を踏まえているので、学術的価値は高い。
2. 研究課題の設定は、東アジアの経済統合を巡る政策論として重要な点を反映しており、研究成果に従って展開された第8章の現状認識と展望は明快でよく書けている。
3. 実態からの演繹による方法のみならず、空間経済学等の成果をとり入れ、可能な限り理論仮説の検証を統計的手法によって行おうとする姿勢は評価できる。

研究内容については以上のように高い評価をするが、「研究双書」として出版するまでには以下の点について推敲または検討が必要であると思われる。

1. 十分な Editing が必要である。変換ミス、日本語の乱れ、図表と本文の不一致などが散見される。また、各章の内容の整合性、表現方法も執筆者が落ち着いて吟味する必要がある。たとえば、第1章で定義した「インド」「オセアニア」を含む「東アジア」概念は、その後の章ではほとんど使用されていない。
2. 各章の計量経済学的分析の結果はおおむね問題はないように見えるが、章によっては計量経済学を使うものにとって常識となっている説明方式、結果の提示法が取られていない。データ、係数の符号条件、推計法についても説明が不十分であった。また、データの実質化についての言及がないケースもある。
3. 理論の説明において、注などで部分的に数式を示しているが、この方法はあまり感心しない。すべてを数式で説明するか、数式は原著に譲って結果のみを使用するかである。理論をベースに計量分析モデルを導出しているが、理論モデルの前提について東アジアとの整合性の検討、不整合な部分のモデルの修正などを経て理論モデルを導出するというのが一般の手法であると思われる。この点のつながりが必ずしも十分ではないように思われる。
4. 細かなことは捨象して骨太の分析をしているので比較的単純明快でわかりやすい、換言すれば歯切れが良いのがこの報告書の利点であるが、同時に簡単に言い切ってしまうことによる検証の厳密性の損失もある。
5. 計量分析の推計結果については、もう少し時間を取って注意深い読み取りを行えば、より興味深い事実が明らかになる可能性がある。

この他、報告書では「東アジアの成長モデル」について依然として欧米への市場依存が強いと断言している。しかし、最近では域内市場の拡大、中国の景気刺激のインフラ投資による域内経済牽引効果も指摘されており、評者はやや見解を異にするが、この点は評価とは切り離して考えている。

(q-2)

東アジアの経済統合は、国際経済・国際関係分野において、現在、最も注目を集めているだけではなく、重要な研究・政策テーマである。注目を集めているテーマであることから、多くの研究が行われているが、本研究は先行研究にないような様々な新たな貢献が提供されている。第一の貢献

として、デファクト地域経済統合と言われている、制度的枠組みがない中での統合の進展について、実際の動向を理論モデルに基づいた方法論を用いて分析していることが挙げられる。例えば、多国籍企業による生産拠点の立地に関して、空間経済学の枠組みを用いて、説得的な議論が提示されていることがある。第二の特徴として、実際の動向をケーススタディーを用いて、生き生きとした分析が行われていることがある。従来のケーススタディーでは、日本企業のみを取り上げる場合が多かったが、本分析では他の国の企業も分析に取り込んで、比較を行っている点が高く評価される。第三の好ましい点は、政策へのインプリケーションを慎重かつ説得的に行っていることが挙げられる。さらに、各章の執筆者が異なると思われるが、章のつながりがスムーズであり、章間の調整が十分に行われているように思われる。

いくつかの課題を挙げておきたい。第一の問題は、各章における分析のつながりが不明確なケースがある点である。各章で扱われたテーマには一貫性があり、高く評価されるが、各章であつかわれたテーマを詳細にみると、一貫性にかけると思われるものもある。例えば、同じ貿易をテーマにしても第2章では、各国間の貿易額を対象とした分析をしているのに対し、第4章では現地調達率や輸出比率といった比率を対象としている。それらの異なる指標の説明には、経済規模のような同じ指標も説明変数として使われているが、それらの結果は別個に検討されている。両者を考慮した形の議論も必要であろう。第二の問題点は、東アジア成長モデルに関する分析である。本分析では、輸出を欧米市場に依存しないようなモデルの構築の必要性が謳われているが、そのようなモデルの議論においては、為替レートの調整およびそれに関連するマクロ経済政策が重要であると思われるが、その点については触れられてはいるが、十分な議論は行われていない。第三の問題点は、東アジアにおける経済統合について、近年重要性を増している、FTAに代表される制度面に関する分析が不十分である。FTAの効果についても利用度についてのみ数量的な研究が行われており、FTAの貿易への影響についての分析は行われていない。また、そもそも、どのような要因がFTA構築を促進するのかといったような問題についても十分な分析がなされていない。

以上のような問題はあるものの、初めに書いたように、本書は先行研究で行われてこなかった重要な研究を説得的に行っていることから高く評価したい。

(r) 中等教育就学の決定因とその変化 - インドネシア農村の事例

(r-1)

教育投資の決定要因の長期的変化に関し、大規模データを丁寧に分析しており、概ね説得的な結論を引き出している点が高く評価できる。

個人特性や家計特性の影響とその変化は既存の研究と整合的である。地域特性と学校特性の影響を明らかにしたことは、この研究の貢献であろう。ただし、地域特性変数のうち、この研究が特に注目する「近隣家計の平均消費額」と「近隣家計の就学率」に関しては、より注意深い扱いが必要かもしれない。「近隣家計の平均所得」は covariate shocks の影響をキャプチャーしているだけという可能性はないのであろうか。だとすれば、周りの家計の所得が上がれば自分の就学率も上がるというような単純な話ではないであろう。また、「近隣家計の就学率」を説明変数として使う際に、近隣家計と自分が相互に影響しあう事によって生じるエコノミ的な問題についても配慮した方がよいと思われる。これらの点に関し、分野は異なるが（就学ではなく technology adoption）、Bandiera and Rasul (2006) EJ や Conly and Udry (forthcoming) AER が参考になるであろう。

(r-2)

Major comments

After achieving universal primary education, the Indonesian government has put more emphasis on the expansion of secondary education. In this context, the focuses of this paper are very timely and policy suggestions the author tries to draw from this study are very informative for the stakeholders. In this paper, the author utilizes three-year panel data (IFLS) by combining the other data sources such as Susenas and Podes data sets, which allows the author to investigate the dynamic changes in a variety of factors that associated with secondary school enrollment. Therefore, the potential of this paper in order to contribute to the relevant literature is huge.

This paper, however, seems to fail to identify the causal effect of those factors. For example, the author argues that providing incentive to teachers by improving their salaries has positive and increasing effects on school enrollment rates. Nonetheless, the causal relationship between the high salaries and high school enrollments rates is not necessarily obvious, even though the author finds a strong correlation between them at the junior secondary level. The reverse causality is also possible. In other words, higher demand for junior secondary education, particularly at private school, might result in higher teachers salaries. Therefore, the author should more carefully examine the causality between them before the author makes any policy suggestion. Another critical argument is on the neighborhood effect. The author finds a positive correlation between the share of enrolled children in secondary school and school enrollment in 2000 and 2007. This correlation, by definition, is to some extent evident and identifying the magnitude of the effect that we can attribute to the neighborhood effect is a tough question (Manski, 1993). Without any critical identification strategy, I do not think that OLS regressions can solve this problem. Thus, the author has to more carefully devise the estimation methodology to identify the causal effect from their neighbors.

In sum, the author tries to put too many contents in a single paper. As mentioned above, focusing on the examination of the causal relationship between teachers salaries and secondary school enrollment can be one paper and also exploring the “real” (not spurious) neighbor effect can be another paper. A success of this paper is to raise these important research questions. Tackling each research question more seriously makes the author successful in writing a couple of papers that are publishable in a prominent academic journal.

Minor comments

- The author claims that “we expect that our results do not suffer from serious omitted variable bias,” but unfortunately there is no way to prove this statement. Thus, I suggest that instead of claiming it, the author should mention this issue as a caveat of the study because some important time-variant variables such as the availability of school infrastructure and school quality are missing. Otherwise, the author should provide stronger evidence to claim it. In addition, simultaneity bias seems to be very serious in this study as I mentioned in the major comments.

- The author’s finding that gender disparity has disappeared is interesting, but the author can extend the study furthermore. Since generally speaking the determinants of children’s educational outcomes including children’s schooling vary depending on gender, running regressions for boys and girls separately will definitely provide the author with more evidence. The specification that allows only a level difference between boys and girls is sometimes misleading.

- Another important discussion is on the distinct effect between public and private school. Although the author makes some discussions on this issue, no dummy variable to test this hypothesis is included in the regressions.

- In Table 2 and 4, it is better to show the t-test results. Also, in addition to the mean values shown in Table 3, the author should show the summary statistics of the other explanatory variables, particularly regional and school characteristics.

- While the author explains that “to control for unobserved time-invariant fixed characteristics, we include provincial dummies into repressors,” Table 5 and Table 6 seem to suggest that regressions are executed for the 1993, 2000, 2003 samples separately. The explanation has to be consistent with what the author has done.

- Table 5 and Table 6 have the title of “determinants,” but they are more likely to be associated factors. Moreover, “Junior Secondary School” and “Senior Secondary School” may be inaccurate. Pradhan (1998) points out that the delayed enrollment is an issue and also grade repetition is highly likely to prevail. Therefore, children aged 13-15 are not necessarily in junior secondary school and nor children aged 16-18 are in senior secondary school.

- To control for the wealth level, the author utilizes the farm land value and argue the liquidity constraints. However, the land value alone cannot perfectly capture the wealth level of the family. At least per-capita income or expenditure levels should be included as an explanatory variable, and ideally assets with higher liquidity could be used to confirm the author’s arguments on the liquidity constraints.

- The interpretations of the squared terms are always vague. The author should indicate at what age or years the effects are maximized or minimized.

(s) 農業の生産性と経済発展 - 要素市場の不完全性と農地所有構造が与える影響

(s-1)

各評価ポイントごとに、簡単に評価の理由を記す。

「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか

研究課題の目的である農業の生産性と経済発展との関連について分析するには、「研究成果」で示された、労働市場の不完全性が労働移動におよぼす影響について分析するだけでは不十分で、信用市場や土地市場の分析も必要である。

「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか

「研究成果」のテーマに関しては、理論的枠組み、シミュレーションの方法など、比較的新しい方法が用いられており、適切といえる。ただし、シミュレーションを行う際に使用するパラメーターの値については、より現実的な値を求める必要がある。

先行研究についての的確な言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか

Healthcote et al. [2009]による理論的枠組みを、労働市場における不確実性のもとでの労働移動の分析に援用している点で、新規性があると考えられる。ただし、現段階では、パラメーターの推計に必要な情報の収集が不十分であるなど、いまだ発展途上で、完成されたものとはいえない。

この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか

上述した理由で、現段階での学術的・社会的貢献は未知数であるが、農工間の労働移動による仕送りが、農村の信用制約を緩和し、農業その他の産業発展に貢献する、という "New Economics of Labor Migration" 仮説に関連した一連の研究を補完するものとして、その成果が期待される。

論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか

論旨は、概ね明快であり、内容的にもまとまっているが、理論モデルをいかにしてシミュレーション分析に活用するかについての説明が不十分である。

(s-2)

とても野心的かつ興味深い研究テーマを設定されていると感じる。最終成果が大いに期待されるが、以下は現時点での疑問点（一読してわかりにくかった点）である。

1. 「調査研究実施細目」と論文「Partial Insurance and Dynamic Labor Adjustment: Evidence from gross migration flows in Thailand」との関係について

本論文が本研究プロジェクトの最終到達点ではないのであろうから、ある程度は仕方がないことだとは思うが、「農業部門の生産性を経済の長期的な発展との関係を定量的に分析する」という本研究の目的と本論文とのつながりがややわかりにくい。「調査研究実施細目」の記述によると、国家間の所得格差は概ね農業部門の生産性の格差と農業部門の就業人口比率の違いで説明できるため、（国家間の所得格差を説明するためには）農業部門の生産性と農業部門からの労働力移動の規

定要因に着目すべきであること、及び、既存の文献の欠点の一つは、生産要素市場の完全性を仮定していること、が主張されている。明示的には書かれていないが、即ちそれは、「既存の文献では労働力のセクター間移動の阻害要因の説明が不十分（実際の労働力移動のパターンは、既存のモデルで予測されるよりも遅い（はず））であるから、（最終的に国家間の所得格差を説明するためには）本論文のモデルが必要である」という主張と解釈してよいのだろうか（但し、本評者は本稿で参照されている文献には詳しくないのでこの主張についての判断はできない）。もしそうだとすると、既存文献のモデルが、農業部門からの労働移動を十分に説明できないという点について、より具体的に（個々の文献に即して）記述し、本論文で扱っているような形の労働移動の阻害メカニズム(?)を明示的に考慮する必要性を論証することが望ましいのではないか。（本評者の読み方が誤っているかもしれないが、いずれにせよ、既存文献の知識ギャップをより具体的に述べることを望ましいと考える）

2. 論文「Partial Insurance and Dynamic Labor Adjustment: Evidence from gross migration flows in Thailand」の内容について

上記の文脈で解釈する場合、本論文のモデルは、農村から都市への円滑な労働移動を制約する要因の一つとして、「partial insurance」の格差（農村部の方が都市部に比べてインフォーマルな保険が発達しているために、リスク回避的な労働者はより期待所得の高い都市部に必ずしも移動しない）の影響を考察していると思われる。しかしそれに加えてさらに、migration は「persistent」なショック（過去のしがらみ?）を断ち切るという役割をもつとも述べている。ここで、この二つのことはそれぞれ独立した仮定だとすると、この後者（所得ショックが persistent であって、しかし場所を移動するとその効果は断ち切られること）は、農村から都市への労働移動を制約するのだろうか、或いは逆なのか、（或いは条件次第でどちらでもあるのか）、また「農村から都市へ」という方向は意味を持つのか、それとも、農村にしろ都市にしろ、今までいた場所から離れること自体が重要だということなのか。また、そもそも農村、都市それぞれにおける所得ショックの persistence の要因としてどのような現象を想定しているのか。これらのより intuitive な説明がほしい。

ちなみに、本研究においては、「農業セクターから非農業セクターへの労働移動」と、「農村から都市部への労働移動」を同じものとして扱っている、と理解してよろしいか。本論文では、年齢とともに人口（労働）移動の程度が低下してゆくというデータ（Figure 2）と、理論モデルから得られた予測とが整合的であること（Figure 3）から、理論モデルの妥当性が主張されている。確かに両者は整合的ではあるが、例えば、純粋に年齢を重ねることからくる移動のコスト（ d ）の上昇（家族ができること、加齢と共に柔軟性が減り、体力も衰えること、等）によっても Figure 2 のパターンは説明できそうにも思えるが（理論モデルでは、移動のコスト「 d 」は一定?）いかがか。

(t) 国際安全保障における地域メカニズムの新展開

(t-1)

問題意識として国際安全保障における「地域レベル」の分析が、従来極めてあいまいな概念的整理しかなされてこなかったこと、およびそれによって地域安全保障のダイナミズムの分析が必ずしも適切な解を提示し得なかったこと、という着想は非常に高く評価できよう。さらに、そうした問題意識のもと、「アーキテクチャ」という概念に注目し、またブザンの Security Complex という概念を援用した理論構築の試みは、学術的にも、また政策的にも、潜在的な貢献度は高いと考える。

特に、往々にして制度的説明やクロノロジカルな記述に偏りがちであった地域安全保障の枠組みをめぐる、もしくは枠組み内の政治的ダイナミクス分析に、概念的・理論的な視座を提供する試みは、個別の地域研究成果の普遍性の獲得（すなわち、他の地域の事例研究や普遍的理論構築への貢献）および地域間的的確な比較を可能にするという意味で重要であろう。

基本的には本研究プロジェクトが適切な問題意識を持って、意義のある成果を出しつつあるという印象を持った。

他方、この試みが成功しているかということ、まだ道半ばという感がしなくもない。それは主として二つの理由による。第一に、Regional Security Complex という概念についての検討が第1章にて示されているが、実際にその適用可能性を検討するはずのその後の章において、実際にこの概念が分析に十分に活用されているとは言い難い。個々の論文はそれぞれ非常に興味深い内容を提示するが、分析レベルや関心に多少ばらつきがあり、最初に提示された問題意識との整合性の面で読者に混乱を生じさせる要素がある。

第二に、第1章における Regional Security Complex の説明が Buzan の議論の解説に焦点を当てすぎており、それはそれで非常に重要かつ意義があることなのだが、欧州における地域安全保障環境の変容などこの理論が生まれてきた背景の分析などが欠如しているがために、他の地域との比較の基準を提示し得ていない。そのため、「地域研究」の個別性からの脱却を目指しつつも、地域研究の寄せ集め的な要素が残っている。各章では、それぞれ鍵概念が提示され、それらの概念をめぐる分析が展開されるが、ではそうした鍵概念が、最終的に Regional Security Complex という概念にどう昇華されるか明確ではない。

また、上記の点については、出版されることになれば執筆されるであろう、まとめの章においておそらく議論されることになるであろうが、概念や理論の利用については、各章を通じてより統一感を出すほうがよいのではないかと考える。

次に、各章について簡単に述べる。

第1章については、既述の通り Buzan の議論について詳細なレビューをしており、研究プロジェクト全体の枠組みを提示するという意味では重要な貢献をしている。ただし、他の研究者の議論への言及は必ずしも十分とは言えず、Regional Security Complex という概念の客観的な評価が提示されていない。また、Buzan の議論を中心に据えつつも、本研究独自の理論的枠組みを提示する試み、および、様々な地域を比較検討するためのクライテリアの提示等があったほうがより貢献度は高いのではないか。

第2章では、米中関係を中心にアジアのアーキテクチャについて論じている。米国が中国の台頭を地域安全保障の文脈でどのように理解し、その政治外交・安全保障戦略の中に反映されるのかがよく理解できる内容となっている。他方、それが「アーキテクチャ」レベルの分析になっていると

は言い難いという点を指摘しなければならない。米国のアプローチは理解できたとしても、その受け手となる側、すなわち中国や同盟国との相互作用（あるいは政治的なダイナミクス）の分析を通じた「アーキテクチャ」の形成に議論が深まれば、本研究の目的とより整合的になると思われる。

第3章のユーラシア安全保障メカニズムの分析は、ロシアが欧州安全保障に対してどのような枠組みを設定しようとしているのか、その外交安全保障戦略についての分析が主となっている。ロシアの安全保障外交のオリエンテーションが極めて明快に説明されている。ただ、読者を混乱させた一つのポイントは、タイトルはユーラシアとなっているが、内容としては主としてヨーロッパ地域の分析が対象となっていることである。ユーラシアには中央アジアや中国といった地域や国も含まれるはずではあるが、本章の議論の中でその分析対象が「ユーラシア」から対「西」へと収斂していく説明の部分が不十分であり、対「西」政策が「ユーラシア」安全保障メカニズムの中でどのような位置づけになっているのかについて説明が必要であろうし、また中央アジアや中国はどう位置づけられるのか、興味のあるところである。

第4章におけるラテン・アメリカの事例では、米国が進める地域秩序の形成と南米諸国による独自の秩序形成の重層性について事例をあげつつ分析している。特に米国の影響力の減退と地域大国の影響力の伸長のトレードオフの傾向がよくわかる。改善点を上げるとすれば、地域大国の影響について具体的な事案を提示しているが、もう少し構造的な分析へと昇華する説明が求められるところである。

第5章では、NEPADを題材にアフリカにおける経済開発のイニシアティブと安全保障の関連性およびその制度化を分析し、開発と平和・安全保障のリンケージについて興味深い議論が展開されている。他方、読者にはそれが本当にアフリカという地域全体を包含する安全保障アーキテクチャの説明なのか、それとも地域のサブ・システムの説明にとどまるのか、不明瞭な感がある。すなわち、本章を読んでアフリカの Regional Security Complex の全体像が把握できたのかどうか確信が持てない状況になっている。

総合すれば、各章の分析はそれぞれ非常に興味深いものとなっており、それらは個別の論文としてそれら自体価値のあるものである。しかし、本研究は分析概念として「アーキテクチャ」と Regional Security Complex を中心に据えているところ、それらの概念を各章において的確に反映された分析・議論へと修正を図ることにより、プロジェクト全体の一体性の向上と、学術的に厳密な意味での地域間の比較、および安全保障分野における理論の発展への貢献がさらに期待されよう。

(t-2)

全般としてみて、各地域における安全保障状況の現状と課題を明晰に分析した点は評価できる。しかしながら、序章および第1章においては、バリー・ブザンが唱えた、「Regional Security Complex」あるいはコペンハーゲン学派の「securitization」を理論的枠組みとして、各地域の比較を行うと述べられているのに対し、第2章 - 第5章のケーススタディにおいては、そうした理論的枠組みが全く活用されておらず、結果として統一的な基準、視点に基づいて各地域の状況を比較するといった、序章等で示された目的が達成されていないと評価せざるを得ない。

たとえば、Regional Security Complex を巡る、バリー・ブザン、デビッド・レークの議論の重要な点は、第1章でも触れられているように、安全保障上の問題の分析の単位を、地理学上の分類に基づく地域ではなく、それぞれの安全保障上の問題に対するそれぞれの国家の関連性の濃淡から定義しなおしていくことである。また、securitization の議論を導入することから期待されること

は、その、regional security complex の形成のそもそも基礎となる安全保障上の問題の認識そのものが相互主観的プロセスに依存して形成され、必然的に regional security complex を構成するメンバーの広がりも、そうした相互主観的プロセスの影響を受けて変化すると言った議論であろう。こうしたことから、ケーススタディ章での議論は、たとえば、「安全保障問題の多様化 (= securitization) といったトレンドもあり、現在の地域レベルでの安全保障協力を分析する際には、regional security complex 概念を活用しての、地理学上の分類に基づく地域にはとどまらない枠組みを用いての分析が有効である」といった仮説を検討するといった形で進められるべきであろうが、実際には理論パートでの議論から推定されるべき仮説を検証するといった形になっておらず、単に、『大陸』ごとに展開している安全保障協力を分析したにとどまっている。そのため、regional security complex というよりもむしろ旧来の地理学上の分類に基づく地域における安全保障協力を分析したものとなってしまっているのである。こうしたことから、研究全体としての一貫性が欠けており、また、先行研究を超える新たな研究成果を提示したとは評価しがたい。

さらにいえば、そもそも、第1章における理論的分析において、バリー・ブザン、オイエ・ウィーバーの論考を要約しているが、これらの議論をきちんと理解するには、単に著作を要約するだけでなく、彼らの議論を実証主義対ポスト実証主義の論争の文脈の上で捉え、特に認識論、存在論上の前提を整理することが必要であるが、そうした作業が欠如しており、全体に一貫すべき明確な理論的枠組みを構築したとは言いがたい。

以上のことから、全体として、Dと評価することとしたい。

(u) 財政分権化と開発 - 政府間財政関係のあり方とその開発への影響

(u-1)

本研究は、先進諸国での分権国家を念頭においた財政連邦主義の議論を超えて、歴史、政治、行政などの包括的視点から開発途上国の財政分権化と開発の問題を捉えようとする意欲的な取り組みと言える。研究では、政府間財政関係および地方財政の地方分権化と制度変化に関して詳細な考察が行われているのと合わせ、入手が困難な地方財政データ（特に sub-national 以下の政府予算など）を用いて政府間財政関係と開発に関する実証分析が試みられている。従来の研究より一歩踏み込んだ考察となっており、そういった点でプロジェクトでの研究努力は高く評価できる。

ここでの研究成果は十分に公刊に値すると思われるが、全体のまとめ（社会開発の概念的位置づけ）および方向性（プロジェクトタイトルに沿った形での各章の展開など）に関して若干伝わりにくい点が見られる。特に、イントロダクションもしくは第 1 章で、以下の点での議論の補強が必要と考えられる。

(1) プロジェクトタイトルに掲げられている“開発”という概念に対して、各章で様々な関連表現が十分な説明なく使われている。例えば"social or economic development (イントロダクション p.1)"、"economic or social development (イントロダクション p.2、p.7)"、"local development (イントロダクション p.7、第 7 章 p.3)"、"socioeconomic development (第 1 章 p.20、第 2 章 p.6)"、"fiscal development(第 1 章 p.18)"、"economic development (イントロダクション p.7、第 6 章 p.1、第 7 章 p.3、p.4)"など。本研究では、実施細目で強調されているように社会開発に重点をおいて考察を行っていると考えられるが、社会開発の概念について、イントロダクションもしくは第 1 章で、通常使われる経済開発などの概念との違いや補完性、貧困削減政策などとの結びつき、パート II で焦点をあてる医療および教育などの位置づけ、地方政府が社会開発にコミットすべき経済的理由やその財源調達のあるあり方（中央政府がどのような形の補助金や交付金を提供すべきかどうか）などについて説明補足が欲しい。

(2) なぜフィリピン、タイ、ベトナムの 3 国なのか。本研究のこだわりである財政分権化もしくは社会開発のコンセプトに関して、3 国がどう異なる（もしくは同じ）モデルを提供しているのか、イントロダクションや第 1 章で軸をはっきりさせた方がよい。この点に関して第 1 章の図 1(p.16)が開発途上国の財政分権化モデルの位置づけに関して興味深い分類を行っている。この図の中に、サッチャー政権下のイギリスを図に入れる意味はあるのだろうか？むしろ図を拡張して、本研究の対象国であるベトナム（図の 1979 年以降の中国にやや近い？）も入れて分析対象 3 国の位置づけを明らかにしておいた方が（それぞれを ~ 型というように特徴付けして）が後の章のつながりが捉えやすくなるのではないだろうか。

(3) イントロダクション (p.3) で第 1 章において財政指標の技術的論点を要約すると書いてあるが、それに対応する箇所が本文に見当たらない。

この他、第 2 章以降の各章へのコメントは下記の通りである。

第 2 章では、フィリピン 1991 年法以降の地方財政・政府間財政関係の制度変化を詳しく論じている。そこでの分権化政策でなぜ IRA 交付金のウエイトが増加したのか。フィリピンの財政調整制度での財源保障および財政調整機能（その歴史的背景）に示される政策の重点シフトや、交付金増加がもたらす弊害などについてもう少し説明があった方がよい。

第 3 章は、タイでの 1997 年地方分権化政策以降の地方財政制度改革について詳細かつ丁寧に論

じている。分権化政策実施後、交付金および補助金配分の地域的偏りが生じた政治経済的背景についてもう少し説明があったほうがよい。老齢年金に関する表 11 がわかりにくい。

第 4 章は、ベトナム新予算法下での省政府予算と県・社政府予算関係に踏み込んだ独創性ある論文となっている。実証分析では県と社予算が一括して扱われているが、欲を言えば両者を区別し、新予算法下での社予算の機能変化まで検証できればより理解が深まったと思われる。

第 5 章は、フィリピンでの地方分権化に伴う地域間競争と医療に関して興味深い分析が行われている。1991 年法実施後、論文でも指摘されている Municipality 政府間で生じるスピルオーバー効果に対してなぜ Province 政府は介入しないのか、DOH 管理体制が崩壊の理由とあわせて若干の政治経済的補足説明があった方がよい。

第 6 章は、タイの経済発展、地方財政、教育を地方分権化の視点から考察しているが、三視点のつながりがややわかりにくい。経済発展が地方財政および教育行政に与える影響とともに、教育や地方財政（第 3 章 p.7 によるとインフラ関連の機能が地方に分権化されたとのことらしいが）が地域経済や経済発展に与える影響についても多少言及する必要があるだろう。

第 7 章では、省以下の詳細なデータを用いて、財政分権化と財政所得格差、や保健状況に関する意欲的な実証分析を行っている。図 2、3、6、8、10、11、12 で分析対象すべての省の状況変化が示されているが、一般的傾向や外れ値の説明で十分なものについては図は必要ないのでは（図 2、3、10、11、12 など）。あと、大都市での医療サービスおよび、新予算法での社政府での機能変化についても若干コメントを加えておいた方がよいと思われる。

(u-2)

本研究は、アジアの 3 カ国（フィリピン、タイ、ベトナム）を対象に、財政分権化について分析したものである。

前半では、政府間の財政関係について分析している。イントロダクションで言及されているように、これらの章では、全体に占める地方歳出の割合、地方歳入の割合、そして地方財政の補助金への依存の程度、という三つの項目についてそれぞれ取り上げており、財政分権化に関する比較研究にもなっている。

フィリピンとベトナムの事例では、補助金の役割について、分配面から分析している。フィリピンでは、補助金の再分配効果が確認されているが、分権化以降、地方税収の地方間格差拡大の効果がそれを上回っている。ただ、地方税収の地方間格差が今後も拡大傾向にあるとすれば、それに対する政策的課題として、補助金の再分配効果の強化に関する議論も行うべきであったかもしれない。ベトナムについては、Province レベル、District レベルともに、再分配効果を強く意識したシステムであることが指摘されている。ベトナムの事例では、District レベルについても分析されており、稀少な研究として評価できる。

タイについては、政府間の縦階層に加えて横組織の関係も重要であることが推察される。読み手の理解のためには、これらの関係とそれに付随する財政データの関係を整理して提示する方が望ましい。さらに、タイにおいては、補助金のフォーミュラ（ルール）が明確でないことを指摘している。この点に関しては、議論を発展させて、望ましいフォーミュラの提案なども行うとより興味深いと思われる。

後半の三つの章は、財政分権化に関連するテーマをそれぞれ設定している。保健分野についてはフィリピンを事例として取り上げ、地方政府の保健支出の保健分野開発（予防接種率、乳児死亡率）への影響を分析している。ここでは特に保健支出の水準とその地方間格差の影響に焦点を当ててい

る。分権化の文脈で開発を考える場合、効率性と公平性とのトレード・オフは非常に関心の高いテーマであり、本研究の結果は大変興味深い。ただここでは、地方間格差に関して保健支出についてのみ取り上げられている。先の予防接種率や乳児死亡率などの保健開発の達成状況についても地方間格差に関する分析が欲しかった。第6章ではタイを分析対象として、主に地方間の経済格差と財政分権化の状況、そして教育における分権化について考察している。ここでは、地域間の経済的な格差と分権化の深度との関連が指摘されている。一方で、教育の分権化については多少説明不足であると感じた。ベトナムをケースとして取り上げている第7章では、District レベルに注目している。そして、Province 内の財政分権化の深度と所得や保健分野における格差との関連について分析している。本章は、大変興味深いテーマを扱っているが、計量分析の説明に記述が偏っている感もあり、テーマの全体像が見えにくいことがやや難点である。後半の三つの章に関して、データ制約もあると思われるが、保健分野についての3カ国の比較なども行うとより興味深い。

本研究は、財政分権化に焦点を当て、3カ国の財政データを詳細に分析しているところに特色がある。さらに、保健分野、経済成長や分配問題などそれぞれ重要な課題を取り上げ、データを用いて定量的、定性的な研究を試みていることは大変評価できる。半面、このような分析手法がもつ限界、このような分析ではとらえきれない点などについてもイントロダクション等で議論すべきであったかもしれない。さらに、本研究から得られる知見の一般化、他国への応用可能性に関する議論ももう少し欲しかった感がある。

財政分権化は、国、地方の経済社会の広範囲に影響を及ぼす。本研究が視野に入れるべき範疇は非常に広い。今後、他の違った側面からも本テーマについて研究されることを期待する。

(v) 技術者と産業発展

(v-1)

．全体的印象

1．評価できる点：

本研究は、経済発展（産業発展）における技術者の役割を国際比較することによって、体系的に評価する試みであり、意欲的な作品である。序章に「技術者に注目するアプローチの有効性を探る」と指摘されているように、産業発展と技術者という人的アクターの相互作用に着目し、製造業に焦点を絞って、アジア諸国（韓国、台湾、フィリピン、中国）を事例に実証した点で、評価に値する。また、これまで主流となっている経済（産業）発展に対する制度論的アプローチとは異なり、技術者という人的アクターの行動から産業発展のダイナミズムを浮き彫りにする主体論的（人間主体）アプローチであり、理論的貢献も大きいと考えられる。

2．議論および論及すべき課題

技術者の観点から、各国の産業発展が抱える問題の特質が明らかにされている点は、興味深い。つまり、韓国では、技術者の供給面における政府の積極的な介入問題、台湾では、技術者の起業意欲の減退問題、フィリピンでは、技術者の海外流出問題、中国では、産業発展の急成長を支える技術者問題、である。

しかしながら、以下の4点についてさらに論及する必要があると考えられる。

第1は、上記の各国の固有問題だけではなく、全体を包摂する共通問題について対象国を評価することが大切ではなからうか。即ち、産業発展という軸と技術者という軸の2つのモノサシ（評価基準）の平面上に、各国をマッピングすることである。産業発展のタイプとして、大企業主導 vs. 中小企業主導、あるいは政府主導 vs. 民間主導、また、技術者のタイプとして、能動的主体 vs. 受動的主体として、客観的、主観的に評価できると思われる。その際、何をもち受動的か否か、その基準を再吟味されることを望む。起業することだけが能動的ではなく、技術者が経営者として意思決定に影響力を持つことも能動的として、評価してもよいのではないか。

第2は、技術者はどの程度労働市場で評価されているのか、また、時系列的および、国によって異なるのか、という問題を不問としている点である。技術者の供給面と需要面の両面から分析しているが、その市場価格、つまり、給与において、非技術者（非理工系出身者）との有意な違いがあるのか、分析されることが望ましい。

第3は、第4章の中国分析において、インドと比較されている点は興味深いですが、インドの問題を正面から論じたものではない。そこで、インドの技術者と産業発展について今後分析されることを強く望む。

第4は、技術者と他の技術層（第1章で指摘されている「技術工」や「技能工」）との連携は産業発展にとって大きな影響を及ぼすと考えられるので、是非この問題にも取り組んでいただきたい。

．個別コメント

第2章：テーマは「大企業主導型へと移行する産業発展」とあるので、売上高ランキング変化のみならず、大企業の比率（民間製造業の売上高に占める大企業の割合）の変化を示すことが望ましい。

第4章：

- ・「本稿」という表現が散見されるが、「この章」と変更されることが望ましい。
- ・P3の3行目は未完という印象を受けるので訂正されたい。
- ・図1の縦軸の単位を明記。
- ・図8の横軸の Homogeneous, Heterogeneous の基準が不透明。K/Lの企業間格差を基準としているのであれば、その旨明記すべきではないのか。

(v-2)

日本経済・産業のおかれている状況、今後の日本経済・産業を考えると、国際競争力を如何に維持し強化するかということは極めて重要である。これまでは、欧米との競争ということが重要であったが、1990年代以来、アジア諸国、特に、韓国・台湾との競争が重要になってきている。また、近年の中国経済の発展は目覚しく、それにともない、中国の産業・企業の競争力の向上も顕著である。経済・産業の発展を考えると、資本・労働、研究開発・技術などの要素が重要である。特に、研究開発・技術の発展を支えている人材は非常に重要であるが、この分野での研究蓄積は限定されてきたといえる。

本研究プロジェクトは、経済・産業発展をもたらす重要な要因としての技術という観点から、技術者に焦点を当て、国別には、アジアの韓国、台湾、中国、そしてフィリピンに焦点を当て分析している時宜を得た研究プロジェクトであり、その意味で、本研究プロジェクトは適切克重要なプロジェクトである、今後この研究をより深化したものにすることが必要であるといえる。

本研究プロジェクトの研究成果の序章は、「問題意識と本書の位置づけ」、「分析の課題、フレームワーク及び既存の研究とその関連性」、「アジア諸国の技術者と技術開発」、「本書において明らかになったこと」から構成されており、本研究プロジェクトの問題意識、方向性、位置づけ、分析課題などを示し、本研究プロジェクトの枠組みを示している。

第1章「韓国高等教育機関における技術者の養成とその進路」では、理工系高等教育の展開、その卒業生の進路と企業での地位、特に三星グループなどに焦点を当てている。この章の分析では、技術者の供給サイドだけでなく、需要サイドの分析も詳細にされており、バランスが取れたものになっている。ただし、各企業グループや企業においてどのような人材育成がなされているかが重要であるが、それは明らかにされていず、今後の研究課題であるとしている。今後、特性の企業グループ、企業での実態調査に基づく研究が期待される。

第2章「大企業主導型へと移行する台湾の産業発展と減退する技術者の企業意欲」では、台湾における技術者による企業に焦点を当て、技術者が直面している環境の変化、それと密接に関係している産業発展メカニズム、技術者の戦略について論じている。この章においても技術者に焦点を当てている意味で供給サイドに重点を置き、それが直面している環境の変化という意味で、需要サイドにも焦点を当て、バランスが取れた研究となっている。本章では、近年の台湾における大企業化を取り上げているが、その大企業としての台湾資本の技術者育成が具体的にどのようなようになっていて、それが成功しているのか否か、その課題は何なのか、などが明らかではない。これらの点が、今後の研究を通じて明らかにされることが期待される。

第3章「フィリピン技術者の海外流出による国際産業への影響」では、東南アジアの国としてのフィリピンにおける技術者と産業発展について論じている。この章においても、技術の供給サイド、需要サイドとしての産業・企業面に焦点を当て、バランスが取れた研究となっている。また、フィリピンにとって特徴的な技術者の海外流出に関して論じている点も適切である。この章においても、今後の研究課題として、企業レベルでの調査・分析、技術者個人レベルの調査・分析を指摘している。これは、今後明らかにされることが期待されることである。

第4章「中国の産業発展と技術者 - 製造業の急成長の原動力」では、集計データを用いて、1990年代から約20年間の製造業の発展に焦点を当て、技術者を需要・供給の両サイドから考察している。このように、技術者に関する分析を需要・供給の両サイドから分析している点でバランスが取れている。しかしながら、企業における技術者の人材育成、特に自前の技術者の人材育成の実態は必ずしも明らかでない。この点は、今後の研究課題である。また、技術者のライフサイクルでの変化がどのようなものであるか、が重要である。この章の参考文献について、研究に用いている参考文献が少なすぎる。この点が、中国における技術者の分析を表面的なものにしている。

全体として、本研究プロジェクトは、日本経済・産業にとって非常に重要な研究課題を追求している。その意味で、非常に意味のある研究プロジェクトであるといえる。ただし、各国のデータ入手可能性などから、分析が限定されている。今後、この研究プロジェクトを続け、企業・個人レベルの調査を通じて、より良質なデータを入手・分析することにより、更なる研究成果が出ることを

強く期待したい。

(w) 経済開発過程における環境資源保全政策の形成

(w-1)

1. 序文

本特集の論文は4編ともに完成度が高く、そのままの形で出版することも可能である。ただし、4編の論文の視座がすべて過去にある点に留意すべきである。もちろん、現在及び将来の発展途上国における資源環境の保全に資することを念頭においているし、それに資することも明らかであるが、目次だけを見ると全体が過去の事例研究に留まっているという印象を読者に持たれかねない。序文ではこれら過去の経験を分析することが、現在及び将来の問題解決に有効であることを、もう少し明確に記述しておくことが望ましいと考える。

2. 対外援助と国内事情

資源という視点に立ち、戦後日本の国内事情と対外援助の関係を読みこもうとする着眼点は独創的であり、そのために資源委員会・資源調査会の資料を中心に分析を行うという方法論も独創的かつ妥当なものと評価できる。半世紀前の一次資料を丹念に収集し、分析を進めてきた著者の努力に敬意を表したい。

著者も認めているとおり、国内事情と対外援助との因果関係を必ずしも実証できたわけではなく、その意味では完璧な学術論文とは言えないかも知れないが、今後の研究の新たな方向性を提供する有意義な論文となっている。

中進国であった日本が早くから東南アジアを視野に置いて現場主義の援助形態を提案していたことや、それが後の「自助努力」主義（おそらく要請主義も）へと結びついたのであろうという示唆は重要であり、今日に至る日本の援助政策を研究する上の貴重な足がかりとなるであろう。結語で示された現在の中国など新興国の援助政策を分析する上での示唆も、有用かつ独創的である。

本論文に対して、特段の意見はない。あえてあげるとすれば、17ページ以降にある内外の批判に対して質問がある。戦後から現在に至るまで、日本の援助に対して関係者以外からは内外を問わず好意的な評価が得られていた時期がそもそもあったのだろうか。日本がドナー化する前の評価に関する資料は得られないかもしれないが、国内事情やドナー化とは関係なく日本の援助は一貫して否定的に評価されてきたようにも思える。また、本論文の範囲を超えるが、この経験から、中国やインドなどの援助が他国から積極的に評価されるようになる可能性はあると言えるのか。また、欧米の援助は積極的に評価されてきたのかという疑問を抱いた。

3. アフリカにおける鉱物資源開発の影響

本論文は著者も認めているようにレビュー論文であり、新規の知見を提示する学術論文ではない。レビュー論文とすれば、広範な論文をもとにして、明快な論旨を展開した点が評価できる。「結論と課題」で示された2つの課題は、今後の天然資源に関する研究を進める上で、貴重な視座を与える。

改善すべき点をあげるとすれば、表に記載された事項が本文で十分に説明されているとはいえないことである。表1は出っぱなしの印象がある。表の直後の斉藤の分析との関係も明らかでない。表2では太枠内の二次的影響について詳しい解説がなされているが、他の2列（基本的な機能と一時的影響）については言及がなく不親切な印象を受ける。簡潔でよいから、説明がなされるべきである。表3は必要性も含めて再検討すべきであろう。あくまでも本文が主であり、図表はそれを補うものであると査読者は考える。

4. 中国淮河流域における水資源保護行政の形成と発展

淮河流域の水資源行政に関する文献を精力的に収集・整理した力作であり、その努力は高く評価できる。本論文は、新規の知見や独創的な観点を提示するものとは言えないが、中国の資源・環境行政を分析しようとする研究者に、方法論や分析手法を提示しているという点で価値がある。

膨大な情報に基づいていることもあるが、やや冗長な印象を受ける。脚注や図表をさらに活用しながら、本文を簡潔にして全体の論旨をさらに読み取りやすくする工夫ができないだろうか。また、中国に精通していない読者には、淮河周辺の地図が添付されているとよりイメージがつかみやすくなる。

本論文のスコープを越えるかもしれないが、可能な範囲で以下の3点について対応して頂ければ、さらに望ましい。

タイムフレームが14年前の1996年で終わってしまっているのが惜まれる。その後の中国の急速な経済発展と環境行政の進歩を考えると、97年以降にも相当な変化が起きていたのではないかと考えられる。何らかの知見や追加情報があれば、脚注でも良いので情報を追加されたい。

淮河流域のCOD排出量等に関する記述はあるが、河川、湖沼、周辺都市の水道の水質はどのように変化したのであろうか。データがあれば本文中やグラフなどで示していただくと、汚染状況のイメージがつかみやすくなる。

本文中で何度か言及されている「事故」とは具体的にどのような事故なのか。汚染源、汚染物質、被害の状況など可能な範囲で記載されたい。

5. 資源利用をめぐる産業間の利害調整としての水質保全政策

日本の公害経験を環境質という側面からではなく、資源利用の観点から分析し、その政策課程を解き明かした点が、学術的に高く評価できる。本論文が指摘するように、水質二法が公害対策法としての実効性に欠けていた点は、様々な先行研究で指摘されているが、なぜそのような法律となってしまったのかという経緯を明らかにしたのは本論文が最初でないかと考えられる。水質二法に続くばい煙規制法や公害対策基本法などの制定過程にも、同じアプローチを適用して、新たな側面を指摘できるようになるかもしれない。

本論文で改善すべき点は、本文中のいくつかの重要な箇所での出典がどこにあるのか読者にはわかりにくい点である。例えば、7ページから10ページにかけて記述されている各省や国会での協議に関する事項の出典は、脚注9の農林省資料であるようだがわかりにくい。12ページ第4パラグラフの通産省と経団連の立場に関する記述も同様である。

論文ごとに出典の明示方法が異なることも原因であるし、それは出版の過程で統一されると思われるが、留意して頂きたい。

(w - 2)

第1論文「対外援助と国内事情 -戦後日本の「ドナー化」と中進国への示唆-」について

この論文は、「1950-60年代の日本を事例に対外援助と国内事情の関係を当時の政策担当者らの意

識に迫り読み解き、両者がどのような思考回路を通じて結びつけられていたのかを検討」したものである。

その結果、大きく分けて以下の三つの主張にたどり着いた。

- 1) 戦後日本の対外経済協力は、国内の経済事情とアイデアのレベルで密接に連動していた。その際、自らを先進国よりも途上国に近い中進国と位置づけて、その優位性を主張しつつ援助を拡張し、先進国になる前に援助国となった。
- 2) 1960年代後半から、日本は援助があまりに自国企業の利益と連動していることを批判され、その是正を図った。しかし、国内事情に裏付けを持たない援助は脆弱なものとなった。
- 3) 国内事情と連動してこそ、民間部門は主導的に動き、援助の量的拡大が可能である。そして、日本の援助の方向性は、次の2つに分かれるとした。
 1. 国民に理解を得た上での純粋な地球益を追求した援助
 2. 経済面における国内事情との新しい一体性を得た援助さらに、こうした議論は現在の中進国の援助の参考になる、とした。

評価：援助の問題では先進国と途上国といった二分論が用いられることが多いが、「中進国」という概念は、動態的变化を検討する際に有効な新たな切り口であり興味深い。日本の経験を有効に研究に生かす可能性がある。さらなる研究の発展を期待したい。

第2論文「アフリカにおける鉱物資源開発の影響 - 「資源の呪い」と「資源社会学」のサーベイを手がかりに -」

この論文は、社会学的研究のサーベイも含め、「網羅的に鉱物資源に関する既存研究を俯瞰し、鉱物資源開発が国家と地域にもたらしうる現象を整理」しそれを「手がかりにアフリカの資源問題を研究する上でも重要となる視角を提起することを目的と」したものである。

内容としては、「資源の呪い」と「資源社会学」におけるアメリカ資源開発のサーベイを手がかりに、鉱物資源開発がもたらしうる影響を明らかにした。

具体的には、次の2点がわかった。

1. 「資源の呪い」は国レベルでとらえられるのが通例であるが、資源社会学は地域レベルの現象を問題としており、国と地域のつながりを見いださないと全体像の解明につながらない
2. 「資源依存地域で生じる現象の一般性をとらえるのは大切であるが、地域の平均値を割り出そうと躍起になりすぎると、逆に本来の現象が払拭される可能性を持つ」から、「アフリカの資源産出地域に接近する際には、地域の固有性に注意を払いながら、長期的な視点で資源開発をダイナミックに捉えることが重要である。」

評価：資源産出国でなく資源産出“地域”で何が起きているかを見ようという視点は新鮮であり研究の発展に期待したい。

著者がここで資源の呪いを生み出しうる天然資源または鉱物資源とよぶものは、経済学的には「枯渇性資源」と呼ぶべきものであり、これについては、その持続的利用法等の厚みのある研究蓄積があるため、そうした研究成果とのつながりができると、研究の意義も高まると考えられる。

第3論文「中国淮河流域における水資源保護行政の形成と発展・1949～1996・」

この論文は、「淮河流域を事例にして、水資源保護行政の形成と発展の過程を検討し、その特徴と課題を明らかにすることにより、今後の流域ガバナンスに関する議論における基礎的資料を供す

ることを目的」として、現地公刊資料を基に、中華人民共和国建国の1949年から流域水汚染対策が強化される1996年までの期間について調査した。

その結果次のことがわかった。

まず1970年代に流域の水汚染問題が深刻化する中で流域管理機構において水資源保護行政が開始された。

つぎに1993年から政府、人民代表大会、マスメディアの協調による地方環境政策の監督検査活動により深刻な汚染実態が暴露され、中央政府の重視を得て、流域水汚染対策が強化された。

しかし、水利行政と環境行政の権限分配関係は1970年代末以降変化がなく調整ルートが整理されただけである。そこでの分断・非協調は依然として大きな問題である。

以後も淮河流域の水汚染・汚染事故は深刻な状況が続いている。一方、この間、マスメディアやNGOが育ってきており、ガバナンスへの影響が注目される。

評価：長期にわたる行政の形成発展過程が詳細に記述されており、今後のこの種の研究の基礎となるものである。査読者の知見によれば、日本の公害行政が公害容認から公害抑止に大きく転換するには、地方自治、マスコミ（自由な言論）、住民による反対運動や裁判の利用、といった民主主義の制度の活用が重要であった。ただし地域の主たる産業が汚染者の場合は、地方自治は力を発揮しにくかったということは淮河流域の問題と同じであった。残りの、自由な言論や住民運動や裁判利用、は中国においては未だ必ずしも十分な状態でないと伝え聞く。そうした状態で中央からの規制によりどの程度問題が改善していくか興味深く研究の発展を期待したい。

第4論文「資源利用をめぐる産業間の利害調整としての水質保全政策 - 日本における「水質二法」の成立過程を中心に -」

この論文は、「日本で最初に成立した産業公害対策法、環境法として知られる「水質二法」の成立過程とその背景を明らかにし、水質二法がその後の産業公害（特に水俣病）の展開と対策にどのような影響を与えたかを考察し、水質二法の歴史的意味を再検討」した。

その結果、産業公害史上最も深刻な健康被害を出した水俣病事件に対し、水質二法は予防も対策もできなかったがその原因の一つは、水質二法が鉱工業、農林水産業といった産業間の利害の調整という産業政策としての側面を強く持っていたことがわかった。

評価：著者が指摘するように、水質二法は公害防止に役立たなかったが、40年の時を経て、最高裁が水俣病における行政の責任の根拠として認め、結果的に公害問題において重要な役割を担うことになったことは大変興味深い。裁判所がこれにより規制ができたはずとするのに反し、実際は行われなかった原因の一つは、この法が環境法というよりは産業政策的な法であったからである、という指摘はさらに興味深い。査読者の地検によれば日本の裁判所は1970年に公害問題に対し大きな方針の転換を行っており、それ以前の最高裁ならどのように判断したであろうか、という点も解明は困難ではあるが興味深いところである。さらなる研究の発展を望みたい。

以上見た4論文からなる本研究成果は、経済開発過程における環境資源保全政策の形成について、それぞれ異なる素材・視点から接近し、既存文献に対し独自の追加的な貢献を与えるものとして評価される。

(x) 中国の水汚染問題解決に向けた流域ガバナンスの構築 - 太湖流域におけるコミュニティ円卓会議の実験

(x-1)

本研究成果は、アジア経済研究所の地域調査と現地との共同研究の伝統を踏まえつつ、これまで重要視されながらなかなか光が当てられてこなかった環境政策形成及び実施のプロセスに踏み込み、かつ実際にコミュニティ円卓会議の実験を行って参与観察を行った点で、アジア経済研究所の研究として非常に意義が高いものと評価することができる。この意味で、最終的には書籍として出版されることを期待したい。

しかしながら、「実験」を推進することに注力し、報告書の提出期限ぎりぎりまで実験を行わざるを得なかった(2010年1月に現地でセミナーを開催したと記載)せいか、本研究成果を研究書及び論文として評価すると、改善の余地が多い。特に特に本書の中核を構成するはずの第3章と第4章において、先行研究への言及とそれを踏まえた分析が弱い(第3章)あるいは先行研究を超えるような新たな研究成果が弱い(第4章)ことが、本研究成果全体の社会的貢献度を損ねている。

そこで、具体的に以下の4点について、改善を提案したい。

1. 第3章と第5章の統合的分析

第3章は、円卓会議の実験プロセスとアンケート調査結果は記述されているものの、理論分析や先行研究に基づいた評価項目の設定に関する検討がないために、円卓会議の成果について十分な評価を行えていない。他方第5章は、円卓会議を含む住民参加の意義と限界を、法制度及び日本の事例から明らかにしている。そこで、第3章の円卓会議の成果の評価は、第5章の検討から得られた知見を活用して円卓会議で期待される成果や成果が得られるための条件などを明確化し、それを基準にして太湖流域におけるコミュニティ円卓会議の成果を改めて評価することを期待したい。

その際に、アンケート調査数は少ないかもしれないけれども、政府、企業、住民、専門家などのうち、どの主体が認識を変化させ、どの主体が合意形成をリードしたかなど、全体ではなく主体別に認識や行動の変化を検討すると、意義と限界がより明確になるのではないかと期待される。

2. 構成

現在の構成では、円卓会議(第3章、第5章)と排出量取引(第4章)が、相互間の関連が明示されないまま混在している。終章では、本研究成果の構成は、ガバナンスの焦点化(第1章・第2章)、新たな政策手段(第2章・第4章)、参加実験(第3章・第5章)と既に記述されている。このことと、上記の統合的分析の必要性に鑑みると、章構成を第1章・第2章・第4章・第5章・第3章の順に並び替えをすると、論旨を明快かつ整合的にできるのではないかと思われる。

3. 各章の論文の内容

最後まで先行研究の知見を引用し、筆者独自の分析が見えにくい章が多い。第1章では水環境保全政策の特徴が記述されているが、特徴は別のものと比較した上で初めて明確になるはずである。しかし、日本の政策と比較しているのか、過去の政策と比較しているのか、筆者が明示していない基準と比較しているのかがわかりにくい。比較基準を明確にした上で、特徴を考察することを期待したい。

また第4章は、前半の欧米や日本の水環境政策に関する先行研究のサーベイから得られた知見が、太湖流域の環境汚染削減のために導入された新たな政策手段の分析にほとんど活かされていない。検討材料は既に持っているように見受けられるので、先行研究の紹介にとどまらず、筆者独自の検討に基づく新たな知見を明示的な形で示されることを期待したい。

4. 分析と情報提供

日本の事例を扱った第5章を除くと、どの章も中国の政策を丁寧に紹介しようとするあまり政策の全文を網羅的に記載しすぎる傾向がある。情報提供との観点ではこの作業は必要ではあるものの、これらは表にまとめるなど本文中からできる限り外して、本文は検討結果を中心に記述されたい。

また第2章は、「はじめに」で、水環境施策の改革過程と新たな政策手段の導入状況について「検討を行う」と記されているものの、どのような方法論を用いて検討を行ったのかは必ずしも明確ではなく、むしろ様々な情報源を駆使して「改革過程と...導入状況を整理した」の方が正確な表現のように思われる。そうであればなおのこと、第1節の記述は、中央政府の政策改革過程と江蘇省のそれとを別立てにして記述した方が、論旨が明確になるように思われる。

さらに第1章と第2章では内容に重複が見られ、かつほぼ同じ図表を異なる形に加工しているものも散見され、特に第1章では同じデータを図と表のそれぞれに加工して使用しているものもあるなど、図表の効率的・効果的な活用がなされていない。研究成果全体の観点から整理されたい。

(x-2)

本研究は、深刻な水危機を経験して流域再生に向けて動きはじめた太湖流域を対象として、流域再生に向けたガバナンスのあり方と、制度構築のための課題について詳細に検討したものである。本論ではまず、対象となる太湖流域の概要、および水環境保全計画の特徴などを概観し(第1章)、第2章では2007年の水危機における江蘇省、無錫市および中央政府による対応状況と、その後の改革過程について詳細に検討している。次に第3章では南京大学と共同で実施した太湖流域におけるコミュニティ円卓会議について報告し、その役割と意義、今後の課題等について政府・企業・市民社会の間での community dialogue mechanism の観点から考察している。また第4章では流域再生のための経済政策を含むポリシーミックスと流域ガバナンスのあり方について、欧米や日本の事例を比較しつつ考察している。またこの章ではケーススタディとして、太湖流域で現在試行されている点源汚染のCOD排出権取引制度について、経緯やこれまでの状況、今後の課題について論じている。さらに第5章では、環境保全・再生における住民参加の可能性として、主に日本の事例を紹介しつつ考察している。以上の結果を踏まえ、終章では太湖における有効な流域ガバナンスに向けた制度構築とそのための課題について述べ、本稿を締めくくっている。

以上のように、本研究は流域改善に向けたガバナンスについて、中国太湖流域の現状に則して多角的な視点から考察していることが大きな特色であり、各章とも論旨は非常に明快である。環境ガバナンスには多様な潮流がありその発展は日進月歩であるが、本研究は日本や欧米における最新の研究動向を詳細にレビューしており、各国の事例を取り上げつつ太湖流域との対比や適用可能性についても論じている。プロジェクトの報告書としての意義はもちろんであるが、各章が持つ学術的な貢献も大きい。

本報告の大きな柱となっているのが、太湖流域におけるコミュニティ円卓会議の試み(第3章)である。過去に円卓会議の経験がなく、開催のための土壌も十分に醸成されているとはいえない環境にも関わらず、試行錯誤を繰り返しながらも各ステークホルダーを交えて継続的に会議をおこない、回を重ねるごとに内容・規模ともに改良を重ねていったことは本プロジェクトの特筆すべき成果の1つである。また、参加した各ステークホルダーが試行錯誤の中にも円卓会議に参加することの意義を確信したことも大きい。円卓会議の規模が限定的で、対象が「断片化された利害」に留まっていることは、今回が試験的な正確を持っていたためやむを得ないが、今後は「流域全体の利害」を調整できる円卓会議を次の目標とされたい。また本論でも触れている通り、「流域ガバナンスの中での市民参加の位置づけ」については更なる検討を今後期待したい。

円卓会議とならば本報告の大きな柱が、太湖流域で実施されている点源のCOD排出権取引制度である。湖沼・流域の水環境改善に向けた水質取引は、主に欧米を中心に試行から普及の段階にある。しかしながら制度を導入したものの排出権の取引実績に乏しい、あるいはまったく取引が成立していないプログラムも少なからず存在する。この点はWorld Resources Institute(2009)が米国を中心とした57の水質取引をレビューしており、プログラム成功の要因(適切なインセンティブ、リスクと不確実性への対応、etc.)について個別に論じている。太湖流域ではすでに一定の成果を収めているようであるが、本格的な実施に向けた課題を検討する際に上記報告書なども参照された

い。

以上のように、本研究は流域再生に向けたガバナンスのあり方と、制度構築のための課題について詳細に検討したものであり、その意義は非常に大きい。分析対象の太湖流域は必ずしも研究の蓄積が十ではないだけに、本研究が今後の実務活動・学術研究に与える先行研究としての意味合いも無視できない効用である。今後はコミュニティ円卓会議とCOD排出取引制度との連携のあり方など、各論で述べた内容の有機的な連携を、より効果的な流域ガバナンスの課題の1つとして検討されたい。

参考文献

World Resources Institute (2009) *Water Quality Trading Programs: An International Overview*. Available online:
http://pdf.wri.org/water_trading_quality_programs_international_overview.pdf

(y) フェアトレードは貧困削減に結びつくのか

(y-1)

いわゆる「フェアトレード」をめぐる言説については、その社会運動的側面と経済行為的側面がまさっているために、従来は実務家レベルの発信が中心をなしてきた。とはいえ、世界的にはとくに21世紀に入ってから経済学、経営学、社会学、開発論、国際政治論などの研究者がフェアトレードをアカデミックに分析した著作が相次いで刊行されるようになってきた。しかし日本では、フェアトレード市場の相対的な小ささも影響してか、フェアトレードを対象とする研究者の数も、また学術的な研究もきわめて限定的である。最近になってようやく、翻訳ではなくてオリジナルな分析に基づくフェアトレード研究の成果がいくつか刊行され始めた段階にある。

他方、日本のフェアトレード市場は欧米並みとはいかないまでも、かなり顕著な伸び率を記録しており、今後の拡大が期待されている。とりわけ、2008年の金融危機以降、消費者の低価格志向の強化もあって日本経済が収縮傾向を示している中で、通常商品よりも価格が高めに設定されることの多いフェアトレード商品が高い伸び率を示していることは、フェアトレードの定着を予感させるといつてよいだろう。

上記のような研究状況や市場状況を考えると、フェアトレードについての現状分析やその多様なインパクト(途上国の限界的生産者ばかりでなく、先進国の消費者行動や価値観、中央政府や地方自治体の関与、国際的な社会・経済・環境・政治上の枠組みにまで及ぶ)、フェアトレードが直面している諸課題や理論的なアポリア、可能性などについての分厚い研究蓄積が求められている。しかも、フェアトレードの最大の目的である貧困削減を、貿易という枠組みを使って達成しようとする視角と方法論は、従来の国際協力とは異なった新しい可能性を提示しており、同時にそこには経済行為という実践性が伴うという特徴がある。

こうした観点からして、本研究は時宜にかなったものであり、学術的にも社会的にも大きな意義を持つといつてよい。とりわけ、フェアトレードのもつ多面性と日々変化していくダイナミックさをうまく捉えることに成功している。本研究は、欧米を含むフェアトレード研究の到達点と課題、GATT/WTO レジームとフェアトレードとの関係、フェアトレードによる生産者へのインパクト・スタディー、消費者分析というように、フェアトレードを把握する際に最低限必要となる側面をほぼ網羅している。そのなかでも、雇用労働者に対するいわゆる社会開発プレミアムの用途と意思決定メカニズム、フェアトレード組織にとって最大の課題といつてもよい資金繰り問題=フェアトレード金融、開発協力と JICA や貿易振興を目指す公的機関とフェアトレードとの関係、マーケティング論とフェアトレードなど、従来はあまり明確に意識されてこなかった論点が提示されていることは意義深い。

さらに、本研究の意義として強調しておきたいことは、フェアトレードの抱えている問題を素直に吐露していることである。ともすれば、フェアトレードについての著作は「フェアトレード=良いこと、素晴らしいこと」という礼賛に終わることが多い。しかしそれでは、本当の意味でフェアトレードが広がり、定着していくことは難しいのではないかと考えられる。実際にはフェアトレード団体、フェアトレード企業の経営や労働条件は決して順調とは言えない面もあるし、フェアトレードから脱退・脱落していく(「卒業」ではない)生産者がいたり、フェアトレードをめぐる生産者組織間で対立が起こったりもしている。フェアトレード認証をめぐるさまざまな原理的問題や実際の運用をめぐる問題もある。まだまだ不十分な点を多数残しているフェアトレードを礼賛するだけでは、そうした諸問題を覆い隠し、さらなる新しい展開の芽を摘むことになってしまいかねない。この点で、たとえば「社会開発 NGO にとってのフェアトレード」や「フェアトレードラベルの功罪を考える」、「フェアトレードと持続可能な開発」などでは、現場感覚から見た悩みや矛盾が具体的に記されており、その解決方法が模索されている点に好感をもつ。フェアトレードの支援を受けた村のメンバーのうち、数年後には半分近くが移住して村から出ていたという第6章の指摘は、インパクト・スタディーの難しさとともに、フェアトレードの限界も示している。こうした「素直な事実」を積み重ねることで、フェアトレードの課題がよりよく見えてくることになるだろう。

以上のように、本研究は全体として現代的・国際的な課題に真正面から向き合っており、その学術的、実践的解明を試み、かなり高い水準の成果を達成したといつてよい。したがって、その成果を広く

社会に還元する価値が高いと判断する。

ただその際に、留意してほしい点が2つある。ひとつは、フェアトレードに対する各章のスタンスが必ずしも統一されているわけではなく、場合によっては逆のベクトルを向いていると見える点もあることである。むしろ、そのことは、現実のフェアトレードがそのような多様性を持っていることの反映である。しかし、それはフェアトレードとはかかわりの薄い一般読者には困惑と分かりにくさを与えることになりかねないので、最後に短くてもよいため「まとめ」の章を用意し、全体の見取り図を整理する方がよい。もうひとつは、表現技術上の問題を含め、各章の出来栄にかなり差があることである。研究主査の入念な筆入れを期待したい。

(y-2)

まず、「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか、に関して言えば、「目的」そのものが明確にされていないため、回答が難しい。目的が不明確なため、各執筆者も思い思いの結論を導き出し、最終章においても「目的」に即して何が得られたのか、何が得られなかったのか、今後さらに究明していくべき課題は何なのかが不明確で、読者としても欲求不満に陥るのではないかとと思われる。

第1章の「フェアトレードの再分類」においては、執筆者が独自のフェアトレードの再分類を試みているが、現象面やフェアトレードの持つ様々な機能にのみ着目した分類で、合理性に乏しく、説得力のない分類となっている(とりわけ新規参入アプローチと取引条件改良アプローチという分類)。それは、フェアトレードをどのように捉えるかという根幹に関わることであり、執筆者が長年フェアトレード研究に当たっていた人物であれば別として、読むからに経験の浅い執筆者の独自の分析に任せたこと自体が不適切だったように思われる。最初の章において「首をかしげたくなる」ような分類・分析に出会うことによって、研究成果全体への信頼性が低下することが危惧される。

第2章では先行研究をよく渉猟していて評価できるが羅列的で、執筆者なりの類型化と評価が欲しかった。

第3章は、明らかに専門家の手による考察・分析と思われ、その秀逸な内容には非の打ちどころがない。

第4章から7章は、現地調査ないし現場の経験に基づくもので、フェアトレードの実相を良く知ることができるが、内容的に不揃いで、共通の調査分析枠組みをもって臨めばより良い成果を上げることができたと思われる。

第8章は、フェアトレードにおける金融の役割について論じたものだが、マイクロクレジットでは対応できない「Missing Middle」に資金供給を行う必要性を述べていながら、既述の多くはマイクロファイナンスに割かれており、「ミスマッチ」感が拭えない。フェアトレード分野の融資機関の紹介で、「ソリダリガード」という異質の機関(融資を受ける側)を含めることは不適切である。また「むすびに」も貧弱に過ぎ、全体として事例紹介に終わっている。

第9章・10章は、他の章とのバランスからして、不必要に長すぎるきらいがある。また、第12章は9章と同じJICAの関わりを記述しており、なぜ2章に分ける必要があるのか(そもそもJICAの活動対象は「消費者」ではない)合理性に欠ける。

全体として、JICA、JETRO といった公的機関に関する比重が高い（研究参加者全体に占める割合が高いことによる）。内容や分量からして、本研究は、「フェアトレードは貧困削減に結び付くか」というよりも、「ODA は貧困削減のツールとしてフェアトレードを使えるか」とでも題すべきものと思われる。

(z) ポスト開発期における韓国財閥の成長と転換

(z-1)

「ポスト開発期における韓国財閥の成長と転換」と題する本研究は 1980 年代以降における韓国財閥の成長と転換の過程を、「組織能力」の視点から明らかにしようとしたものである。その視点は従来の韓国財閥研究には見られなかったものであり、先行研究から得られた視点を発展的に継承するかたちで、筆者の研究上の独創性が示されている。筆者のこの方法論により、韓国財閥の成長と転換について、多くの現実が説明できたものと評価できる。

ところで、本研究の中で考察されている「組織能力」については、結局韓国に特殊な要因として位置づけられるものか、それとも他の発展途上国の財閥（企業集団）に対しても説明能力を有する有効な視点として一般化できるものか。筆者は後者の点を「政策提言への貢献」として主張している。

もちろん一般化できる部分も存在しているが、査読者の見るところ、韓国財閥の本質をきちんと説明するためには、筆者の指摘する諸要因だけではやや不十分と思われる。

家族経営者の中でもグループ会長に位置する「総帥」の意思、影響力をどのように考察するか、について本研究では必ずしも十分な吟味が行われているとは言えない。これらは表面にはなかなか現われ得ない要素であり、外部の研究者としてはアクセス不可能な情報の類に属するものかもしれない（こうした分野を研究する査読者も日々同様な思いを感じている）。しかし断片的ではあるものの彼らおよび周辺人物などの発言などを収集・分析する作業を通して、「総帥」の意思や影響力を考察することはできると考えられる。内部事情を知りうる立場にある関係者に対するインタビューなどが重要なことは言うまでもない。

査読を実施している間に、本研究の「終章」において指摘されていた三星グループの李健熙前会長の経営復帰が正式発表された。筆者は「家族経営者一人体制のリスク」として、父親がグループ会長職を辞任した後、俸給経営者による共同運営体制に移行したが、将来のトップになるであろう息子は副社長に就任したに過ぎず、創業者家族にとっては「不安定な状況が続く」との考察を述べている。

実際はそうであったのだろうか。実質的には決して「不安定な状況」ではなかったのではないかと、査読者は見ている。グループ総帥が、表面的、かつ形式的に経営第一線を退いたとしても、所有面での地位は変わらなかったのであり、「俸給経営者による共同運営体制」の上位において引き続き実質的な支配力を持ち続けた。会長不在の 1 年間はこう総括できるのではないか。裁判での決着に引き続き、大統領特赦によって環境整備がなされたなかで、1 年後の経営復帰が実現したのである。

こうした例以外でも、韓国の場合、「財閥経営を取り巻く政治要素」を十分に考察範囲に入れないと現実を理解するのが非常に困難である。純粋な経済的・経営的要素のみによって説明できる範囲は自ずと限界があると言わざるを得ない。筆者の今後の韓国財閥研究の発展のためには、こうした視点も加味されることが望まれる。

(z-2)

・韓国における 4 つの上位財閥について、理事会における俸給経営者の比率の推移、所有構造とグ

グループ内出資の変化、グループ本社組織の変遷などが詳細に分析されている点が、評価できる。

・ただ、1章の2節以降、4つの財閥に関して順番に記述されている部分がややパターン化された記述という印象を感じる。俸給経営者の役割の増大に関して、数値データ、経歴分析のみならず、グループ経営の中で具体的に決定権を強化してきた実例などにより、論述に厚みをつけてほしい。

(aa) 受託生産取引を通じた後発国企業の成長メカニズム - 台湾ノート型 PC 製造業研究

(aa-1)

研究タイトルとしては 2009 年度の調査研究となっているが、単年度の成果にとどまらず、研究担当者の 5 年間の研究成果が存分に生かされている貴重な研究となっている。現実の後発国産業の成長を解き明かそうとする真摯な目的意識、丁寧な資料収集や分析、また後発国産業の経済成長を先進国産業とのリンケージで捉える視角は、現時点での実証研究として他の研究を凌ぐものであり、高く評価出来る。

とくに、新興国産業の成長を単なる発展段階論ではなく、先進国産業との相互作用として分析するフレームワークは、新興国の経済開発論のみならず、先進国である日本がどのようにアジア産業ネットワークに溶け込んで行くべきなのかという大問題を考える基盤を与えている。

従来議論されていた発展段階論では、新興国産業は「顔のない主体」として描かれ、その成長は技術伝播によって、「自然」と達成されるとの暗黙の仮定があった。しかし、このような仮定は、技術伝播がどのように行われるのかをブラックボックスにしまい、技術伝播を外生変数や環境変数としてしまう傾向があった。このような理解は、マクロ経済学としての国際貿易理論や経済成長論の理解を促進するものの、現実の各国の成長戦略（産業政策やイノベーション政策）、さらに各国企業のビジネスモデルを考察する上では、ほとんど役に立たなかった。

これに対して、本研究は個別企業レベルの観察を元にしなが技術伝播を先進国企業と新興国企業とのインタラクションであると捉えることによって、技術伝播速度を規定する要因について特定する事に成功している。すなわち、コア技術を握る企業によるプラットフォーム化 プラットフォームを基盤とした新興国企業の学習メカニズム プラットフォーム企業とブランド企業の付加価値の取り合い競争である。

分析単位を企業とする事で、インタビューや統計などの情報収集・分析は、極めて困難なプロセスになったと予想される。しかし、本研究は、十分にその困難なプロセスに見あうだけの成果を上げていていると思われる。今後、多くの研究が、この研究を基盤として、議論・調査・分析を発展させていくものと思われる。

本研究は詳細な分析と豊富な事実発見（第 2～6 章）に対して、控えめなインプリケーション（終章）となっている。これは、単年度の調査研究報告書としての性格上、致し方ないものだと思われる。しかしながら、本研究の持つ潜在的な価値はこれにとどまるものではない。よって、本研究の価値を学术界および産業界に理解してもらうために、次のような考察を望む。

まず日本企業にとって、どのような国際展開（とくにアジア展開）が望ましいのかというメッセージを要望する。台湾ノート産業の事例は、台湾企業の成功事例であると共に、日本企業の失敗事例であった。そして、アメリカの伝統的企業の失敗であって、同時に、アメリカの新興企業の成功であった。ここから日本企業はどのような事を学べるのであろうか。

2 つめに、分業パターン（コミュニケーション・パターン）との関連である。日本企業は概して濃密なコミュニケーションを企業間に望む。それに対して、欧米企業は、標準化され文書化された（コード化された）コミュニケーションを指向する傾向がある。これはパソコン産業に限らず、自動車産業など様々な産業で日本企業に観察されることである。Face-to-face のコミュニケーションを基盤としたネットワークは、効率的な問題解決をもたらすが、その後の収益化はどうであろうか。ノートパソコンの事例では、日本のブランド企業は収益化に成功したとは言えない。

3 つめは、いかにして先進国企業はプラットフォーム型のビジネスを成功させる事が出来るのか。言い換えれば、プラットフォームを介した新興国のパートナーをどのようにみつければよいのだろうか。そして、新興国企業は、このチャンスをどのように生かせばよいのか。

4 つめはイノベーション政策（産業政策）の観点から、このようなプラットフォームを介した先進国・新興国産業のリンケージを前提とした場合、どのような施策が望ましいのか。知的財産、投資税制（法人税制）は、どうあるべきか。また、NEDO や産総研のような国立研究所のあり方や、技

術成果の国際標準化をどのように考えるべきか。予め、新興国の国立研究所や企業に、これらの研究コンソーシアムのメンバーになってもらうべきなのか、それとも、特定の条件や制限が望ましいのか。

5 つめに、新興国企業（台湾企業）の、将来のイノベーションのパターンや産業進化の方向性はどうか。補論にも触れられていたように、単なるプラットフォーム利用者であった台湾企業は、新たな役割を果たそうとしている。この産業進化の方向性は？

これら 5 点は、部分的には報告書の各所で議論され、筆者の意見も表明されている。しかしながら、本研究のもつ意義を考えた場合、これらの論点に対して包括的にまとめて答える必要が有るだろう。いくつかは、今後の課題として更なる研究が必要かもしれない。本研究は意義のある研究であり、これらの論点に対するメッセージを読者は熱望しているだろう。

いずれにせよ、これらの論点は今後の研究成果とともに回答されるものであり、本報告書の価値を損なうものではない。今後、本テーマのように、広く社会に貢献する研究の継続を希望する。

(aa-2)

< 評価できる点 >

分析フレームワークがしっかりしており、序章から終章に至る論旨の展開も明快である。それゆえに、原稿用紙 300 枚の大作であるが、最初から終わりまで一気に読むことができた。文章も表現力が豊かでわかりやすい(ただし、ところどころ一文が 5~6 行にわたるなど、やや長い傾向あり)。

豊富な実証データ、特にインタビューの生の声がふんだんに利用されており、全体的に実証は説得力がある。特にインテル関連のインタビューに成功している点は高く評価できる。また、筆者の考え方を示した概念図が挿入されているのも読者の理解を助ける。

< 疑問点および精緻化の余地がある点 >

第 2 章 3 ページ：インテルのプラットフォーム戦略に対して、ブランド企業側は全くの無抵抗であったのか？ 無抵抗であったのであればその理由を、抵抗があったのであればその具体的な様相を描写してほしい。

第 4 章 3 ページ：「アプリオリ」と「アドホック」を対峙させているが、この両者は必ずしも対立概念ではない。アプリオリの反対語はアポステリオリ。ここは、演繹的と帰納的という対比語で説明してもよいのではないか。

第 5 章 7 ページ：「(1) インテル - ブランド企業間関係の弱まり」 この部分は核となる具体的な情報である。しかし情報の出所が示されていない。出所を示すべき。

第 5 章図 2 および図 4：筆者はこの二つの図で、インテルのブランド企業からの付加価値の吸い寄せを表そうとしている。これはこれでよいが、PC 関連のバリューチェーンをまず描き、「吸い寄せ前」のインテルの付加価値獲得範囲と「吸い寄せ後」のそれとを概念図として比較提示したほうが、「吸い寄せ」の動的なイメージが出ると思料する。

第 6 章について：第 6 章は、評者が相対的に疑問・不満を感じた章である。それゆえ、二つ目の評価査定を「B」にした。以下、評者の疑問・不満を示す。

- 複数顧客を抱えることで情報上の優位性を持つということだが、当然、個々の顧客情報は守秘義務で横流しはできないはずである。その点は筆者も認識していることがうかがわれる（10～11ページ）
- 一方で、ビジネスユニットの上に位置する幹部間で情報交換が行われて、情報がプール化されたという。しかしそれだけでは説得力に欠ける。
- なぜなら、顧客に対して提案活動をするのは現場であろうから、幹部間で交換された情報が現場にフィードバックされるはずである。その仕組みはどうなっていたのか、知りたい。またそうした仕組みがあったとしても、それと守秘義務遵守の関係も気になる（なぜなら結果的に守秘義務を破ることにもなりかねないので）
- 評者の勝手な仮説だが、プールされた情報を吸収、消化していく台湾企業側の学習活動（幹部主導の定期的勉強会やインセンティブをつけた品質改善活動や提案促進活動など）があったのではないか。守秘義務といっても、台湾企業には日本企業ほどのコンプライアンス規律がなく、情報の横流しが半ば公然と行われていて、ブランド企業側も自社にとってメリットがあるので黙認していたのではないか。
- いずれにせよ、「能力構築」というのであれば、台湾企業側の人々の活動の側面に焦点をあてた記述がもう少し必要ではないだろうか。現状は、「複数顧客」、「ビジネスユニット制」など組織の制度や仕組みの側面に偏りすぎている。能力構築の主人公はあくまでも人であろう。あるいはPC産業において、人材がさほど重要でないのであれば、その点について理由とともに言及してほしい。

以上に指摘した点は、「顧客のために価値ある提案を行う能力」の「価値ある提案」が、曖昧なイメージでしか伝わらないことにもつながると思われる。それは「設計図」なのか？それとも複数のバリューチェーンにまたがる「パッケージ化されたサービス」なのか？あるいは、製品提供に付随したコンサルティングサービスなのか？もう少しはっきりしてほしい。

(bb) 国際リサイクルの制度設計

(bb-1)

コメントなし。

(bb-2)

本研究成果は、再生資源や中古品が国境を越えてリサイクルされ、リユースされているという現実の状況を受け止め、アジア地域における具体的な実態調査とそこでの各種の問題点の整理を踏まえながら、これからの国際リサイクルに関する制度設計への提言を盛り込んだものであり、示唆に富むものとなっている。

とくに、この共同研究のメンバーには、主査をはじめ、この間、当該分野に地道に取り組んできた中堅・若手の有能な研究者・専門家が加わっており、各分担章のみならず、共同研究全体としても、非常によくまとまったものとなっている。

内容的にみると、まず、国際リサイクルをめぐる国内外での議論の変遷を的確に整理したうえで、貿易統計プラス実態調査にもとづく再生資源および中古品の国境移動の実情について、幾つかの国とケースを取り上げて調査を行い、そこで具体的に問題となっている有害廃棄物の規制をめぐるバーゼル条約への対応状況について詳細な検討が行われている。そして、最後に、それらを総括する形で、これからの適正な国際リサイクルの構築のための制度設計に向けた幾つかの諸課題がとりまとめられている。最後の制度設計に向けた諸課題の整理では、もう少し踏み込んだ提起がほしいと思われる部分もあるが、全体としていえば、アジアにおける国際リサイクルの制度設計をめぐる今後の議論への十分なたたき台となりうる価値をもった貴重な成果ととりまとめになっているものと判断される。

アジア経済研究所 業績評価の実績

年 度	評 価 の 体 制 と 対 象
1993 (平成 5)年度	業績評価作業に着手。出版物 4 点を対象に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究双書「発展途上国のビジネスグループ」、「経済発展と金融自由化」 「開発と政治 - ASEAN 諸国の開発体制」 ・ アジアの経済圏シリーズ 「長江流域の経済発展 - 中国の市場経済化と地域開発 - 」
1994 (平成 6)年度	規程を制定し、外部有識者を含む業績評価委員会体制を敷く。2 研究会を対象に、その発足、実施体制から成果内容までを評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会「途上国の貿易自由化政策と経済開発」(平成 4、5 年度実施) ・ 研究会「中東社会における権力関係の動態」(平成 4、5 年度実施)
1995 (平成 7)年度	終了した大型プロジェクト全体について成果物を含めて総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア工業化展望総合研究事業(昭和 61 年度 - 平成 6 年度実施)
1996(平成 8)年度	継続中の調査研究事業を取り上げ、その成果物を含めて総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動向分析事業(平成 7 年度実施)
1997(平成 9)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中東総合研究事業(平成 8 年度実施)
1998(平成 10)年度	研究業績評価事業と改定。調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機動分析情報事業(平成 10 年 1 月～12 月実施)
2000(平成 12)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア工業圏経済予測事業(平成 8 年度～平成 12 年度実施)
2001(平成 13)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ研究(主に三地域等総合研究事業)(平成 10 年度～平成 13 年度実施)
2002(平成 14)年度	調査研究事業とその成果物および調査研究事業以外の事業について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀の開発戦略事業(平成 10 年度～平成 13 年度実施) ・ アジア経済研究所図書館事業
2003(平成 15)年度	研究所の全事業について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 成果普及事業 ・ 研究交流事業 ・ 人材育成事業 ・ 調査研究事業 ・ 研究支援業務
2004(平成 16)年度	研究所の全事業について総合的に評価。(但し、管理部門(研究支援業務)については各事業の中で言及し、評価対象から除外。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 成果普及事業 ・ 研究交流事業 ・ 人材育成事業 ・ 調査研究事業
2005(平成 17)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 調査研究事業
2006(平成 18)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館事業 ・ 調査研究事業

2007(平成 19)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 ・調査研究事業
2008(平成 20)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 ・調査研究事業

(1999(平成11)年度は幕張への移転等の事情により実施せず)

2009 年度アジア経済研究所業績評価報告書

2010 年 6 月発行

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3 - 2 - 2

TEL : 043-299-9526 FAX : 043-299-9724